

『日本国現報善惡靈異記』『今昔物語集』

両書の比較研究

—標題・結尾両部分の関係—

野 口 武 司

薬師寺沙門景戒撰する『日本国現報善惡靈異記』（以下、『靈異記』）の上中下三巻には都合一一六縁の説話が収録されており、そのうち七九縁が『今昔物語集』（以下、『今昔物語』）に直接関係説話乃至類話（以下、これらを両書共通説話と仮称する。）として引載されている。この両書共通説話の標題を示すと「表一」のようになる。件の標題は、撰者が説話に有する意味内容を能く吟味し斟酌して付記した、言わば説話の顔とも見做しうるものであるから、これを検討することに依り、撰者が説話に如何なる意味を見出していく、それを重要視したか、或いは如何なる意味を見出すのを最も妥当・適切と考えていたかを想察することが出来るのである。従つて、茲では、斯様な観点から両書共通説話のうち、取り分け『靈異記』収載説話の結尾に撰者景戒に付記されたとみられる評言部分を『今昔物語』が如何ように受容し摄取しているか、而してこのことと、それら両書の各標題とが如何に係わり合っているか、といった事柄を中心に採り上げつゝ、両書が各自に主張する処を考え、更にそれを通して両書の性格の一端を明らかにしてみようと思う。

〈表一〉

通番号	『靈異記』の標題	所在	『今昔物語』の標題	所在
1	聖德太子示異表縁	上4	聖德太子於此朝始弘仏法語	所在
2	信敬三宝得現報縁	上5	建現光寺安置置靈仏語	所在
3	龜命放生得現報縁	上6	僧行善依觀音助從震旦帰來語	所在
4	贖龜命放生得現報縁	上7	亀報百濟弘濟恩語	所在
5	聾者帰敬方広經典得現報開両耳縁	上8	伴義通令誦方広經開聾語	所在
6	嬰兒鷲所擒他国得逢父縁	上9	於但馬國鷲取若子語	所在
7	偷用子物作牛役之示異表縁	上10	令誦方広經知父成牛語	所在
8	人畜所履觸體救收示靈表而現報縁	上11	觸體報高麗僧道登恩語	所在
9	女人好風声之行食仙草以現身飛天縁	上12	女人依心風流得感應成仙語	所在
10	僧憶持心經得現報示奇事縁	上13	百濟僧義覺誦心經施靈驗語	所在
11	惡人逼乞食僧而現得惡報縁	上14	古京人打乞食ヲ感ル現報ヲ語	所在
12	無慈心剝生兔皮而現得惡報縁	上15	大和国人捕菟感現報語	所在
13	遭兵災信敬觀音菩薩像得現報縁	上16	伊予国越智直依觀音助從震旦帰來語	所在
14	皆下讀法花経品之人上而現口啞斜得惡報縁	上17	山城国高麗寺榮常誦法花得現報語	所在
15	僧用涌湯之分薪而与他作牛役之示奇表縁	上18	延興寺僧惠昧依惡業受牛身語	所在
16	無慈心而馬負重駄以現得惡死報縁	上19	河内国人殺馬得現報語	所在
17	勤求學仏教弘法利物臨命終時示異表縁	上20	道照和尚亘唐伝法相還来語	所在
18	凶人不孝養房母以現得惡死報縁	上21	大和国人為母依不孝得現報語	所在
19	凶女不孝養所生母以現得惡死報縁	上22	古京女為依不孝感現報語	所在
20	勤求學仏教弘法利物臨命終時示異表縁	上23	河内国人殺馬得現報語	所在
21	凶人不孝養房母以現得惡死報縁	上24	道照和尚亘唐伝法相還来語	所在
22	凶女不孝養所生母以現得惡死報縁	上25	大和国人為母依不孝得現報語	所在
23	勤求學仏教弘法利物臨命終時示異表縁	上26	古京女為依不孝感現報語	所在
24	凶人不孝養房母以現得惡死報縁	上27	河内国人殺馬得現報語	所在
25	勤求學仏教弘法利物臨命終時示異表縁	上28	道照和尚亘唐伝法相還来語	所在
26	凶女不孝養所生母以現得惡死報縁	上29	大和国人為母依不孝得現報語	所在
27	勤求學仏教弘法利物臨命終時示異表縁	上30	古京女為依不孝感現報語	所在
28	凶人不孝養房母以現得惡死報縁	上31	河内国人殺馬得現報語	所在
29	勤求學仏教弘法利物臨命終時示異表縁	上32	道照和尚亘唐伝法相還来語	所在
30	凶女不孝養所生母以現得惡死報縁	上33	大和国人為母依不孝得現報語	所在
31	勤求學仏教弘法利物臨命終時示異表縁	上34	古京女為依不孝感現報語	所在
32	凶人不孝養房母以現得惡死報縁	上35	河内国人殺馬得現報語	所在

39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20
贖蟹蝦命放生現報蟹所助縁	罵僧与邪姪得惡病而死縁	常鳥卵煮食以得惡死報縁	己作寺用其寺物作牛役之縁	智者誹妬变化聖人而現至閻羅闕受地獄苦縁	至誠心奉写法花經有驗示異事縁	依漢神祟殺牛七頭又修放生善以現得善惡報縁	力女捕力試縁	惡逆子愛妻將殺母謀現被惡死縁	恃己高德刑賤形沙彌以現得惡死縁	締知識為四恩作繪仏像有驗示奇表縁	令盜絹衣帰願妙現菩薩修得其絹衣縁	妻為死夫建願圖繪像有驗不燒火示異表縁	修持孔雀王咒法得異驗力以現作仙飛天縁	邪見打破乞食沙彌鉢以現得惡死報縁	修持孔雀王咒法得異驗力以現作仙飛天縁	邪見打破乞食沙彌鉢以現得惡死報縁	修持孔雀王咒法得異驗力以現作仙飛天縁	忠臣少欲知足諸天見感得報示奇事縁	
中12	中11	中10	中9	中7	中6	中5	中4	中3	中1	上35	上34	上33	上32	上31	上30	上29	上28	上27	上25
山城国女人依觀音助遁蛇難語	紀伊国人邪見不信蒙現罰語	和泉国人燒食鳥卵得現報語	武藏国大伴赤麿依惡業受牛身語	行基菩薩學仏法導入語	奉入法華經宮自然延語	摶津国殺牛人依放生力從冥途還語	吉志火麿擬殺母得現報語	長屋ノ親王罰沙弥感ル現報語	尼所被盜持仏自然奉值語	依妙見菩薩助得下被盜絹上語	河内国八多寺仏不焼火語	鴉者依仏助免王難語	御手代東人念觀音願得富語	白髮部猪麿打破テ乞食鉢ヲ感ル現報ヲ語	役優婆塞誦持呪駈鬼神語	石川沙彌造惡業得現報語	高市中納言依正直感神語		
16 16	16 38	20 30	20 21	11 2	12 26	20 15	23 17	20 33	20 27	12 17	17 48	12 18	12 16	16 14	20 16	20 26	11 3	20 38	20 41

40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54						
生 _ニ 愛 _ニ 欲 _ニ 恋 _ニ 吉祥天女像 _ニ 感 _ニ 応示 _ニ 奇表 _ニ 縁	窮女王帰 _ニ 敬 _ニ 吉祥天女像 _ニ 得 _ニ 現 _ニ 報 _ニ 縁	奉 _レ 写 _ニ 法花經 _ニ 因 _ニ 供 _ニ 養 _ニ 顯 _ニ 母作 _レ 牛之因 _ニ 縁	依 _テ 不 _ニ 布施 _ニ 与 _テ 放生 _ニ 而現得 _ニ 善惡報 _ニ 縁	觀音銅像反 _ニ 化 _ニ 鷲形 _ニ 示 _ニ 奇表 _ニ 縁	皆 _ト 誦 _ニ 持 _ニ 法花經 _ニ 僧 _ニ 而現口 _ニ 唱 _ニ 斜得 _ニ 惡死報 _ニ 縁	憶 _ニ 持 _ニ 心經 _ニ 之女現至 _ニ 閻羅王闕 _ニ 示 _ニ 奇表 _ニ 縁	地神王 _ニ 蹲 _ニ 放 _ニ 光示 _ニ 奇表 _ニ 得 _ニ 現報 _ニ 縁	仏銅像盜人所 _レ 捕示 _ニ 靈表 _ニ 顯 _ニ 盜人 _ニ 縁	彌勒菩薩銅像盜人所 _レ 捕示 _ニ 靈表 _ニ 顯 _ニ 盜人 _ニ 縁	閻羅王使鬼得 _ニ 所 _レ 召人之賂 _ニ 以免 _ニ 縁	閻羅王使鬼受 _ニ 所 _レ 召人之饗 _ニ 而報 _ニ 恩縁	未 _ニ 作 _ニ 畢 _ニ 所 _レ 棄 _ニ 仏像木示 _ニ 異 _ニ 靈表 _ニ 縁	力女示 _ニ 強力 _ニ 縁	極窮女於 _ニ 釈迦丈六仏 _ニ 願 _ニ 福分 _ニ 示 _ニ 奇表 _ニ 以現得 _ニ 大福 _ニ 縁	行基大德放 _ニ 天眼 _ニ 視 _ニ 女人頭塗 _ニ 猪油 _ニ 而呵噴 _ニ 縁	行基大德女人携子視 _ニ 過去怨 _ニ 令 _レ 投 _ニ 淵示 _ニ 異 _ニ 表 _ニ 縁	將 _レ 建 _ニ 塔発 _ニ 願時生女子捲 _ニ 舍利 _ニ 所 _レ 產縁	貸 _ニ 用寺息利酒 _ニ 不 _レ 償死作 _レ 牛役之償 _ニ 債縁	女人惡鬼見 _レ 點被 _ニ 食噉 _ニ 縁	
中13	中14	中15	中16	中17	中18	中19	中20	中21	中22	中23	中24	中25	中26	中27	中28	中29	中30	中31	中32	中33
吉祥天女撮像奉 _レ 犯 _ニ 人語	王衆女仕 _ニ 吉祥天 _ニ 得 _ニ 富貴 _ニ 語	伊賀国人行 _ニ 冥途 _ニ 還來語	讚岐國人行 _ニ 冥途 _ニ 還來語	觀音為 _レ 人被 _ニ 盜後自現給語	利荊女誦 _ニ 心經 _ニ 從 _ニ 冥途返語	山城國高麗寺衆常誦 _ニ 法花 _ニ 得 _ニ 現報 _ニ 語	金就優婆塞修行執金剛神 _ニ 語	和泉国尽惠寺銅像為 _ニ 盜人 _ニ 被 _ニ 壞語	弥勒為 _ニ 盜人 _ニ 被 _ニ 壞叫給語	橘ノ磐島賂 _ニ 使不 _レ 至 _ニ 冥途 _ニ 語	讚岐國女行 _ニ 冥途 _ニ 其魂還付 _ニ 他身 _ニ 語	修行僧広達以 _ニ 橋木 _ニ 造 _ニ 仏像 _ニ 語	尾張國女取 _ニ 返細曇 _ニ 語	貧女依 _ニ 仏助 _ニ 得 _ニ 富貴 _ニ 語	文殊生 _ニ 行基 _ニ 見 _ニ 女人 _ニ 惡給語	行基菩薩教 _ニ 女人惡子 _ニ 給語	遠江國丹生茅上起 _ニ 塔語	紀伊國名草郡人造 _ニ 惡業 _ニ 受 _ニ 牛身 _ニ 語	耽 _レ 財娘為 _レ 鬼被 _ニ 噉悔語	
17 45	12 25	17 46	20 17	16 13	14 28	14 31	17 49	12 13	17 35	20 19	17 35	12 13	20 18	12 11	17 36	12 18	17 37	12 22	20 22	20 37

79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	
漂 _二 流 _一 大海 _一 敬称 _二 尺迦 _一 仏名 _一 得 _レ 全 _レ 命縁	沙門 _一 目眼盲使 _レ 読 _二 金剛般若經 _一 得 _レ 明 _レ 眼縁	奉 _レ 写 _二 法華經 _一 女人誹 _二 過失 _一 以現 _レ 口啞斜報縁	用 _二 寺物 _一 復將 _レ 写 _二 大般若 _一 建 _レ 願以現 _レ 善惡報 _二 縁																	
下25	下23	下21	下20	下18	下13	下12	下11	下10	下6	下4	下3	中42	中41	中39	中38	中37	中36	中34		
紀伊国人漂 _レ 海依 _二 仏助 _一 存 _レ 命語	大伴忍勝発 _レ 願從 _二 冥途 _一 返語	阿波国人謗 _レ 写 _二 法花 _一 人上得 _二 現報 _一 語	丹治比經師不信写 _二 法花 _一 死語	美作国鉄堀入 _レ 穴依 _二 法花力 _一 出 _レ 穴語	藥師仏從 _レ 身出 _レ 藥与 _二 盲女 _一 語	魚化成 _二 法花經 _一 語	誦 _二 方広經 _一 僧入 _レ 海不 _レ 死返來語	沙弥所 _レ 持法花經不 _二 燒給 _一 語	依 _二 觀音助 _一 借 _二 寺錢 _一 自然償語	僧死後舌殘在 _レ 山誦 _二 法花 _一 語	女人蒙 _二 穗積寺觀音利益 _一 語	嫁 _レ 蛇女医師治語	修行僧從 _二 砂底 _一 掘 _レ 出仏像 _二 語	奈良馬庭山寺僧依 _二 邪見 _一 受 _二 蛇身 _一 語	觀音為 _レ 遁 _二 火難 _一 去 _レ 堂給語	觀音木像不 _レ 燒 _二 火難 _一 示 _二 威神力 _一 縁	觀音像示 _二 神力 _一 縁	孤嬢女憑 _二 敬觀音銅像 _一 示 _二 奇表 _一 得 _二 現報 _一 縁		
12 14	14 30	14 33	14 27	14 26	14 9	16 23	12 19	12 29	12 27	14 38	16 27	12 31	16 10	24 9	12 12	20 24	16 12	16 11	16 8	

〈表二〉

孝 徳	推 古	用 明	敏 達	御天 代皇
			<p>a、皇后（後の推古天皇）の詔に依り、屋栖野古採蒐の木材（楠）を用いての仏像造顕許可される。</p> <p>b、屋栖野古、蘇我馬子に皇后の詔を伝えると共に池辺直氷田に菩薩像三体を彫刻させ、豊浦寺に安置する。</p> <p>c、物部守屋、仏像を国内の都近くに置くことを禁じ、遙遠の地に捨て去ることを奏上する。</p> <p>d、皇后、屋栖野古に仏像隠蔽を命じ、屋栖野古、氷田直に仏像を稻藁中に隠させる。</p> <p>e、物部守屋、寺々を焼き、多くの仏像を難波堀江に流す。</p> <p>f、物部守屋、屋栖野古に国内に災害が起きているのは、客神像を国内で祭っている為だとして、早く客神像を故の豊國（韓国）に捨て去るよう責め立てる。だが、屋栖野古は之を拒否する。</p> <p>g、物部守屋、國家転覆の謀反を企て、その機会を窺う。</p> <p>h、物部守屋誅伐される。例の仏像を稻藁中より取り出し、之が後々迄伝世となることとなる。併の仏像、勅命に依り吉野の竊寺に安置される。</p> <p>i、（元年四月十日）屋栖野古、聖徳太子の侍臣となる。</p> <p>j、（十三年五月五日）屋栖野古、大信位を賜わる。</p> <p>k、（十七年二月）屋栖野古、播磨国揖保郡内水田司として派遣される。</p> <p>l、（三十二年四月）屋栖野古、僧都となる。</p> <p>m、（三十三年十二月八日）屋栖野古、難波で急死、三日後に蘇生する。</p> <p>n、（六年九月）屋栖野古、大華上位を賜わり、九十余歳で卒去する。</p>	<p>叙</p> <p>述</p> <p>内</p> <p>容</p>

先ず1（通番号、以下同様。）に就いて、『靈異記』の結尾に「誠知、聖人知レ聖、凡人不知、凡夫之肉眼見ニ賤人、聖人之通眼見ニ隱身、斯奇異之事」とあるが、これに対応する条は『今昔物語』に見られない。『靈異記』撰者景戒は、乞匂人の聖なることを見抜いた聖徳太子をば、聖者と見做し、その聖の示現し解明する諸種の異相をその標題に「示異表」と記したのである。これに対し『今昔物語』編者は斯様なことには然して関心を示さず、「此ノ朝ニ仏法ノ伝ハル事ハ、太子ノ御世ヨリ弘メ給ヘル也。不然ハ、誰カハ仏法名字ヲモ聞カム。心有ラム人ハ、必報ジ可奉シ」云々と述べて、殊の外、太子を我国に於ける仏法弘通の始祖とし、仍つて太子を崇敬すべき旨を主張し、その由を標題に「聖徳太子於此朝始弘仏法語」と記したのである。

次に2に就いて、凡そ当条の『靈異記』は、大花位大部屋栖野古連公の伝記類たる「本記」に基拠して、その本文部分を記述し、而る後に、「善哉大部氏」云々で始まる贊部分と、上記の本文に所見する屋栖野古連の蘇生譚に就いての説明部分とを附加した都合三段落から構成されていると観てよい。処で、当条の『靈異記』の本文部分に就いて、その内容をやゝ細かく見ると、〈表二〉に示す如く、(1)敏達(a～g)、(2)用明(h)、(3)推古(i～m)、(4)孝徳(n)の四天皇の御治世に及ぶ事蹟が年代記風に叙述されていると言える。而してこのa～nの叙述内容のうち、当条の『今昔物語』に対応するのは、a～h、即ち敏達・用明両帝の御代迄であり、i～n即ち推古・孝徳両帝の御代に及ぶ叙述に就いては当条の『今昔物語』に全く採り入れられていないのである。

さて、それでは当条の『靈異記』『今昔物語』両書間に於ける書承関係を如何よう理会すべきであろうか、次にそうしたことに就いて述べてみようと思う。

先ず、それら両書の当対応条の全文を掲記すると共に、そこに見る用字表現の異同に就いて調査し検討を加えてみることとする。

大花位大部屋栖野古連公者、紀伊国名草郡宇治大伴連等先祖也。天年澄情、重尊三宝。案本記曰、「敏達天皇之代、^A和泉國海中有^ニ樂器之音声、如^ニ笛[・]箏[・]琴[・]箜篌[・]等声、或如^ニ雷振動、^B昼鳴夜耀、指^レ東而流。大部屋栖古連公聞奏。天皇嘿然不^レ信。更奏^ニ皇后、聞之詔^ニ連公^一曰、『汝往看之』。奉^レ詔往看、実如^レ聞有^下當^ニ霹靂[・]之楠^上矣。還上奏之、『泊^ニ乎高脚浜。今、屋栖伏願應^レ造^ニ仏像[・]焉』。皇后詔、『宜^レ依^レ所^レ願也』。連公奉^レ詔大喜、告^ニ嶋大臣^一以^ニ傳^ニ詔命。大臣亦喜、請^ニ池辺直氷田^一雕^レ仏、造^ニ菩薩三軀像[・]、居^ニ于^ニ豊浦堂、以諸人仰敬。然物部弓削守屋大連公、奏^ニ皇后^一曰、『凡^ニ仏像不^レ可^レ置^ニ國內、猶遠退』。皇后聞之、詔^ニ屋栖古連公^一曰、『疾隱^ニ此仏像[・]』。連公奉^レ詔、使^ニ氷田直蔵^一乎稻中^ニ矣。弓削大連公、放^レ火燒^ニ道場、將^ニ仏像[・]流^ニ難破堀江、徵^ニ於屋栖古^一言、『今國家起^レ災者、依^ニ隣國客神像置^ニ於己國內、可^レ出^ニ斯客神像[・]。速忽棄^ニ流乎豊國^ニ也』。客神仏神像也。固辭不^レ出焉。弓削大連、狂心起^レ逆、謀^レ傾窺^レ便。爰天亦嫌之、地復懲之、當^ニ於用明天皇世^ニ而挫^ニ弓削大連。則出^ニ仏像[・]以^ニ伝^ニ後世[・]。命安^ニ置吉野竊寺^一而放^レ光阿弥陀之像是也。〔後略〕

今昔物語

今昔、敏達天皇ノ御代^ニ、^イ河内国[・]、和泉ノ郡ノ前ノ海ノ澳ニ樂器ノ音有リ。箏、笛、琴、箜篌等ノ音ノ如シ。亦、雷ノ震動ノ音ノ如シ。亦光有リ。日ノ始テ出ルガ如シ。昼ハ鳴リ、夜ハ耀ク。而モ、東ヲ指テ流レ行ク。
其時ニ、文部ノ屋栖野ト云フ人有リ。此事ヲ天皇ニ奏スル、天皇、敢テ不信給ハ。然レバ、后ニ申ス。后是ヲ聞テ、栖野ニ仰テ宣ハク、「汝^ヂ行テ、彼ノ光ノ所ヲ可見シ」ト。栖野仰^ニ奉テ、行テ見ルニ、聞ガ如クニ光有リ。船ニ乗、漕ギ行テ見レバ、大ナル楠、海ノ上ニ浮テ有リ。其木ニ現ニ光有リ。帰テ其由ヲ申シキ、「是、定テ靈木ナラム。此

木ヲ以テ仏像ヲ可造給シ」ト。后是ヲ聞テ、仰セテ宣ハク、「速ニ申ス如クニ仏ノ像ニ可造シ」ト。栖野仰ヲ奉テ、喜テ蘇我ノ大臣ニ仰テ、池辺ノ直氷田ト云フ人ヲ以テ仏菩薩三体ノ像ヲ令造テ、豊浦寺ニ安置セリ。諸ノ人詣テ、恭敬供養シ奉ル事無限シ。

然ル間、守屋大臣后ニ申シテ云ク、「凡、仏ノ像ヲ國ノ内ニ不可置。遠ク棄去レ」ト。后是ヲ聞テ、栖野ニ奉レ」ト。然レバ、栖野、池辺ノ氷田ヲ使トシテ□。其時ニ、守屋ノ大臣火ヲ放テ堂ヲ焼キ、仏ヲバ取テ、難波ノ堀江ニ流シツ。然レドモ、此仏ハ稻ノ中ニ隠シタレバ、不知。守屋ノ大臣栖野ヲ責テ云ク、「今、國ニ災ノ發ル事ハ、隣国ノ客神ヲ國ノ内ニ置ケル故也。早ク客神ノ像ヲ取出シテ豊國ニ可棄流キ也」ト。然レドモ、栖野固辞シテ、此仏ヲ不取出シテ止ヌ。

其後、守屋謀反ノ心有テ、短ヲ伺テ王位ヲ傾ケムトス。天神地祇ノ罰ヲ蒙テ、用明天皇ノ御代ニ、守屋遂ニ被罰ヌ。其後、此ノ仏ノ像ヲ取出奉テ世ニ伝レリ。今、吉野ノ郡、現光ニ安置シ奉ル。其時ニ、仏光ヲ放チ給ヘリ。阿弥陀ノ像、是也。

窃ニ稻ノ中ニ隠シタレバ、現光寺ヲバ窃寺トハ云フ也ケリトナム語リ伝ヘタルトヤ。

当条の『靈異記』『今昔物語』両書間には確かに用字・表記表現面で一致するもの（部分印）を見出せる。併しそうであるからと云つて、『靈異記』を以て『今昔物語』の直接の典拠と断定して了うのは早計に過ぎる。というのは、その反証を容易に挙げ得るからである。即ちそれは、①『靈異記』の傍線A部分と『今昔物語』の傍線イ部分との間に、②『靈異記』の傍線B部分と『今昔物語』の傍線ロ部分との間に各々相違点（傍×印部分がそれであり、当該部分に關しては、仮に、その×印部分の如く相違させて採り入れねばならなかつたことの必要性乃至理由を見出せないのである。）を確認しうることである。それに又、それら両書に所見する人名表記（傍波線・傍線両部分）の相違も、そうしたこと（当条の『今昔物語』は『靈異記』を直接の典拠としているとの見方）を補う一証と為し得よう。即ち当説話の主人公たる

屋栖野古に就いて、『靈異記』には屋栖古（屋栖）（傍波線部が共通）、『今昔物語』には栖野（屋栖野）、更に登場人物の物部弓削守屋大連に就いて、『靈異記』には弓削大連（連公）（傍波線部が共通）、『今昔物語』には守屋（ノ）大臣（守屋）と
いいうように各々表記・表現面で相違していることがそれである。

斯くして当条の『靈異記』『今昔物語』両書間に直接の書承関係を認めぬのが穩當、且つ妥当な見方と考えるので
ある。然すれば、当条の『今昔物語』は、『靈異記』所見の本記に直接拠って成ったというよりも、この本記に類す
る某典拠史料に基づき、当条の『靈異記』とは全く別個に成ったものと見るべきであろう。

尚、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各標題「信_二敬_一三宝、得_二現報_一縁」（前書）、「建_▲現_一光_二寺、安置靈仏語」（後書）
を見るに、前者に就き、当対応条の上記引文中には「得_二現報_一」に相当する部分が含まれておらず、先に触れた当対
応条に後続する部分、つまり、i₁~n₁条、就中、m₁~n₁条に見る事柄、即ち屋栖野古の死亡時に、その死体には芳香が
漂っていたこと、時人に「還活連公」と名付けられた如く、死亡三日後に蘇生したこと、その間に聖徳太子に拝謁し、
同太子の口添えで文殊師利菩薩より仙薬を賜わり、それを服用し、以て剣難（蘇我入鹿の乱）を避け得、爾後九十余歳の長寿
を全うしたこと、等々がその「得_二現報_一」の実態と言える。一方、後者に就き、当対応条の上記引文中の結尾傍二重
線部分がそれに相当しよう。併し乍ら、そこには、その標題表現のうち、「建_▲現_一光_二寺」のことに就いて何ら叙述され
ていない。これは、『今昔物語』の当説話（11-23）が諸大寺の建立縁起譚の一翼を担うものとして、その（○印付）
（加標題）先
後に、

聖武天皇始造東大寺語（11-13）

淡海公始造山階寺語（11-14）

聖武天皇始造元興寺語（11-15）

代々天皇造大安寺所々語（11-16）

天智天皇造藥師寺語（11-17）

高野姫天皇造西大寺語（11-18）

光明皇后建法華寺為尼寺語（11-19）

聖德太子建法隆寺語（11-20）

聖德太子建天王寺語（11-21）

推古天皇造本元興寺語（11-22）

○建現光寺安置靈仏語（11-23）

久米仙人始造久米寺語（11-24）

弘法大師始建高野山語（11-25）

伝教大師始建比叡山語（11-26）

慈覺大師始建楞嚴院語（11-27）

智證大師初門徒立三井寺語（11-28）

天智天皇建志賀寺語（11-29）

天智天皇御子始笠置寺語（11-30）

徳道聖人始建長谷寺語（11-31）

田村將軍始建清水寺語（11-32）

秦川勝始建広隆寺語（11-33）

建法輪寺語（11-34）

藤原伊勢人始建鞍馬寺語（11-35）

修行僧明練始建信貴山語（11-36）

始建竜門寺語（11-37）

義淵僧正始造竜蓋寺語（11-38）

とある如く、陸続たる一連の類話の標題表現形式の在り様に引かれたものと考えられるのである。

次に3に就いて、『靈異記』の結尾に「誠知、觀音威力難_ニ思議_ニ矣。讀曰、老師、遠學遭_レ難。將_レ帰无_レ由。濟渡憶_レ聖、椅上撲_レ威。化翁來資、別後過翳。因_レ儀常礼、其役不_レ輟」とあるが、この一条は『今昔物語』に採られていない。唯、『靈異記』の讀曰の部分は内容的に本文の総括的記述と解せるので、当該部分は改めて『今昔物語』に採り入れられなかつたと考えられるのである。

尚、この『靈異記』の結尾に記す如く、觀音菩薩の有つ威力の不可思議さを認識する点に於いては、『靈異記』の方が『今昔物語』よりも勝つてゐると言える。これは、『今昔物語』の標題に単に「依_ニ觀音助」とのみあるのに対し、『靈異記』の標題に「撲_レ憑_ヨ念觀音菩薩」とあつて、後者にこそ觀音菩薩への真摯にして深く厚い信仰心が濃密に表示されていることと照應するものである。

次に4に就いて、『靈異記』『今昔物語』両書の結尾を見るに、前書に「畜生猶不忘_レ恩返_ニ報恩。何況義人而忘_レ恩乎」とあり、後書に「龜ノ人ノ恩ヲ報ズル事ニ不始_ズ、天竺震旦ヨリ始メテ此ノ朝マデ此ナム有ケル」とある。之に依れば、『靈異記』では龜ですら報恩するのであるから、況してや人間たるもの報恩を忘却してはならぬというよう、人間のあるべき姿勢が主張の眼目とされている。これに対し『今昔物語』では飽く迄も龜の報恩とその由来を

陳述しているのみである。従つてこの差異がそのままそれら両書の標題にも示されていると言える。即ち『靈異記』に「贖_ニ龜命_一放生」とあり、その主体・主格は飽く迄も人間、『今昔物語』に「龜報_ニ佰濟弘濟恩」とあり、その主体・主格は飽く迄も龜とされている、というのがそれである。処で、『今昔物語』の標題のみでは、龜が報恩した理由・事情等を明らかにしえないが、『靈異記』の標題に依り、龜が贖われ放生された為と知られる。斯様に『今昔物語』の標題のみでは具体的に知りえぬことを『靈異記』の標題に依り知りうるケースが少くないのである。斯うした事例に就いては、次下にその都度指摘することとする。

次に5に就いて、『靈異記』の結尾に「見知、感應之道諒不_レ虛矣。」とある条は『今昔物語』に採られていない。当条は方広経を信じ念すれば、それが自づと仏に通じてその反応が得られること決して虚しからず、との意を説明するものである。これは、その標題に「帰_ヨ敬方広經典_一得_レ報」とある如く、正に方広經典に帰敬すればこそ可能な事である。従つて件の標題は、上引の本文結尾に付された文言内容に即応したものと言える。これに対し『今昔物語』の標題は、『靈異記』のそれに相違して、伴義通なる人物が単に方広経を某僧侶に誦ましめた結果、「開聾」けたということのみを表現しているに過ぎないので、そこから義通の方広經典に対する真摯にして深く厚い信仰心といったものを汲取ることは出来ないのである。⁽¹⁾

次に6に就いて、赤子が鷺に_ニ取られ、_レその父に再会する迄の事柄を内容とする話柄中、傍線①から②迄の経年数（『靈異記』八年、『今昔物語』十余年）や、傍線①の地点（『靈異記』丹波国、『今昔物語』丹後国）、更に『靈異記』では、育ての親が実の親に問題の赤子を返還したことになっているが、『今昔物語』では、育ての親が「我モ亦年来養ヒ立ツレバ、実ノ祖ニ不異。然レバ、共ニ祖トシテ可養キ」云々と契つて、尚も親権を主張した（これを赤子の側から言えば、育ての親に礼節を尽したことになる。）というように、両書の叙述内容に相違点を幾つか見出すことが出来る。而してそれら相異点の中で、『今昔物語』に於ける父親に就いての捉え方、扱い

方に関する事柄は、『鷺ノ即チ瞰ヒ失フベキニ、生乍ラ櫻ニ落シケム』ことと共に、『前世ノ宿報』に因るものであり、実に『父子ノ宿世』とは斯うしたことを謂うのだとしている。従つて赤子を育ての親から生みの親にきっぱり返還することになっている『靈異記』に於ける方が、そうでない『今昔物語』よりも、親子間の深縁さを媒体とする親子再会の不可思議さを大きく採り上げていると言えるし、又、然るが故に、その親子再会の奇縁・奇異をば、その標題に表示すべく「他国得レ逢レ父」と記したものと考えられるのである。

次に7に就いて、家主の父がその子息の十束の稻を偷んだことで罪を得、牛の身を受けていることを知る直接的契機は、僧に方広経を誦ませたことではなく、牛が語り示したことである。この意味では『今昔物語』の標題「令誦方広經知父成牛」は必ずしも相応しいものとは言えない。併し僧を招じて方広経を誦ませたことが間接的乍ら、家主が牛の身を受けていることを知らしめる契機になつてているのは確かでは是認されねばならぬことである。また牛が家主の父であることを牛自らが僧に語り示したとしているのは両書共通するが、『今昔物語』では『靈異記』と異なり、僧が夜の夢で知らされることになつてている。更に件の牛が死んだ後、僧にお布施し、その上、父の為に広く追善供養を営んだとして、『靈異記』は「因果之理、豈不レ信哉」と結ぶのに対し、『今昔物語』はそれに替えて「僧、『衾ヲ盜テ去マシカバ、此ノ世ニモ後ノ世ニモ惡シカリナマシ』トゾ心ノ内ニ思ヒケル」と記して因果応報の理の実存することを認めた上で、それを本説話に於いて具体的に説明しているのである。

尚、『靈異記』の標題は『今昔物語』のそれに相違して家主の父が牛の身を受けるに至つたことの理由を「偷^レ用子物」いた為と明記している。斯様に『靈異記』の標題が『今昔物語』のそれに相違して某人物が牛の身を受けるに至つたことの理由を明記している事例は他に左記のものがある。

『靈異記』の標題	所在	『今昔物語』の標題	所在
僧用 _ニ 涌 _レ 湯之分薪 _ニ 而与 _レ 他作 _レ 牛役之示 _ニ 奇表 _ニ 縁 己作 _レ 寺用 _ニ 其寺物 _ニ 作 _レ 牛役之縁 貸 _ニ 用寺息利酒 _ニ 不 _レ 償 _ニ 死作 _レ 牛役之償 _ニ 債縁	上 20 中 9 32	延興寺僧惠昧依 _ニ 惡業 _ニ 受 _ニ 牛身 _ニ 語 武藏國大伴赤磨依 _ニ 惡業 _ニ 受 _ニ 牛身 _ニ 語 紀伊国名草郡人造 _ニ 惡業 _ニ 受 _ニ 牛身 _ニ 語	上 20 中 9 所 在
	20 22	20 21	20 20

次に8に就いて、髑髏が高麗僧道登に報恩するけれど、果してそれが一体如何なることに因るものであるか、『今昔物語』の標題からのみでは知ることを得ないが、『靈異記』の標題に「人畜所_ニ履髑髏救収」とあることに依つて知られるのである。また死靈・白骨の類すら報恩するのであるから、況してや生ける人間がどうして報恩しないでよいであろうかとことを『靈異記』『今昔物語』両書とも、その本文に叙しているものの、後書は前書に相違して「然テ宇治ノ橋ヲバ此道登ガ造り始タル也。其レヲ亦、『天人ノ降テ造タル』トモ云フ。其レニ依テ大化ト云フ年号ハ有ケルトゾ云フ。此レヲ思フニ、道登ガ造ケルヲ助テ、天人ノ降ダリケルニヤ」云々と、その結尾に付記している。これは『今昔物語』編者が本説話に於ける道登の存在乃至最大の役割を宇治橋創建に觀てゐることを示し、而してそれが、その標題にも、『靈異記』の場合と異なり、彼の名前を掲記せしめた一因であるやに思われるのである。

次に9に就いて、一女人が現身のまま天空を飛翔しうるよくなつた直接的契機は仙草を食したことである。斯様な事柄は『靈異記』『今昔物語』両書に共通して録されているが、それを標題に依り明確な形で伝えてゐるのは『今昔物語』でなく『靈異記』であると言える。この『靈異記』の結尾に「誠知、不_レ修_ニ仏法_ニ而好_ニ風流、仙薬感應。如精進女問經云、『居_ニ住俗家、端_ニ心掃_レ庭、得_ニ五功德_ニ者、其斯謂之矣。』とあるが、そのうち傍線部分は『今昔物語』に採られていない。併し『今昔物語』の結尾には、当該説話に基づく「人猶心ヲ風流ニシテ、凶害ヲ可離キ也」との処世訓が記されている。

次に10に就いて、『靈異記』の結尾には、本説話に対する撰者景戒の「大哉釈子。多聞弘教、閉居誦經。心廓融達。所現玄寂。焉為動搖。室壁開通、光明顯耀。」なる贊が付記されており、これは『今昔物語』に採られていない。だが『今昔物語』の結尾には「定メテ知ヌ、此只人ニ非ズ。心經ヲ誦スル事、遂ニ不怠ズ。此ヲ見テ聞ク人、般若、心經ノ靈驗ヲ信ジ、聖人ノ徳行ヲ貴ビケリ」云々とあり、当該説話の主人公義覚の常人にあらざること、心經を誦するのを終生怠らなかつたこと、等々を見聞した人々は心經の顯現する靈驗を信奉すると共に、そうした義覚聖人の徳行を貴んだとしている。茲に「般若心經ノ靈驗」とあるのは『今昔物語』の本文に依る限り「口ヨリ光ヲ出シ」、その光が四方に「光リ耀ク」ことを指すのであるが、『靈異記』では更に詳しく「室壁開通」り、「心廓融達」のことである。故に心經を誦えることに依り顯現発揮される靈異・奇事の詳密さに於いて『靈異記』の方が『今昔物語』よりも一段と勝つてゐると言える。而してこれは、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各標題に於いて認知される表現上の差異、即ち前者の「憶持心經」と後者の「誦心經」との差異に徴しても窺知されるのである。

尚、斯様な事例は他に左記二例を検出しうる。

憶持心經之女現至闍羅王闕示奇表縁	中 19	利荊女誦心經從冥途返語
憶持法華經者舌著曝觸體中不朽縁	下 1	僧死後舌残在山誦法花語
	12 31	14 31

次に11に就いて、『今昔物語』の結尾には『靈異記』に見えぬ「努々乞食ヲ慢リ打ツ事、戯ニテモ可止シ」云々の一条が付記されている。これは文字通り乞食を打擲することを禁止するものであり、また、その標題に「打乞食ヲ」の表現が見られる所以である。而して之を『靈異記』の標題では「逼乞食僧」と記している。

尚、当条のように『靈異記』『今昔物語』両書の各標題に於いて、前者の悪（報）と後者の現（報）とが各々対応

関係にある事例を左記の如く多数検出しうることは傍々注意しておいてよい。

悪人逼乞食僧而現得惡報縁	古京人打乞食ヲ感ル現報ヲ語
无慈心剝生兎皮而現得惡報縁	大和国人捕菟感現報語
皆讀法花経品之人而現口喝斜得惡報縁	山城国高麗寺栄常誘法花得現報語
无慈心而馬負重駄以現得惡報縁	河内国人殺馬得現報語
凶人不孝養嫡房母以現得惡死報縁	大和国人為母依不孝得現報語
凶女不孝養所生母以現得惡死報縁	吉京女為依不孝感現報語
邪見仮名沙弥研塔木得惡報縁	石川沙彌造惡業得現報語
邪見打破乞食沙彌鉢以現得惡死報縁	白髮部猪麿打破テ乞食鉢ヲ感ル現報ヲ語
恃己高徳刑賤形沙彌以現得惡死報縁	長屋ノ親王罰沙弥感ル現報語
惡逆子愛妻將殺母謀現被惡死縁	吉志火麿擬殺母得現報語
常鳥卵煮食以得惡死報縁	和泉国人燒食鳥卵得現罰語
罵僧与邪姪得惡病而死縁	紀伊国人邪見不信蒙現罰語
皆誦持法花經僧而現口喝斜得惡死報縁	山城国高麗寺栄常誘法花得現報語

上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
19	16	15	21	19	16	15	23	21	19	16	15	14
28	38	30	33	27	20	26	38	31	29	28	25	20
31	40	32	35	30	27	25	38	32	31	29	28	25
38	45	35	38	32	29	27	35	33	31	29	28	25
45	52	42	45	38	35	33	42	35	33	31	29	25

次に12に就いて、『靈異記』『今昔物語』両書の結尾を見るに、前者に「恕己可仁。不無慈悲矣。」とあり、後者に「此レヲ思フニ、殺生ハ人ノ遊び戯レノ態ナレドモ、生類命惜ム事ハ人ニハ増ル也。然レバ、我ガ命ヲ惜ヲ以テ、彼レガ心ニ准ヘテ、永ク殺生ヲバ可止シトナム」云々とある。傍線A部分は傍線イ部分のように変改潤色されている訳であるが、後者では前者と異なり、殺生が人間にとつて单なる遊戯に過ぎぬとすること、人間と他余の生き物（生類）との生への執着に於いて、生類の方が人間よりも勝つてゐること、等を指摘している。これに対し前者では、人間は単に自己の心を基準として他人のことを能く慮り、慈悲心を持たねばならぬとしているに過ぎない。また前者、

即ち『靈異記』に於いて、慈悲無き人が叫び喚いて死んで了つたことをば、悪行に対する現世での報いが覗面に表わされた結果と觀て、そのことを強調しているが、これを『今昔物語』では、兎を殺した為に忽ち現世で報いを受けたのだ、との見聞者の謗言という形に変えているのである。

斯様に『靈異記』が悪業の果報に就いて「現報甚近」、或いは「現報不遠」と記している処を『今昔物語』が「(此レヲ見聞ク人)……(云ヒ)(懾ミ)謗ケル(リ)」というようになに變改潤色して引用攝取している事例は、他に「石別自纔臨^ニ涌釜、両目於^レ釜所煮。現報甚近。応^レ信^ニ因果」(『靈異記』上21)を「石別我家ニシテ釜ニ湯ヲ沸スニ、石別其ノ所ニ行テ、釜ノ辺ニ至ルニ、石別ガ二ノ眼忽ニ抜テ、釜ニ入テ煮ニ。此レヲ歎キ悲ブト云ヘドモ、更ニ力無シ。『此偏ニ度々馬ヲ殺セル咎ニ依テ現報ヲ感ゼル』トゾ皆人云ヒ謗ケル。」(『今昔物語』20-29)、「遂使^下其妻子等不^能生活。瞻保无^レ憑、餓寒而死。現報不^レ遠。豈不^レ信乎。」(『靈異記』上23)を「妻子食物無シテ、皆迷ヒニケリ。瞻保又食無キニ依テ、遂ニ飢へ死ニケリ。不孝ニ依テ、現報ヲ得ル事不遠。此レヲ見聞ク人、瞻保ヲ懾ミ謗ケル。」(『今昔物語』20-31)、「暫間寄^ニ他倉下、覆而圧之。誠知、現報甚近。寧不^レ慎歟也。」(『靈異記』上29)を「暫ク人ノ倉ノ有ル下ニ立寄テ、雨風ノ止ヲ待ツ間ニ、其ノ倉俄ニ倒レヌ。然レバ、猪丸打チ被歿テ死ヌ。妻子眷属ニ思フ事ヲモ云ヒ不置ズシテ、思ヒ不懸ズシテ死ヌレバ、『此レ他ニ非ズ、乞食ニ物ヲ不施ズシテ、詈リ罰テ、鉢ヲ打破レル咎也』ト知テ、此レヲ見聞人皆現報ヲ感ゼル事ヲゾ謗ケル。」(『今昔物語』20-26)と三例数えることが出来る。

尚、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の上引結尾文に於いて、後者の場合、前者の場合と異なり、單に己の命が欲しいというだけで、慈悲の心そのものに就いては何ら触れていない。而してこのことと、後書の標題に慈悲なる表現が見られぬことは即応していると言えるのである。

凡そ、当条に於ける一壯夫の如く説話の主人公の性格・人と為りが悪く書かれている者は『靈異記』説話一一六縁

のうち、（表三）に示す如く一三縁に見られる。而して斯様な人物は孰れも同書の撰者景戒に依り当然、悪報、然かも「悪死報」を受けるべき者と理会されていたのである。^{（註1）}

処で、当条に見る主人公「一壯夫」に就いて、「姓名未詳也」と記すが、斯うした類の記述は他に（表三）の①②③⑤⑦⑫及び「一女人」（中12）の七例見られる。このうち（表三）掲示の六例は、当条同様、全てその性格・人と為りが悪く書かれている者に関する記述に見られるものである。序ながら、（表三）には某人物の性格・人と為りを記す「天骨——」「天年——」なる表現がかなり多く見られるけれど、このうち前者は①⑥⑧⑨⑩⑬に都合六例見られ、これらは孰れも悪く書かれている場合に限られている。これに対しても後者は④⑤⑦⑪及び「聖徳太子」（上4）「大部屋栖野古」（上5）「智光」（中7）「一女人」（中12）「利刃優婆夷」（中19）「弁宗」（下3）の都合一〇例見られ、このうち悪く書かれているのは四例、善く書かれているのは六例存する。故に「天年——」なる表現は、どちらかと言えば、悪く書く時よりも善く書く時に多用されていることが知られるのである。

次に13に就いて、越智直一行八名が本国へ無事帰還して新たに一郡（越智郡）を設けると共に、其處に観音像を安置して以来、越智直の子孫が相尋いで件の像を敬いお守り続いているとの『靈異記』『今昔物語』両書共通内容の本文に、「蓋是觀音之力、信心至之。丁蘭木母猶現_ニ生相、僧感画女尚應_ニ哀形。何況是菩薩而不_レ應乎。」（前書）、「亦、其ノ國ノ越智ノ郡、此ヨリ始リケリ」（後書）と各々付記している。之に依り、前書は上記内容の事柄が成し得られたのは観音の御利益と信心の結果に外ならずとして、観音への敬信とその感應とを強調している。これに対し後書は、越智建郡の由來説明に主眼を置いていると言える。斯うした両書に看取される主張の差違、詮ずる所、叙述目的の相違は、『靈異記』に「八人同_レ心、竊截_ニ松木_ニ以為_ニ一舟。奉_レ請_ニ其像、安_ニ置舟上、各立_ニ誓願、念_ニ彼觀音。爰隨_ニ西風、直來_ニ筑紫。」とある処を『今昔物語』が「觀音ノ像ヲ船ノ内ニ安置シ奉テ、各願ヲ発シテ、泣々ク念ジ奉ル事無

〈表三〉

号通番	主人公名	主人公の性格・人と為り	(標題表現) 報	主人公の氏姓・本貫地・活動時期	所在
⑯	一壯夫	天骨不仁、喜殺生命	現得惡死報	郷里姓名未詳也 大和国	上16
⑮	一凶婦	死孝心、不愛其母	現得惡死報	姓名未詳也 故京	上24
⑭	石川沙弥	雖假容於沙弥而繫心於賊盜	得惡報	自度无名、其俗姓亦未詳、所以号石川沙弥者、以其婦河内国石川郡人也	上27
⑬	白髮部猪磨	天年邪見、不信三宝	得惡死報	得惡死報	上29
⑫	一中男	天年邪見、不信因果	現得惡死報	姓名未詳也	中10
⑪	一凶人	天年邪見、不信三宝	得惡死報	和泉國和泉郡下痛脚	中11
⑩	一盜人	天年心曲……不信因果	得惡死報	天平勝宝六年甲午春三月	中22
⑨	宇遲王	天骨邪見、不信三宝	現得惡死報	姓文忌寸也 <small>字云上田三郎矣</small>	下35
⑧	犬養宿祢真老	天骨邪見、厭惡乞者	得惡死報	聖武天皇御世	中26
⑦	横江臣成刀自女	天骨姪渋、濫嫁為宗	現得惡死報	和泉國日根郡部内	中27
⑥	田中真人広虫女	天年無道心、慳貧無給与	現得惡死報	姓武天皇御世	上24
⑤	一愚癡夫	自性愚癡、不知因果	現得惡死報	居住諸樂京活目陵北之佐岐村	下29
④	紀直吉足	天骨悪性、不信因果	現得惡死報	姫阿陪天皇代	下26
③			現得惡死報	越前国加賀郡人也	下16
②			現得惡死報	奈良宮御宇大	下15
①			現得惡死報	宮讚岐国美貴郡大領外從六位上小屋県主	中35
			現得惡死報	宮手之妻也	中22
			現得惡死報	宝龜七年六月一日	中11
			現得惡死報	姓名未詳也	下27
			現得惡死報	浜中村 白壁天皇之世	下33
			現得惡死報	紀伊国海部郡仁嗜之	
			現得惡死報	紀伊国日高郡別里椅家長公也	
			現得惡死報	延暦	
			現得惡死報	四年乙丑夏五月	

限シ。國ノ人後口ヲ疑フ事無クシテ此レヲ不知ズ。而ル間、自然ラ西ノ風出来テ、船ヲ箭ヲ射ガ如ク直シク筑紫ニ吹キ着タリ。」として、所願を觀音像に祈念したことと、西風が吹き出したこととの因果関係に就いての叙述に関して『靈異記』の方が『今昔物語』よりも遙かに直截、且つ密接的であると言える点からも窺い知られるのである。

次に14に就いて、この『靈異記』説話に内容を略々等しくするのが同書中巻第十八縁である。仮りに前者をA説話、後者をB説話と呼ぶこととする。これら両説話を比較検討すると両者間に内容上の異同を種々見出せる。即ち、説話設定の場所を山背国、場面を囲碁の対局中、誦持者を侮蔑し嘲笑した者が現世に於いて悪報を得て、それに相応する内容の法華経文を引き「其斯謂之矣」と結ぶ、という説話展開の大綱に於いて一致を見るとはいへ、説話展開の舞台に就いて、A説話では単に山背国とするのに対し、B説話ではより限定して同国相楽郡部内とし、時代設定に就いて、A説話では全く限定することなく極めて漠然としているのに対し、B説話では「天平年中」と限定し、或いは又、登場人物の員数や説話展開の結末に就いて、A説話では「一自度」「沙弥」「白衣」の三者とし、このうち「沙弥」が悪報を得ることになつてゐるのに對し、B説話では「白衣」「僧(栄常)」の兩者とし、このうち「僧(栄常)」が悪死報を得ることになつてゐる、というようく相違してゐるのである。処で、これらAB両説話を直接に或いは間接に書承するものとして『三宝絵詞』(中9) や『今昔物語』(14-28) がある。このうち『三宝絵詞』では登場人物を「沙弥」「俗」「乞者」の三者とし、「沙弥」と「俗」との囲碁対局中、法華誦経者たる「乞者」が訪れ、「沙弥」が碁を打ちつそれを聽き、その「乞者」を蔑み謗り、殊更に口を歪め、巫山戯半分にその誦経の音を訛つて真似た攸、「俗」がそれを聽き、「恐ろし」と言つて打つ碁は、その度毎に勝ち、「沙弥」は敗れるのみか程無くその口が歪んで了い、種々薬用治療を試みたが、終に直らなかつたとしている。

以上、『靈異記』『三宝絵詞』『今昔物語』三書の内容を比較吟味してみると、『三宝絵詞』の記述内容は『靈異記』

A B両説話のうち、特にA説話と一致する攸が極めて多いこと、表記・表現の上で『三宝絵詞』はA説話にみる字句を多少変えている処もあるにはあるが、A説話に見る形を略々そのまま受け継いでいること、等々を確認しうるので、『三宝絵詞』は『靈異記』A説話を直接の典拠としていることが分かるのである。更に『今昔物語』は件のA説話を直接の典拠としたのではなく、そのA説話のみに拠って書かれた『三宝絵詞』を根幹材料として、それにB説話をみる固有名詞（山背国相楽郡・高麗寺・栄常）を適宜に採り入れて記事を構成していると言える。従つてA説話の結尾文、即ち「法花經云、『若有_ニ輕咲之者、當_ニ世牙齒疎欠、醜_レ脣平_レ鼻手腳繚戾眼目角膝_ニ』者、其斯謂之矣」云々とある条は『三宝絵詞』に「法華經ニ云、モシカロミワラフ物アラハ、當世々ニ牙齒疎ニ欠醜脣黒、鼻ヒラミ、手足脚繚戾、眼目角膝ト云」云々とあり、『今昔物語』に「此レ正シク經ノ文ニ説ケルガ如シ、若シ此經ヲ輕メ謗ル者有ラバ、世々ニ歯闕ケ脣墨ミ、鼻平ニ足戾リ、喝ミ、目眇ナルヘシ。」（上記三書の各引文中に付した記号は次の通り。即ち○印は三書の全てに共通のもの、印は三書中、二書に共通のもの、●印は特に『三宝絵詞』に一致するもの。）とあって、『三宝絵詞』を経て『今昔物語』に略々そのままの形で書承されていることが知られる訳であるが、殊、『今昔物語』の当該条（経文引用条）に関する限り、その直接の典拠は『靈異記』そのものでなく、『靈異記』に拠った『三宝絵詞』であることが実証されるのである。

尚、『靈異記』B説話の結尾文、即ち「法華經云、『賢僧与_ニ愚僧、不得_レ居_ニ同位、又長髮比丘者、白衣不_レ剃_ニ髮鬢_ニ而賢也、同_ニ位同_ニ器而不_レ得_レ用。若強位者、銅炭上居_ニ鉄丸_ニ呑、墮_ニ地獄_ニ』は『三宝絵詞』や『今昔物語』に引用摂取されていないのである。

凡そ、『靈異記』の結尾文中所見の経文引用部分が『今昔物語』に如何ように引用摂取されているかを検するに、左表の如き結果が得られる（下段の『今昔物語』欄に於ける各印は下記の通り。○印は経文を踏まえ、或いは経文に拠って作文しているもの。×印は経文にそのまゝ引文摂取されているもの。×印は同書に全く採らざるもの。尚、同諸経名中には律・論の類も含めてある。）。

																通番号	『靈異記』	引文諸経名
16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	○法華經	精神女問経	
涅槃經	涅槃經	善惡因果經	涅槃經	大集經	×不思議光菩薩經	最勝王經	鼻奈耶經	憍慢經	大丈夫論	涅槃經	(某) 経	大方等經						
中 17	中 13	中 10	中 10	中 9	中 7	中 5	中 5	中 1	上 29	上 29	上 27	上 23	上 20	上 19	上 13	所在	所在	
×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×	引用状態	『今昔物語』	
16 13	17 45	20 30	20 30	20 21	11 2	20 15	20 15	20 27	20 26	20 26	20 38	20 31	20 20	14 28	20 42	所在	所在	

																	通番号	『靈異記』	引文諸経名
31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	○法華經	涅槃經			
大般若經	法華經	涅槃經	(毘奈耶) 律	×長阿含經	涅槃經	(某) 経	(某) 経	成実論	出曜經	(某) 経	涅槃經三十三卷	涅槃經十二卷	涅槃經	法華經			所在	所在	
下 23	下 20	下 18	下 18	下 4	中 42	中 41	中 41	中 32	中 30	中 27	中 22	中 22	中 19	中 18			所在	所在	
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	引用状態	『今昔物語』			
14 30	14 27	14 26	14 26	14 38	16 10	24 9	24 9	20 22	17 37	23 18	12 13	12 13	14 31	14 28	所在	所在			

之に依り、『靈異記』説話中、経文を引き、然も、その説話が『今昔物語』の主要乃至補助典拠となつてゐるもの
は二十四縁（が『今昔物語』は二十三語と「説話少くなつてゐるのは『今昔物語』の（14-28）」も存することが分かる（通番号で31を数えるのは一説
いるケースが存す）。而してこれら『靈異記』『今昔物語』両書に於ける二十四縁（二十三語）の共通説話中、『靈異記』所
見の経文に拠つて、或いはその意味内容を踏まえて『今昔物語』が記述乃至作文されてゐると考えられるのは、2
(14-28)、4 (20-31)、14 (20-30)、15 (17-45) の四例しかない。これを以て観れば、『靈異記』の経文引用部分の
『今昔物語』への引用摄取が如何に渺ないかが分かる。いま、この例外的な僅少四例に就いてみるに、4は『靈異
記』(上23)に「不孝衆生、必墮地獄。孝養父母、往生淨土。」とある処を『今昔物語』(20-31)が「世ノ人慙ニ父
母ニ孝養シテ、不孝ノ心ヲ不可成ズ」云々と、14は『靈異記』(中10)に「今身燒煮鶏子、死墮灰河地獄」とある
処を『今昔物語』(20-30)が「卵ヲ燒煮ル者ハ、必ズ灰地獄ニ墮」ト云ハ実也ケリ」トゾ人云ケル」云々と、15は
『靈異記』(中13)に「如涅槃經云。『多姪之人、画女生』欲者、其斯謂之矣。」とある処を『今昔物語』(17-45)が
「此ヲ思フニ、譬ヒ多姪ナル人有テ、好キ女ヲ見テ、愛欲ノ心ヲ発ト云トモ、強ニ念ヲ繫ル事ヲ可止シ。此レ極テ無
益ノ事也」云々としているように、これら4 14 15の三例は典拠資料たる『靈異記』所見の経文部分に有する意味内容
を充分に踏まえた上で、その経文をば世人の語り草や諺のように変形して作文していくも、そこには決して経文に拠
つた旨を記していない。併し、茲で問題としている残りの2の一例(14-28)のみは、その典拠資料たる『靈異記』
(上19)所見の経文に拠つた旨を明記しているのである。更にこの2の『今昔物語』(14-28)は、先に触れた如く、そ
の直接の典拠たる『三宝絵詞』に「法華經ニ云」とある処をそのまま受けたものであり、それは、更にその直接の典
拠たる『靈異記』(上19)所見の経文を略々そのままの形で継承する唯一の事例と言えるのである。

斯くして、2の『今昔物語』(14-28)が『靈異記』(上19)の引用経文を略々そのままの形で採り入れてゐる唯一の

事例であることを理会しうるのである。而してこの2の『今昔物語』(14-28)が、斯様な唯一の事例たり得たのは、先述した如く『靈異記』(上19)の経文引用部分が略々そのまま『三宝絵詞』に採用され、更にそれが『今昔物語』(14-28)の直接典拠とされたからに外ならないのである。

以上を要するに、『今昔物語』が『靈異記』を直接の典拠資料とする場合、そこに見る原拠の経文引用部分は、先ず以て削除して採用しないことを基本原則とし、ままそれに相違して、仮令、例外的にもせよ、経文引用部分を探り入れる場合(4×20-31×、14×20-30×、15×17-45×の三例の場合)には、それが経文に拠つた旨を明記せず、その経文部分に有する意味内容を充分に踏まえた上で、その経文自身をかなり変形し作文していることを指摘しうるのである。

次に15に就いて、『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「諒委、觀音所^A示、更不^B応^C疑。寧所^C迫^C飢雖^C食^C沙土、謹不^C用食^C常住僧物。所以大方等經云、『四重五逆我亦能救。盜^C僧物^C者我所^C不^C救』者、其斯謂之矣。」とあり、後者に「此レ、現ニ知ヌ、觀音ノ惠昧ガ牛ト成レル事ヲ人ニ令知ムガ為、僧ノ形ト成テ示シ給也ケリ。牛ノ主此ヲ不知シテ僧ニ咎ヲ行ハムト為ル事ヲ悔ヒ悲ミケリ。人此レヲ以テ可知、一塵ノ物也ト云トモ、借用セシ物ヲバ慥ニ可返キ也。不返シテ死ヌレバ、必畜生ト成テ、此レヲ償也。」云々とある。

之に依り、『靈異記』A部分の内容に具体性を有たせて理会し易い形で説明したのが『今昔物語』イ部分であること。而して『靈異記』B部分に於ける禁止項目は、飽く迄も常住僧の常用品を盗むべからざること。更に之を同書では、C部分に見るよう大方等經を引いて補説乃至裏打ちしていること。これに対し『今昔物語』ハ部分では上に触れた『靈異記』の場合と異なり、その借用物が必ずしも常住僧の常用品と限定している訳でなく、寧ろ、それ以外の物一般に迄汎く及ぼし、仮令、一塵の物でも、他者の物品を借用した場合は確實に返却すべきであり、若しそうしなければ、死後、畜生道に墮ちて生前の償いをする、と説いていること。更に『今昔物語』ロ部分は『靈異記』に全く

見られぬ条で、編者に依つて変改潤色されたものであること、等を理会しうる。

尚、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各標題を比較対照するに、先に7で触れたように、後者の「依_ニ惡業」の実態が前者の「僧用_ニ涌_レ湯之薪_ニ而与_レ他」に依つて具体的に知られるのである。

次に16に就いて、『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「現報甚近。応信_ニ因果_ニ。雖_レ見_ニ畜生_ニ而我過去父母_D。六道四生我所_レ生家。故不可无_ニ慈悲_ニ也。」とあり、後者に「『此偏ニ度々馬ヲ殺セル咎ニ依テ現報ヲ感ゼル』トゾ皆人云ヒ誘ケル。此ヲ思フニ、畜生也ト云ヘドモ皆我ガ前ノ父母也、殺生ハ尤可止シ。現報得ル事如此シ。此ヲ以テ後世ノ苦ヲバ思ヒ可遣シ」云々とある。

之に依り、『靈異記』A部分が『今昔物語』ではイ部分の如く、某見聞者の評言の形に変えて作文されており、『靈異記』B部分そのもの、つまりその直前のA部分を承けてのB部分に就いては、『今昔物語』に採られていない。だが、『靈異記』C部分は略々同一文言・同一内容で『今昔物語』ロ部分に受け継がれている。更に『靈異記』D部分は、そのままの形で『今昔物語』に採られておらず、そこに有する意味内容に基づいて『今昔物語』ハ部分の文章が作成されていると観て宜しかろう。

尚、『靈異記』にA部分の事実があるからこそ、同書では因果応報の道理を信じなければならぬこと、慈悲心を欠いてはならぬこと、それを承けた『今昔物語』では、殺生を止めるべきことを各々主張しているのである（傍点部分）。

当説話の主人公石別の馬の取り扱い方、遇し方に関する両書共通の所述に依れば、馬に過重負担を掛け、揚句の果てにそれを屠殺して了うことになつてるので、上述した両書の各結尾文に於ける主張のうち、『靈異記』のそれが的を得ており、『今昔物語』のそれが厳密に言えば、的を得ていないとなる。これら両書当該条の標題に於いても、『靈異記』のそれに「无_ニ慈_ニ心_ニ而」であるが、『今昔物語』のそれには、そうしたことが記されていない。之を要する

に、『今昔物語』は、その典拠たる『靈異記』に在る記述の範囲を踏外し、逸脱する程に迄、変形して了つてゐるところ解し得るのである。

兎も角も、『今昔物語』の結尾文に於いては、そうした変改潤色に依り、その典拠たる『靈異記』の結尾文に於ける因果応報の道理や慈悲心の主張という不可視的な抽象事象に可視的な具体形象を付与して、何人にも平易で理会のし易いものならしめていると言えるのである。

次に17に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書に於ける結尾部分を見るに、前者に「贊曰、『船氏明徳、遠求法藏。是聖非凡。終沒放光。』」とあり、後者に「道照和尚ハ權者也ケリ」云々とある。前者の贊のうち、傍線A部分を参考にして、後者では傍線イ部分の如き表現が為されたとも解せられる。但し、そこには、道照が聖とされる所以たる、己の徳を磨くべく、遠く唐国に仏法を求めて留学したとすることと、彼が示寂するに当たり、放光の奇瑞を示現したとすることに就いて、何ら闇説する処がない。故に前者は後者に相違して、その結尾文の贊に於いて、該人物を聖と評する所以たる「明徳、遠求法藏」むことと「終沒放光」つこと、更に贊以外の部分に於いて『今昔物語』に採られていない処の「遍遊諸方、弘法化物。」すことを強調していると言える。これは正しくその標題に「勤求学仏教弘法利物臨命終時示異表」とあることと即応するものである。これに対して『今昔物語』は、そうしたことを強調することなく、帰朝後の道照が暫し止住した「禪院」に就き、それが「元興寺ノ東南」に存した旨を『靈異記』以外の資料に拠つて補記しているに過ぎない。唯し、これは『靈異記』撰述の資料の出處を考究する上で等閑視し得ないことである。

尚、上に触れた『靈異記』の「遠求法藏」なる表現に関連して、同書に「奉勅求仏法於大唐」とあり、『今昔物語』に「天皇道照ヲ召、仰セ給テ云々、『近來聞ケバ、震旦ニ玄辨法師ト云フ人有テ、天竺ニ渡テ正教ヲ伝テ本国

ニ返来ル」ト。其中ニ、大乗唯識ト云フ法門有リ。殊ニ彼ノ法師好ミ習ヘル所也。此レ、「諸法ハ必識ニ不離ズ」ト立テ、仏ル道ヲ教ヘタリ。然ルニ、其教法未ダ此ノ朝ニ無シ。然レバ、汝ヂ速ニ彼ノ國ニ罷渡テ、玄辨法師ニ会テ、彼ノ教法ヲ受ケ習テ可返来シ」ト。道照宣旨ヲ奉ハリテ、震旦ニ渡ヌ。」云々とある条も傍々注意しておきたい。といふのは、これら両書の記述を比較対照するに、前者は道照自身の熱烈、且つ真摯な求法精神に立脚した入唐、後者は天皇主導下に於ける入唐、との印象の強さを否めぬし、この点からも、前者即ち『靈異記』は、その本文内容と標題とが密接不可分な関係にあることを認知しうるからである。

更に又、先に触れた『靈異記』説話の結尾に付記された贊に就いてであるが、之を有するのは都合十五縁（上巻に七縁、下巻に三縁、中巻に五縁）数える。果してこれらが『今昔物語』に採られているか否かを調査してみると、（表四）に示す如き結果が得られる。之に依り、『靈異記』説話で贊の付記されている一五縁中、『今昔物語』と対応関係にあるのは一二縁であり、このうち、その贊の部分が『今昔物語』に採られていると断言しうるのは皆無であるけれど、或いはそれに基拠し、或いは又、それが参考されて『今昔物語』の行文が為されたのではないことを考えさせる（△印事例）のが、茲で問題としている17（表四番号5）と、後述する66（表四番号10）の二縁話あるのみであることを知りうる。これを以て『靈異記』説話の結尾に付記されている贊が如何に『今昔物語』に採り入れられていないかを理会しうるのである。

次に18に就いて、『靈異記』が悪業の果報に就いて「現報甚近」、或いは「現報不遠」と記している処を『今昔物語』が「（此レヲ見聞ク人）……（云ヒ）（憾ミ）謗ケル（リ）」というように変改潤色して引用攝取していることや、『靈異記』所見の経文引用部分に有する意味内容に拠つたり、或いはそれを踏まえて撰つたりして、その経文部分をば『今昔物語』が世人の語り草のように仕立てて作文していることやの例として、茲に採り上げている18の場合に就いても既に11や14で触れておいた通りである。

〈表四〉

下欄の×印は『今昔物語』に全く引用されていない事例。
△印は『今昔物語』の記述の資に供されたことを考えさせる事例。

処で、当条のクライマックスシーンとも言うべき母がその子息瞻保に対し、非道、且つ不孝故に金輪際親子の縁を絶ち切らんとして泣き悲しんで語る際に、「靈異記」では「母出其嬪房而」云々と記述しているが、「今昔物語」では、これに相当する記述が見当たらない。而してこの記述は、件の会話部分を実に戯曲的で印象強く、当該会話に響きを与える。それを際立たせ、その表現効果を弥が上にも昂めさせていると言える。更にそれがそのまま「凶人不敬養嬪房母」として、その標題にも用いられている点で、同書に於ける本文と標題との密接不可分なる関係を茲にも確と認めうるのである。

次に19に就いて、「靈異記」「今昔物語」両書の各結尾部分を見るに、前書に「従此者不_レ如_ニ讓_レ分供_レ母而死_ニ耶」_トあり、後書に「此レヲ極テ益無キ事也。母ニ不孝養ズシテ死ヌレバ、後世ニ又惡道ニ墮ム事疑ヒ無シ。飯無クハ、我ガ分ヲ譲テ、母ニ可令食キニ、我レ夫トニ人食テ母ニ不令食ズシテ死ヌル事、此レ天ノ責ヲ蒙レル也。曰ノ内ニ現報ヲ感ズル、哀ナル事也。世ニ有ラム人、猶尤モ父母ニ可孝養キ也」とある。之を要するに、後書、即ち『今昔物語』では、そうした不孝養の女の所為とその結末に就いて「極テ益無キ事」とし、そのような悪業を為すことに依り「天ノ責」を蒙って、立ちどころに現報、即ち惡死報を得るに至つたと謂う。斯様な訳で世人は何を描いても父母に孝養を尽すべきであるとしている。

斯くして『今昔物語』は、「靈異記」説話を大きく変改潤色して孝養教訓説話をらしめていると言えるのである。

尚、『今昔物語』は、その典拠たる『靈異記』を採り入れるに当たり、その採用部分に有する意味内容を勘案吟味し、それに対しても評言を付記していることがある。例えば、当条に見る「益無キ事也」がそれであり、斯うした事例は他に後述する40の(17-45)や58(20-22)等にも見られる。

次に20に就いて、大神高市万侶は持統天皇の伊勢行幸に就いて、それが農事の妨げになることを懸念して、それを

止めるべき旨の意見書を再度お上に奉つてお諫め申したが、『靈異記』には、その結末に就いて全く触れていない。

これに対し『今昔物語』には「此レニ依テ、遂ニ御行止ヌ。然バ、民喜ブ事不限シ。」とあって、行幸中止を明記している。つまり『靈異記』では、『今昔物語』と異なって、再度に亘る大神高市万侶の諫言の結末が如何なるものであるかは然して問題でなく、天皇に対する諫言それ自体に重要な意義を認めているのである。これは『靈異記』に「脱ニ其蟬冠、擎ニ朝庭」とあるように、同書が『今昔物語』に相違して、高市麻呂自らがその進退を賭けて諫言した旨を特記していることからも言い得られるのである。之に依れば、『靈異記』では『今昔物語』に於けるように、単に彼を正直者としてではなく、自らの進退を賭けて天皇の伊勢行幸を諫止した信念のある小欲者として叙述しているのである。また、『靈異記』には、高市麻呂を「忠臣」と記しているが、その標題にも「忠臣」と表現しており、同書に於ける本文・標題両者間の密接不可分の関係を茲にも認めうるのである。更に『靈異記』の当条は、忠臣少子部栖軽を主人公とする上巻第一縁と共に、同書に於いて皇権の絶対性とそれに対する忠節の重要さを強調する話譚と言えるのである。

次に21に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾条を見るに、前者に「鳥呼哀哉。^A罪報不_レ空。何不_レ慎歟。涅槃經云、『若見有_レ人修_レ行善_レ者、名見_ニ天人。修_レ行惡_レ者、名見_ニ地獄。何以故定受_レ報故』者、其斯謂之矣。」とあり、後者に「思フニ、何計ノ苦ヲ受ラム。『哀ケル事也』トゾ見聞ク人、皆悲ビ云ケリ。心ニ任テ罪ヲ造ル者ハ、新タニ此ノ報ヲ感ズル也。然バ、人此レヲ知テ、罪ヲ造ル事無カレ」云々とある。之に依り、『靈異記』の傍線A部分が『今昔物語』では傍線イ部分のように、見聞者の評言に変えて作文されていること、『靈異記』の涅槃經文引用部分が『今昔物語』では採り入れられていないこと、等を知りうる。而して当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各標題を見るに、前者に「邪見仮名沙弥研_ニ塔木_ニ得_ニ惡報」があり、後者に「石川沙弥造_ニ惡業_ニ得_ニ現報」とあ

る。この対比に依り、後者に於ける抽象的な表現「悪業」の実態が前者に依つて具体的に「研ニ塔木」くことであることが分かる。このよう『今昔物語』の標題に於ける抽象的表現の「悪業」が、具体的に如何なるものであるかを、それに対応する『靈異記』の標題表現に依つて知りうるのである。斯様な事例に就いては既に7に一括表示しておいた通りである。

次に22に就いて、当条の『今昔物語』の残存部分と、それに対応する『靈異記』『二宝絵詞』両書の相当部分とを掲出対照し、その典拠如何に就き検討を加えてみよう（『今昔物語』と『靈異記』『三宝絵詞』両書のうち孰れか一書との間にのみ共通する語辭（以下、之を「『今昔物語』共通語辭」と仮称する）には登場順の対応通しナンバーを付すと共に、その次第を一括表示して各書の表現語辭の対応関係を明らかにした。尚、掲本文に付した傍、部分は、三書に共通するものである。以下同様。）。

靈異記

役優婆塞者、賀武役公、今高賀武朝臣者也。大和國葛木上郡茅原村人也。生知博学得^レ一。仰信^ニ三寶、以^レ之為^レ業。
每庶挂^ニ五色之雲、飛^ニ仲虛之外、携^ニ仙宮之寶、遊^ニ億載之庭、臥^ヨ伏乎藥蓋之苑、吸^ヨ噉於養性之氣。所以晚年以^ニ
⁽⁷⁾四十余歲、更居^ニ巖窟。被^レ葛餌^レ松、沐^ニ清水之泉、濯^ニ欲界之垢、修^ヨ習孔雀之咒法、証^ヨ得奇異之驗術。駈^ヨ使鬼神、
得之自在。

唱^ニ諸鬼神^ニ而催之曰、「大倭國金峯与^ニ葛木峯^ニ度^レ椅而^ニ通」。於是神等皆愁、藤原宮御^レ宇天皇之世、葛木峯^ニ一語主^レ
大神、託讬之曰、「役優婆塞謀將^レ傾^ニ天皇」。天皇勅之遣^レ使捉、猶因^ニ驗力^ニ輒不^レ所^レ捕故、捉^ニ其母。優婆塞令^レ免^レ
母故、出來見^レ捕。即流^ニ之於伊団之嶋。于^レ時身浮^ニ海上、走如^レ履^ニ陸。体踞^ニ万丈、飛^ニ翥鳳^ニ。昼隨^レ皇居^ニ嶋而行。
夜往^ニ駿河富嶽^ニ而修。然庶^ニ有^ニ斧鉄之誅^ニ近朝之辺^ニ故、伏^ニ殺劍之刃、上^ニ富嶽^ニ也。見^レ放^ニ斯嶼^ニ而、憂吟之間至^ニ
于三年矣。於是乘^ニ慈之音、以大宝元年歲次^ニ辛丑^ニ正月、近^ニ天朝之辺^ニ、遂作^レ仙飛^レ天也。（後略）

三宝繪詞

中二

役、優婆、塞、俗姓ハモトノエ、ハキミイマハタ、モノ朝臣ト云氏也、名ヲハ小角トイヒキ大和國葛城ノ上郡千原村人也、ソノ心ヲミレハムマレナカラニシル事ヒロクマナヒテサトリヲホシ三寶ヲタノミアフク事常ノ心サシトス仙ヲモトムル志アリテ葛木山ニスム卅余年窟中ニ牛テ藤皮ヲキ給松葉ヲクヒ物トシテ清泉ヲアミテ身心ノアカラアラヒ孔雀王咒ヲナラヒ行^シテ靈驗ヲアラハシエタリ或時ニハ五色ノ雲ニノリテ仙人ノ城ニカヨフ爰ニ外從五位下韓國廣足ハシメハ是ヲウヤマヒテ師トシキ後ニハソノ神ノカシコキヲミテ公家ニ譏シテ是ハ世ヲ狂カスアシキ物也國ノタメニアシカルヘシト申行者諸ノ鬼神ヲメシツカヒテ水ヲクマセ薪ヲトラシム是ニシタカハヌ物ナシアマタノ鬼神ヲメシテ云葛木山ト金峯山トニ橋ヲツクリワタセ我カヨフミチニセムトイフ諸ノ神トモ愁テナケ、トモユルサスセタメヲホスルニ思ワヒテヒルハ形ミニクシトテヨルニカクレテツクリワタサムト云テヨル／＼イソキツクルアヒタ行者葛木ノ一言主乃神ヲメシテトラヘテナニノハツカシキコトカアラム形ヲカクスヘカラススヘテハナソクリソトハラタチテ兜ヲモチテ神ヲシハリテ谷ノソコニウチヲキツ藤原宮雨ノシタヲサメ給ヨニ一言主ノ神人ニ付テ云役、優婆、塞、ハカリコトヲナシテ國王ヲカタフケタテマツラムトスト爰ニ公家オトロキ給テ使ヲシテトラヘシメ給ニソラニノホリトヒテトラヘラレスソノカハリニ母ヲトラヘシメ給ヘハ行者母ニカハラムトテ心ツカライテキタリテトラヘラレス即文武天皇三年己亥五月丁酉日伊豆嶋ヘナカシツカハセハ海上ニウカヒテハシルカコトシ山ノ巔ニ居テ飛事鳥ノコトシヒルハ公家ニ恐テ嶋ニヰタレトモ夜ハ駿川國ノ富士峯ニユキテヲコナフ子カフ心ハタ、コノ嶋ヲマヌカレテオホヤケノニハニシテ罪ヲウケフサムトイノル三年ヲスキテ大寶元年辛丑五月ニメシアク漸ク御前乃庭ニチカツキ候程ニソラニノホリテトヒウセヌ（後略）

今昔物語

今昔、本朝□天皇ノ御代ニ役ノ優婆塞ト申ス聖人後ケリ。大和國、葛上ノ郡、茅原ノ村ノ人也。俗姓ハ賀茂、役ノ氏也。年來葛木ノ山ニ住テ、藤ノ皮○以テ着物トシ、松ノ葉○食物トシテ、四十余年彼ノ山ノ中ノ崛居給ヘリ。清キ泉ヲ浴テ心ノ垢ヲ洗ヒ淨メテ、孔雀明王ノ呪ヲ誦ス。或時ニハ五色ノ雲ニ乗テ仙人ノ洞ニ通フ。夜ハ諸ノ鬼神ヲ召駆テ水ヲ汲セ薪ヲ拾ハス。然レバ、此ノ優婆塞ニ不隨ル者無シ。

而ニ、金峰山ノ藏王菩薩ハ、此ノ優婆塞ノ行出シ奉リ給ヘル也。然レバ、常ニ葛木ノ山ト金峰ノ山トニ通テゾ御ケリ。是ニ依テ、優婆塞諸ノ鬼神ヲ召集メテ、仰セテ云ク、「我レ、葛木ノ山ヨリ金峰ノ山ニ参ル□道ト為ム」ト。諸ノ鬼神此ノ事ヲ承テ□佗ム事無限シ。然レドモ、優婆塞ノ責難遁キニ依テ、鬼神等多ノ大ナル石ヲ運ビ集メテ、造リ調テ、既ニ橋ヲ亘シ始ム。而ニ、鬼神等優婆塞ニ申シテ云ク、「我等形チ極テ見苦シ。然レバ、夜々隱レテ此ノ橋ヲ造リ渡サム」ト云テ、夜々急ギ造ルヲ、優婆塞、葛木ノ一言主ノ神ヲ召テ云ク、「汝ヂ、何ノ恥ノ有レバ形ヲバ可隱キゾ」。「然ラバ、凡ソ不可造渡」ト云ヲ、嗔テ、呪ヲ以テ神ヲ縛テ、谷ノ底ニ置ツ。

其後、一言主ノ神、宮城人ニ付テ云ク、「役ノ優婆塞ハ、既ニ謀ヲ成シテ國ヲ傾ケムト為ル也」ト。天皇此事ヲ聞給テ、驚テ官使ヲ遣テ、優婆塞ヲ令捕メ給フニ、空ニ飛ビ上テ不被捕。然レバ、官使、優婆塞ノ母ヲ捕ツ。優婆塞母ノ被捕ヌルヲ見テ、母ニ替ラムガ為ニ、心ニ態ト出来テ、被捕ヌ。天皇罪ヲ勘テ、優婆塞ヲ伊豆ノ国ノ島ニ流シツ。優婆塞其ノ所ニ御テ、海ノ上ヲ浮テ走ル事陸ニ遊ブガ如ク也。山ノ峰ニ居テ、飛ブ事鳥ノ飛ブガ如シ也。昼ハ公ニ畏デ奉テ流所ニ居タリ。夜ハ駿河ノ国富士ノ峰ニ行テ行フ。願フ所ハ、此ノ罪ノ被免ムト祈ル。三年ヲ経テ、公優婆塞罪無キ由ヲ聞シ食シテ被召上〔以下欠〕

④7	④6	④5	④4	④3	④2	④1	④0	③9	③8	③7	③6	③5	③4	③3	③2
上テ	飛ビ	空ニ	給フニ	遣テ	驚	天皇	成シテ	人ニ付テ	置ツ	谷ノ底ニ	呪ヲ以テ神ヲ縛テ	隠	形ヲ	何ノ	葛木ノ一言主ノ神ヲ召テ
				○		○									
○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

合計	⑥1	⑥0	⑤9	⑤8	⑤7	⑤6	⑤5	⑤4	⑤3	⑤2	⑤1	⑤0	④9	④8
	祈ル	罪	願フ	行フ	国	公ニ	鳥ノ	居テ	山ノ	陸ニ	遣ツ	心	母ニ替ラム	優婆塞
六										○				○
五	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	
四	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

之に依り、「『今昔物語』共通語辞」は『靈異記』に六例、『三宝絵詞』に五五例あり、然も『三宝絵詞』には、例えれば⑫⑬⑯のように、かなり長い表現に於いて一致していることから、当条の『今昔物語』の主要典拠は『三宝絵詞』であり、『靈異記』は補助典拠として尠しく用いられているに過ぎぬと見て宜しかろう。

處で、道照法師が新羅で法華經を講じた際に、その聽講者の中に、当条の主人公たる役優婆塞が居り、それに氣付いた道照法師は礼を尽すべく傍に近づいて行くと、直ちに優婆塞は姿を晦まして了つたこと、或いは一言主大神が役優婆塞に呪縛されて、なかなかその状態から解放されないこと、等々と謂つた同優婆塞に纏わる不思議な靈験譚が数々あるので、それらの全てをとても記しきれぬから省略すると断つた後で、「誠知、仏法驗術広大者、帰依之者必証得矣。」と結んでいる条に相当する部分が『今昔物語』では丁度欠落しているので、件の条が果してもともと『今昔物語』に引用摂取されていたか否か、仮に引用摂取されていたとしても、それが如何なる形のものであつたかを現行本からは全く知る由もない。唯、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各標題「修_二持孔雀王咒法_一得_二異驗力_一以現作_レ仙飛_レ天縁」（前書）「役優婆塞誦_二持呪_一駄_二鬼神_一語」（後書）を見るに、前者の方が後者よりも本文内容を詳細に表示していると言えるのである。

次に23に就いて、白髪部猪麿なる者が乞食を罵倒し打擲して、剩え、その持する鉢を打破つて追い払つた。その後暫くして猪麿は、倉が倒壊した際に、それに押し潰されて圧死して了つたとした後で、『靈異記』は「誠知、現報甚近。寧不_レ慎歟也。」と記すと共に、涅槃經と大丈夫論とを引文して結んでいる。これに対して『今昔物語』は「妻子眷属ニ思フ事ヲモ云ヒ不置ズシテ、思ヒ不懸ズシテ死ヌレバ、『此レ他ニ非ズ、乞食ニ物ヲ不施ズシテ、詈リ罰テ、鉢ヲ打破レル咎也』ト知テ、此レヲ見聞人皆現報ヲ感ゼル事ヲゾ謗ケル。然レバ、乞食ヲ見テハ、喜テ多少ヲ不嫌ズ、忿テ物ヲ可施シ。何況フヤ、詈リ罰ム事ヲバ、努々可止シ。乞食ト云ヘドモ、皆三宝ノ内也。其ノ中ニモ、乞食ノ中

ニコソ、古モ今モ仏菩薩ノ化身ゾ在」云々と叙している。茲にも『靈異記』が悪業の果報顯現に就いて「現報甚近」と記している処を『今昔物語』が「此レヲ見聞人」の評言という形に変改して作文している例を見ることが出来るのである。だが、そこには、『靈異記』にあるように、現報、即ち惡報が覗面に顯わるといったような緊迫感乃至切迫感は然程見受けられないのである。

次に24に就いて、『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「作レ罪得レ報之因縁者、大乗經如^ニ廣說。誰不レ信耶。所以經云、『現在甘露未來鐵丸』者、其斯謂之矣。廣國奉ヨ為其父、造レ仏写レ經、供ヨ養三宝、報^ニ父之恩、贖^ニ所レ受罪。自此以後、廻レ邪趣レ正。」とあり、後者に「人此ヲ知テ、惡ヲ止テ善ヲ可修シ」云々とある。之に依れば、『靈異記』では、この世で罪を犯して、あの世でその報いを受ける因縁に就いては大乗經典の詳説する攸であり、また万人の信ずる処でもある旨を主張し、更に造仏、写經、供養に依り、亡夫の背負った罪の償いをすると共に、当説話の主人公たる広国自身も、その所為には氣をつけ正しい道に入ったと謂うのである。これに対し『今昔物語』では、単に人は惡を止め善を行うべきことを主張するのみである。之を要するに、『今昔物語』では『靈異記』に相違し、この世からあの世に及ぶ因果應報や、あの世からこの世への帰還（蘇生）後に於ける広国の所業や日常生活の様子・状態に就いて全く言及する処がなく、そうしたこと等には関心が示されて居らず、僅かにこの世に於ける「止惡修善」なる人倫道義を指摘しているに過ぎないのである。

尚、『今昔物語』は『靈異記』に「(王)問レ女之答、『我實知之。儻^ニ吾而自^ニ家出遣故、憐惻厭媚。』王詔^ニ廣國^一曰、⁽¹⁾
『汝无^レ罪。可^レ還^ニ於家。』然慎以^ニ黃泉之事^一勿^ニ忘宣伝。」とある処を「(王)女ニ問ニ、女答テ云ク、『我昔シ死セシ時、汝我ヲ不惜シテ家ヨリ出シ遣シガ故ニ、我其レヲ恨テ愁ヘル也』ト。王此ヲ聞キ、廣國ニ宣ク、『汝ヂ罪無ケリ。速ニ家ニ可還ベシ。汝ガ妻死シ時ノ事ヲ以猥ニ愁フ。不当ズ』ト宣テ」云々と変改作文している。即ちそれら両

書の右引文中の傍二重線部分以外は略々同一意味内容であるが、『靈異記』の傍二重線A部分の記事は『今昔物語』に無く、逆に『今昔物語』の傍二重線イ部分の記事は『靈異記』にない。これは『今昔物語』撰者がその典拠たる『靈異記』の傍線(1)部分と傍線(2)部分とを意味内容の上で直結させ難いことに気付き、それら両部分を直結すべき理由・説明の必要を感じ、その為に件の傍二重線A部分を削除して、その替りに傍二重線イ部分を新たに作文したと考えられるのである。

次に25に就いて、神手代東人なる者が仏道を修行すると共に、観音の名号を称え礼拝して福分を得んことを願い、それが適えられたとした後で、『靈異記』は「是乃修行驗力、觀音威徳。更不_レ應哉。」と記し、『今昔物語』は「此レ修行ノ驗力、觀音ノ威徳トゾ見聞ク人讚メ貴ビケル」云々と結んでいる。之に依れば、そうした福分を得るに至つたことに就いて、『靈異記』では、「修行ノ驗力」と「觀音ノ威徳」とを単に同等・同列に観ず、後者即ち「觀音ノ威徳」をより重く見て、觀音が人の祈願に感應しないことがあろうか、との強い信念乃至確信を詮表している。これに対し『今昔物語』では、そうしたことは見受けられず、「修行ノ驗力」と「觀音ノ威徳」とを同等・同列に観て、見聞者はそれら双方を均しく誉めたとしている。而して斯うした両書に於ける主張の差違は、それら両書の標題にもそのまま顕示されていると言える。即ち『靈異記』の標題は「懸懃_ニ歸_ニ信_ニ觀音_ニ願_ニ福_ニ以現得_ニ大福德」_ニと鄭重且つ莊重、然も件の表現が標題の上部に冠せられ、正に「觀音ノ威徳」を強調しているのに対し、『今昔物語』の標題は「御手代東人念觀音願得富」というように簡単で、然も件の表現が標題の上部に冠せられていない処からも、そうちたことが窺い知られるのである。

次に26に就いて、天皇が狩りで追い出した鹿とは知らないで、これを殺して喰べて了つた獵者が、驄て捕吏に捕えられ獄舎に監禁されたけれど、件の獵者は大安寺を使いを遣わして誦経し、丈六仏を礼拝し、鐘を撞き鳴らすことを

願い入れた。この為に、折しも皇子の降誕あり、而してその慶祝に依り天下に大赦令が渙発せられ、猶者もその余沢を蒙り刑罰を受けずに済んだ。唯、それだけでなく却つて祝いの品を下賜される恩典に浴した。これは、實に大安寺丈六仏の御威光と誦經の功德に因るものであるとした後で、『今昔物語』は「然レバ、人自然ラ王難ニ值ハム時、心ヲ至シテ仏ヲ念ジ誦經ヲ可行シ」云々と付記している。之に依り、『今昔物語』では、鹿を殺して喰べた者が助かったのは、丈六仏の御威光と誦經の功德に因るものとする。『靈異記』の指摘乃至主張の枠内に止まらず、それに更に人々が若し天皇のお咎めを受けることになった場合には、心を籠めて仏を念じ誦經を行うべきだとしている。つまり『今昔物語』では、『靈異記』に於ける「丈六仏の御威光」と「誦經の功德」の指摘乃至主張に止まらず、それに更に現実的・世俗的な見地から、仮りに王難に遭遇した際には、心を摧いて念佛し、或いは誦經して、それらの發揮する靈異・靈験を以て王難の厄除を祈念すべきであるというように、そうした靈異・靈験を飽く迄も世俗的なご都合主義、便宜主義に供し資すべきもの、日常生活の実際に役立たせうるものというように変改していることを見て取れるのである。

次に27に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「贊曰、『善哉貞婦。追遠報恩。迄秋設会。誠知其敦。炎火雖烈、尊像不焚。上天所祐。知復何論』」とあり、後者に「女貧シト云ヘドモ、秋ニ臨テ田ニ至テ自ラ穂ヲ拾テ願ヲ遂タル事、極テ難有シ。然レバ、仏モ其ノ志ヲ哀デ、如此キ靈験ヲ施シ給フ也ケリ。功德ハ少シト云フトモ、信ニ可依キ也」云々とある。之に依り、『靈異記』では、真心籠めて造られた尊像は、諸仏の助けを得て決して焼けることがない。これは事実であつて議論の余地がないというように、真摯で深く厚い信仰心は、諸仏に感應してその冥助を得ることを、『今昔物語』では、仮令、積んだ功德が少くとも信仰心の深さが肝要であることを各々主張していることが知られる。つまり『靈異記』では、真摯で深く厚い信仰心が大切であり、そ

の信仰心に諸仏が感應して靈験を示したり、冥助したりすること疑いなしとして、特に上記傍線部分の事柄を強調するのに對し、『今昔物語』では、そうした諸仏の示す靈験や冥助も然ること乍ら、真摯で深く厚い信仰心の大切さの方をより主張しているのである。

斯くして諸仏の示す靈験や冥助そのものを主張する点に於いては、『靈異記』の方が『今昔物語』よりも勝つていると言えるのである。『靈異記』の標題に「妻為死夫建願図繪像有驗不燒火」とあるのに對し、『今昔物語』の標題に単に「河内国八多寺仏不燒火」とあることが、そうしたことの端的に示していよう。

尚、斯様に『靈異記』の標題中に「有驗」なる表現が見られるのは、他に左記の一例存することを付記しておこう。

通番号	『靈異記』の標題	所在	『今昔物語』の標題	所在
	29		34	
	締知識為四恩作繪仏像有驗示奇表縁 至誠心奉写法華經有驗示異事縁	上35	尼所被盜持仏自然奉値語	
		中6	奉入法華經宮自然延語	
			12-26	17

次に28に就いて、これは、或る家で絹十疋が盜人に盗まれたので、その家の主人が絹を戻し給へと心を籠めて妙見菩薩に祈念した処、盜難があつてから七日も経ぬうちに、絹が元の持主の許に戻ってきたという妙見菩薩信仰とその靈験とを語る話譚である。盜難に遭つた家の主人が、妙見菩薩に絹を戻し給へと祈願したことに就いて、『靈異記』には「憑妙見菩薩而祈願之」とあるのみである。これに対し『今昔物語』には「其ノ家ノ主、本ヨリ妙見菩薩ヲ深ク憑テ年来有ケルニ、此ノ絹被盜タル事ヲ心ヲ至シテ妙見ニ祈リ申シ請ケルニ」云々とあり、更にその菩薩の能力に依り絹が元の持主の許に戻ってきたので、件の持主は喜んでそれを手にしたとして、「此レ他ニ非ズ。妙見菩薩ノ助

ケニ依テ□、弥ヨ信ヲ発シテ仕ケル。」と、その所感と心意態度とに就いて叙し、更にそうした奇異を眼前に見て「心ヲ至シテ仏天ニモ仕レバ、此□ル也」云々と記している。つまり、『今昔物語』は妙見菩薩の靈験それ自体よりも、その靈験を招致する深い同菩薩信仰に力点を置いて叙していると共に、このことがあってからは、弥々同菩薩信仰を深めて御奉仕するようになったとしているのである。之を要するに、当条の『靈異記』『今昔物語』両書は、各々妙見菩薩の信仰と、その示現する靈験・驗力とを共通内容としているとはいへ、『靈異記』は後者の方に、『今昔物語』は前者の方に各々重點を置いて叙述していると言えるのである。これは、盜人に奪われた絹が突風に吹き飛ばされて元の持主の許へ戻されたという「奇異事」に就いて、特に『靈異記』では『今昔物語』に相違して、件の突風で吹き上げられた絹を鹿が角に引懸けて、元の持主の家に行き、それを持主に返すや、そのまま天上に去つて行つたとして、同菩薩の化身たる鹿が絹を元の持主の許に戻して呉れたと謂う具体的な靈験を語つてゐることからも言い得られるのである。

因に、鹿が妙見菩薩の化身として登場し、靈験を發揮する話譚は、同書下5にも見られる。

次に29に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「道俗帰敬。斯乃奇異事也。」^Aとあり、後者に「此レヲ思フニ、仏ノ箱ノ中ニシテ音ヲ出シテ尼ニ令聞給ヒケルガ、哀レニ悲ク貴キ也。此レヲ聞ク其ク其ノ辺ノ道俗男女、心ヲ至シ首ヲ低テ礼拝シケリ」云々とある。之に依り、『靈異記』の傍線A部分は『今昔物語』の傍線イ部分に引用摄取されているものの、『靈異記』では絵画像の示した靈験を「奇異事」としており、『今昔物語』では件の靈験を「奇異事」ではなく、「哀レニ悲ク貴キ」事としていることが分かる。而して斯うした両書に於ける差異は、そのままそれら両書の各標題にも表示されていると言える。即ち『靈異記』のそれには「締知識」為四恩一作「絵仏像」有^レ驗示^二奇表^一」とあって、「有^レ驗」なる表現が見られるけれど、『今昔物語』のそれには「尼所^レ被^一

盜持仏自然奉^レ値』とあって、そうした靈験の示現を明示する表現が見られぬことである。これは又、当条の『靈異記』標題中に、真摯で熱心な仏道修行者乃至仏道帰依者の一途な至誠心・信仰心に諸仏菩薩（画）像の感應示現する種々の靈験を記す際の専用表現とも謂うべき「奇表」（^印_{傍△}）が見られる点からも言い得られることである。

次に30に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「嗚呼惆哉。福貴熾之時高名雖^レ振_ニ華裔_ニ而妖災窘之日无^レ所^レ帰。唯一旦滅也。^A誠知、怙_ニ自高德_ニ刑_ニ彼沙弥_ニ護法曠曠_ニ善神懲嫌_ニ著_ニ袈裟_ニ之類、雖_ニ賤形_ニ不^レ応^レ不^レ恐。隱身聖人交_ニ其中_ニ故憍慢經云、『先生位上人、尺迦牟尼仏頂佩^レ履^レ踟蹰人等罪云々』。^C何況著_ニ袈裟_ニ之人打侮之者、其罪甚深矣。」^Dとあり、後者に「此レヲ見テ聞ク人、『彼ノ沙弥ヲ咎ガ無クシテ罰セルヲ、護法懲^ミ給ヘル故也』トゾ云ケル。然レバ、頭ヲ剃リ袈裟ヲ著タラム僧ヲバ、善惡ヲ不嫌ズ貴賤ヲ不撰ズ、恐可敬キ也。^E其ノ中ニ權者身ヲ隠シテ、交リ給フト可知シ」云々とある。之に依り、『靈異記』の傍線AB両部分が『今昔物語』では各々傍線イロ両部分の如く変改され、『靈異記』の傍線CD両部分が『今昔物語』には引用攝取されていないことが分かる。故に『靈異記』の傍線CD両部分の所述が同書独有的の主張と謂うことになる。但し、経文引用部分たる傍線C部分は、その直前の傍線B部分を補説乃至裏打ちする条とも謂うべきものであるから、当条の眞の意味に於ける『靈異記』独有的主張は、傍線D部分の所述のみと言えるのである。

尚、『靈異記』の傍線A部分の「怙_ニ自高德_ニ」、傍線B部分の「賤形_ニ」なる両表現が同書当条の標題に「恃_ニ己_ニ高德_ニ刑_ニ賤形沙弥_ニ」云々と見られるのは、同書に於ける本文・標題両者間の密接不可分な関係を示すものとして注意されねばならない。

次に31に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「誠知、不孝罪報甚近。惡逆之罪非^レ無^ニ彼報^矣。」とあり、後者に「実ニ知ヌ、不孝ノ罪ヲ天道新タニ懲給フ事ヲ。世ノ人此レヲ知テ、殺サムマ

デノ事ハ難有シ、只懃ニ父母ニ孝養シテ、努々不孝ヲ不可成ズ」云々とある。之に依り、『靈異記』が不孝なる悪因（母殺し）には立ち所に惡報（墜落死）の表われることを、『今昔物語』が不孝は天道の懲む処故、世人は勤めて父母に孝養を尽すべきことを各々主張していることが分かる。つまり『靈異記』は因果応報の理の実存することそれ自体を説き、『今昔物語』は世人のあるべき倫理道義そのものを述べているのである。

尚、『靈異記』に「母慈深。深故於惡逆子垂哀愍心、為其修善。」とあり、『今昔物語』に「母ノ心哀ビ深キ故ニ、我レヲ殺サムト為スル子ヲ哀ビテ、其ノ子ノ為ニ、善根ヲ修シケリ。」とあって、前書では後書に相違して母殺しの息子を「惡逆子」と記しているが、これは前書で「火麻呂大伴_{名姓不分明}筑紫前守所_点、應_經三年、母隨_子往_而相節養。」とするのに対し、後書で「火丸筑前ノ守_□ト云フ人ニ付テ、其ノ國ニ行キ、三年ヲ経ルニ、其ノ母火丸ニ隨テ行ヌレバ、其ノ國ニシテ、母ヲ養ナフ。」とすることと共に、件の母殺しの息子を極悪者と見做す点では、前書の方が後書よりも上廻つており、また、それら両書の各標題を見るも、前書の場合、「惡逆子愛妻將殺母謀現報被惡死」とあって、「惡逆子」をその上部に冠しているのに対し、後書の場合、「吉志火磨擬殺母得現報」とあるように、「惡逆子」でなく、その実名を記していることにも、そうしたことが表示されていると言えよう。

次に32に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「夫力人、歿繼世不_レ絶。誠知、先世殖_ニ大力因、今得_ニ此力_一矣。」とあり、後者に「平カニ交易シテ世ヲ繼テ不_レ絶ヘ。亦尾張ノ女美濃狐ニ力増レル事皆人知ニケリ」とある。之に依り、『靈異記』は現世に大力を得てゐる基因が前世に由來することを主張し、大力そのものを神聖視し、大力者の血統に畏敬の念を表示してゐるのに対し、『今昔物語』は大力そのものを神聖視せず、またそうした大力者の血統に畏敬の念を表出していないことが分かる。唯、同書は、尾張の強力女の働きに依つて齋らされた市場での平穏無事が後世に至る迄絶えることがなかつたと謂う点と、尾張女の力が美濃狐のそれに勝つてい

たことを万人が認知したと謂う点とを主張しているに過ぎないのである。

一体に、美濃狐は大女で美濃国の狐を母として出生した者の「四繼孫」であり、尾張の強力女は、小女で元興寺に住んでいた道場法師の孫であると謂う。狐の血を引く美濃狐、雷神の申し子たる道場法師の孫女、これら両者は共通して人間に非ざるものに血脉するが故に、大力を授かった女であったが、それら両者の対決は、果たして雷神の血統者たる尾張女の圧勝に終わった。詰まる所当条は、小よく大を制す、所謂小子の優越性を叙述する話譚である。この雷神の申し子に血脉する小子の優越性・卓絶性に『靈異記』撰者景戒は「奇異」を感じ、そこに神聖性を認め、それの拠つて来たる処を雷神の威力に求め、更にその雷神の威力を圧服するものとして天皇大権を考え、而してその皇権の絶対性を定立し謳歌する意図の下に、勅を奉じて雷神を捕捉したとする忠臣少子部栖軽の説話を同書の冒頭たる上巻第一縁に配置したものと見られるのである。

次に33に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「如_ニ鼻奈耶經說。『迦留陀夷、昔作_ニ天祀主、由_レ殺_ニ一羊、今雖_レ作_ニ羅漢、而後、得_ニ怨報於婆羅門之妻_ニ所_レ殺云々』。如_ニ最勝王經說。『流水長者、放_ニ十千魚。魚生_ニ天上、以_ニ冊千珠、現報_ニ流水長者』、其斯謂之矣。」とあり、後者に「然バ放生ハ心有ラム人ノ專可行キ事也」云々とある。之に依れば、『靈異記』の経文引用部分は、仏弟子迦留陀夷が異教信奉と殺生とに依り、その身を滅したこと（鼻奈耶經）と、流水長者が放生に依り、善報を得たこと（最勝王經）とを示すように、当条説話の事實性を補説乃至裏打ちするものと言えるのである。これに対し『今昔物語』は、家長を蘇生せしめたのは、偏に放生の力に依るものであるから、信仰心のある人は、専らそれを行うべきであるとしている。この主張は、当該説話の中から抽出された極めて現実的な倫理道義感を根基とするものである。而して斯うした主張は、同書の標題にも端的に表示されていると言える。即ち、そこに「殺_レ牛人依_ニ放生力_ニ從_ニ冥途_ニ還」とあること、また、そこには『靈

異記』の標題「依_ニ漢神祟_ニ殺_レ牛而祭又修_ニ放生善_ニ以現得_ニ善惡報」に「依_ニ漢神祟_ニ」とあるような牛殺しをせざるを得なかつたことに就いての、それなりの説明が何らなされていないことからも、『今昔物語』の標題に於いては、『靈異記』の標題に相違して、何か特別な理由・事情無くして牛を殺した場合でも、その屠殺者が他に放生という善行を積んでいさへすれば、その善行の力に依つて、件の牛殺しという悪業・悪因が招致する悪果を残らず銷滅しうるとする考え方を強調している、と見做しうるからである。この意味に於いて、当条の『今昔物語』の本文と標題とは、密接不可分な関係にあることを認知しうるのである。

次に34に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書に対応する説話は『三宝絵詞』『法華驗記』両書にも見られる。これら四書間に於いて、二書にのみ存する「共通語辞」を最も多く有するのは、^(註2)『靈異記』——『三宝絵詞』と『三宝絵詞』——『法華驗記』であり（共に一三例ずつ）、また『今昔物語』との関係では、^(註2)『靈異記』——『今昔物語』（一一例）に於いてその「共通語辞」が最も多く認められる。

そこで、この「共通語辞」を最も多く有つ『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「誠知_ニ示_ニ於大乗不思議力、試_ニ于願主至深信心。更不可_ニ疑也。」とあり、後者に「爰_ニ願主涙_ヲ流シテ經_ニ向ヒ奉テ礼拝シケリ。此レヲ見聞ク人、『偏_ニ願主ノ誠ノ心_ヲ発セルニ依テ也』ト云テ、貴ビケリ。此レヲ思フニ、三宝ノ靈驗ハ目ニ不見給ズト云ヘドモ、誠ノ心ヲ至セバ如此ク有ル也』云々とある。之に依り、『靈異記』では、『今昔物語』に相違して法華經（三宝）が願主の真摯な信仰心に感應して靈驗をお示したと謂うことではなく、法華經（三宝）が願主の信仰心の度合をお試めになつて、それに相應した靈驗をお示しになること疑いなし、と謂うのである。之を要するに、『靈異記』は人間の信仰心の度合に応じて靈異・靈驗を示現する法華經（三宝）の不思議な力を、『今昔物語』は法華經（三宝）に靈異・靈驗を示現せしめる人間の信仰心を各々主張していることが知られるのである。而して斯様な両

書の差異は、それら『靈異記』『今昔物語』両書の各標題「至誠心奉写法華經、有驗示異事」（前書）、「奉入法華經管自然延」（後書）に「有驗」と「自然」というような表現を採っていること、また「爰ニ願主涙ヲ流シテ経ニ向ヒ奉テ礼拝シケリ」というような記述が前書に無く、後書（前引傍^{（部分）}）にのみ存すること等からも窺知されるのである。

次に35に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の説話は『往生極樂記』『法華驗記』両書にも見られる。凡そ当条の『今昔物語』は『往生極樂記』『法華驗記』両書を略々同等の重みを以て主要典拠（^{強いて挙げれば、}『往生極樂記』）とし、これに次ぎ『三宝絵詞』『靈異記』の順で、これら両書をも補助典拠としているので、当条の『今昔物語』が『靈異記』に拠つてゐる処は尠ない。

処で、当条の『靈異記』の結尾部分を見るに、「誠知、口傷身之災門。舌剪善之鉛鍼。」とあつて、口禍を戒め、そのことの例証として不思議光菩薩経文「饒財菩薩、說賢天菩薩過故、九十一劫、常墮姪女腹中一生、生已棄之、為狐狼所食」を引き補説乃至裏打ちしている。更に慈悲溢れる行基の靈魂が智光の実見した黄金の宮殿に移り、また智光の勝れた靈魂も未知の世界に移つて行つたとある。『靈異記』に記す斯うした事柄に就いては、『今昔物語』の全く採らぬ処で、同書はその結尾に「此行基菩薩ハ畿内国ニ四十九所ノ寺ヲ□給ヒ、惡キ所ヲバ道ヲ造リ、深キ河ニハ橋ヲ亘シ給ヒケリ。文殊ノ化シテ生給ヘル」云々と叙してゐるに過ぎない。これは、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各標題「智者誹^ヨ妬変化聖人」而現至^ニ閻羅闕^ニ受^ニ地獄苦^ニ縁」（前書）「行基菩薩學仏法導入語」（後書）が端的に表示してゐるように、飽く迄も前者は智光を、後者は行基を各々当該説話の主人公に据えると共に、前者は智光が行基を誹妬し、以て「閻羅闕」で地獄の責苦を受けたことを、後者は行基が仏法を修学し、人心を教化・教導したことを各々メインテーマとしている点を考慮するならば、寧ろ当然の差異であり、自然の記載様態であると言え

よう。

次に36に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「古人諺曰、『現在甘露未來鐵丸』者、其斯謂之歟。^B誠知、非_レ无_ニ因果、不_ニ怖慎_ニ歟。所以大集經云、『盜_ニ僧物_一者、罪過_ニ五逆_ニ云々。』」とあり、後者に「此レ極テ罪有ル事也知ヌ。努力犯ス事不可有ズ」云々とある。之に依れば、当条の『靈異記』『今昔物語』両書は共に寺物を恣に食してはならぬことを指摘してはいるものの、その主張の度合に於いては後者の方が前者よりも遙かに勝っていると言えよう。何となれば、前者に於いて主張するのは飽く迄も傍線B部分に謂う因果の理法の嚴存確認に就いてであり、而してこの傍線B部分に就いての説明を、それに先行する傍線A部分に於いて、古人の諺を引用して寺物を食することを「現在甘露」に、その受くべき惡報を「未來鉄丸」に、各々推し当てて試みており、更にこれら傍線A B両部分を承けて傍線C部分では、そうした因果の理を無視して寺物を私した場合の罪の重さ、即ち惡報の大きさ強さに就いて言及するに止まるのに對し、後者が前者に相違して、寺物を恣意に食するのは人倫道義に照らして罪惡であるから、これを犯してはならぬというように、人倫・道義感そのものに言及しているからに外ならない。併し乍ら、寺物私用の罪惡感の強さそのものに就いては、それら両書のうち『靈異記』の方が『今昔物語』よりも勝っていると言える。それは、例の續の背に在る記文に就いて、『今昔物語』に「赤磨ハ寺ノ物ヲ恣ニ借用テ」云々とあるのに対し、『靈異記』に「赤麻呂者、檀_ニ於己所_レ造寺、而隨_ニ恣心、借用寺物」云々とあり、その標題に「己作_レ寺用_ニ其寺物」云々とあるように、『靈異記』では『今昔物語』に相違して、他人の造った寺でなく、仮令、自分の造った寺の物でも、それを私用した場合には、斯々の通りであるとしているからである。

尚、『靈異記』の標題に「己作_レ寺用_ニ其寺物_一作_レ牛役。」とあるが、その本文には「役」に相当する条を見出し得ない。これは、蓋し同書の他余条の標題「僧用_ニ涌_レ湯之分薪_ニ而与_レ他作_レ牛

役之示_ニ奇表」（上20）、「貸_ニ用寺息利酒_ニ不_レ償死作_レ牛役之償_レ債」（中32）、の例に引かれて記されたものならんか、とも思われるのである。

次に37に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「誠知、地獄現在。応_レ信_ニ因果_ニ」^A、不可_レ如_レ鳥鳥慈_ニ己兒_ニ而食_レ他兒_ニ無_ニ慈悲_ニ者、雖_レ人如_レ鳥矣。涅槃經云、『雖_レ得_ニ人獸尊卑差別、宝_ニ命重_ニ死、二俱无_ニ異_ニ云々』。^B 善惡因果經云、『今身燒_ニ煮鷄子、死墮_ニ灰河地獄』者、其謂_レ之矣。』とあり、後者に「人皆此ヲ聞_ニテ、『殺生ノ罪ニ依テ、現ニ地獄ノ報ノ示也』トゾ云ケル。然レバ、人此ヲ見聞テ、邪見ヲ止メ因果ヲ信ジテ、不可_レ殺生_ニズ。^C 「卵ヲ燒煮ル者ハ、必ズ灰地獄ニ墮」ト云ハ実也ケリ』トゾ人云ケル」云々とある。之に依り、『靈異記』の傍線A部分が『今昔物語』では傍線イ部分のよう、『靈異記』の傍線C部分が『今昔物語』では傍線ロ部分のように、各々適宜に人の言説という形に変改して作文されていることが分かる。之を要するに、『靈異記』『今昔物語』両書は共に因果を信じて「不可_ニ殺生」ることを主張している点に於いて一致を見る。唯、「不可_ニ殺生」ことの根拠に就いて、『靈異記』では傍線Bの涅槃經引用部分で説明しているが、『今昔物語』では当該部分が引用摄取されていない為に説明していないのである。

次に38に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「雖_レ不_レ加刑、而発_ニ惡心_ニ濫罵令_ニ恥、不_レ恐_ニ邪姪_ニ故、得_ニ現報_ニ也」^A。口生_ニ百舌、雖_ニ万言白、慎莫_ニ誹_ニ僧。條蒙災故也。^B とあり、後者に「此ヲ見聞人、『打ツ事無シト云ヘドモ、惡心ヲ發シテ、監ニ法師ヲ詈リ、令恥タル故ニ、現報ヲ得ル也』ト云テ、憚_ニ謗_ル事無限シ。^C 然レバ、僧ヲ謗ズル事無カレ。亦、此レ觀音ノ悔過ヲ行フヲ來テ聞ク人ヲ妨ル過也」云々とある。之に依り、『靈異記』の傍線A部分が『今昔物語』では傍線イ部分のよう、『靈異記』の傍線B部分が『今昔物語』では傍線ロ部分のよう各々変改作文している。その際、傍線イ部分では見聞者の「惡ミ謗ル事無限シ」との批評を加

えた言説に改作している訳であるが、悪報を受けた一要因たる「不_レ恐_ニ邪姪」ことを引用攝取していない。また、傍線口部分では『靈異記』の傍線B部分にある「口生三百舌、雖_ニ万言白」の形容修飾句を採り入れず、要点部分「慎莫_レ誹_ニ僧」のみを探り入れている。更に『靈異記』の傍線C部分に就いては、内容的に同書の傍線A部分と重複している処があるので、これを『今昔物語』では採らぬ替りに、『靈異記』に指摘する処のない傍線ハ部分を新たに付記している、等々の事柄が知られるのである。

尚、上田三郎なる者が得た惡報と、それを招致した因由に就いて、それら『靈異記』『今昔物語』両書は各標題に「罵_レ僧_ニ邪姪_ニ得_ニ惡病_ニ而死」（前書）、「紀伊国人邪見不信蒙現罰」（後書）と記しているが、その孰れの点に於いても、前書の標題の方が後書のそれよりも具体性を有つと言える。而して前書の標題には、同書の傍線A部分に見られるにも拘らず、後書の傍線イ部分に採り入れられなかつた「不_レ恐_ニ邪姪」ことが明記されているので、前書に於ける標題・本文両者の方が後書に於けるそれら両者よりも密接不可分の関係にあることを認知しうるのである。

次に39に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書に共通する記述が『法華驗記』にも見られる。そこで爰では、先ず、それら三書間に於ける書承関係、取り分け、『靈異記』『法華驗記』両書の『今昔物語』への書承状態に就いて明らかにしておこうと思う。始めに、それら三書の対応部分を掲記し、そこに存する「『今昔物語』共通語辞」を調査検討してみよう。

靈異記

山背國紀伊郡部内、有一女人。姓名未_レ詳也。天年慈心蹟、信_ニ因果_ニ受_ニ持五戒十善、不_レ殺_ニ生物。聖武天皇代、
彼里牧牛村童、山川蟹取_レ八、而將_ニ燒食。是_ニ女見之_ニ、勸_ニ牧牛_ニ白、「幸願此蟹免_レ我」。童男辭不_レ聽。曰_ニ「猶燒噉」。
懃_ニ誹_ニ、脫_レ衣而買。童男等乃免之。勸_ニ請義禪師、令_ニ咒願_ニ以放生。然後入_レ山見之、大蛇飲_ニ於大蝦。誹_ニ大蛇_ニ言、
⁽¹⁰⁾

「是蝦免我。賂³⁷奉多幣帛」。蛇不^レ聽吝。女募^ニ幣帛、而禱之曰、「汝為^レ神祀。幸乞免我」。不^レ聽猶飲。又語^レ蛇言、「替^ニ此蝦^ニ以吾^ニ為^レ妻。故乞免我」。蛇乃聽之、高捧^ニ頭頸、以瞻^ニ女面、吐^レ蝦而放。女期^レ蛇言、「自^ニ今日^ニ經^ニ七日^ニ而來」。然白^ニ父母、具陳^ニ蛇狀。父母愁言、「汝子唯一子、何誑託故、作^ニ不^レ能語」。時行基大德、有^ニ紀伊郡深長寺。往白^ニ事狀。大德聞曰、「烏呼難^レ量之語。唯能信^ニ三寶^ニ耳」。奉^レ教帰^レ家、當^ニ期日之夜、閉^レ屋堅^レ身、種々發願以信^ニ三寶。蛇繞^レ屋蜿蜒腹行、以^レ尾打^レ壁、登^ニ於屋頂、昨^レ草拔開、落^ニ於女前。雖然蛇不^レ就^ニ女身。唯有^ニ爆音^ニ如跳齧齧^ニ。明日見之、大蟹八集、彼蛇條然斬段切之。乃知、贖放蟹報^レ恩矣。无^レ悟之虫、猶受^レ恩返^ニ報恩。豈人忘^レ忘^レ恩歟。自此已後、山背國貴^ニ乎山川大蟹^ニ、為^レ善放生也。

法華驗記 下二二三

山城國久世郡有一女人。從年七歲。誦法華經觀音品。每月十八日持齋。奉念觀音。至十二歲。讀法華經一部。深有善心。慈悲一切。有人捕蟹持行。此女問云。為充何料此蟹持行。答曰。為宛食也。¹⁷女言。此蟹與我。我家死魚多。¹⁸此蟹代與汝。即得此蟹。以憐愍心放入河中。其女人父翁。耕作田畠。有一毒蛇。²⁰追蝦蔓來。即為濟之。²¹翁不意曰。汝蛇當免蝦蔓。若免捨者。以汝為聰。蛇聞此事。拳頭見翁面。吐捨蝦蔓而還走去。²²翁後時思念。我作無益語。²³此蛇見我捨蝦蔓去。心生歎憂。²⁴還家不食。愁歎形居。妻及女云。依何等事。不食歎居。翁說本緣。女言。但早被食。²⁵無歎息念。翁依女語即用食了。²⁶臨初夜時。有叩門人。翁知此蛇來。語女女言。過三日來。可作約束。翁開門見。五位形人云。依今朝語所參來也。翁云。過三日可來坐。蛇即還了。²⁷此女以厚板令造藏代。極令堅固。²⁸臨其日夕。入居藏代。閉門籠畢。²⁹至初夜時。五位來。開門入來。見女籠藏代。生忿恨心。現本蛇形。因卷藏代。以尾叩之。父母大驚怖。³⁰至夜半時。蛇尾叩音不聞。只聞蛇鳴音。其後又不聞。及明朝見之。大蟹為上首。千万蟹集。蟹殺此蛇。諸蟹皆還去。

女顏色鮮白。開門出来。語父母云。我通夜誦觀音経。一尺計觀音告言。汝無怖畏。當念蛇及蝮蝎。氣毒煙火燃等文。我依妙法觀音威力。得免此害。此蛇死骸穿埋此地。為救蛇苦及多蟹罪苦。其地建寺。造仏写経。供養恭敬。其寺名蟹満多寺。在今不失。時人只云紙幡寺。不称本名矣。

今昔物語

今昔、山城ノ国、久世ノ郡ニ住ケル人ノ娘、年七歳ヨリ觀音品ヲ受ケ習テ読誦シケリ。毎月ノ十八日ニハ精進ニシテ、觀音ヲ念ジ奉ケリ。十二歳ニ成ルニ、遂ニ法花経一部ヲ習ヒ畢ヌ。幼キ心也ト云ヘドモ、慈悲深クシテ、人ヲ哀ビ、惡キ心無シ。

而ル間、此ノ女家ヲ出デ、遊ビ行ク程ニ、人蟹ヲ捕ヘテ結テ持行ク。此ハ女此レヲ見テハ、問テ云ク、「其ノ蟹ヲ何ノ料ニ持行ゾ」ト。蟹持答テ云ク、「持行テ食ムズル也」ト。女ノ云ク、「其ノ蟹我ニ令得メヨ。食ノ料ナラバ、我ガ家ニ死タル魚多カリ。其レヲ此ノ蟹ノ代ニ与ヘム」ト。男女ノ云フニ隨テ、蟹ヲ女ニ令得メツ。女蟹ヲ得テ、河ニ持行テ放チ入レツ。

其ノ後、女ノ父ノ翁田ヲ作ル間ニ、毒蛇有テ、蝦ヲ呑ガ為ニ追テ来ル。翁此レヲ見テ、蝦ヲ哀テ、蛇ニ向テ云ク、「汝ヂ其蝦ヲ免セ。我ガ云ハムニ隨テ免シタラバ、我レ汝ヲ聾ト為ム」ト不意ズ騒ギ云ヒツ。蛇此レヲ聞テ、翁ノ顔ヲ打見テ、蝦ヲ棄テ、數ノ中ニ這入ヌ。翁、「由無キ事ヲモ云テケルカナ」ト思テ、家ニ返テ、此ノ事ヲ歎テ、物ヲ不食ズ。妻并ニ此ノ娘、父ニ問テ云ク、「何ニ依テ物ヲ不食シテ、歎タル氣色ナルゾ」ト。父ノ云ク、「然々ノ事ノ有ツレバ、我レ不意ニ騒テ然カ云ツレバ、其レヲ歎ク也」ト。娘ノ云、「速ニ物可食シ。歎キ給フ事無カレ」ト。然レバ、父娘ノ云ニ隨テ、物ヲ食テ不歎ズ。

而ル間、其ノ夜ノ亥時ニ臨デ、門ヲ叩ク人有リ。父、「此ノ蛇ノ來タルナラム」ト心得テ、娘ニ告ルニ、娘ノ云ク、「今三日ヲ過テ來レ」ト約シ給ヘト。父門ヲ開テ見レバ、五位ノ姿ナル人也ド、云ク、「今朝ノ約ニ依テ参リ來レル也」ト。父ノ云ク、「今ヲ三日ヲ過テ可來給シ」ト。五位此ノ言ヲ聞テ返ヌ。

其ノ後、此ノ娘厚キ板ヲ以テ倉代ヲ令造メテ、廻ヲ強ク固メ拈テ、三日ト云フタニ、其ノ倉代ニ入居テ、戸ヲ強ク閉テ、父ニ云ク、「今夜彼ノ蛇來テ門ヲ叩カバ、速ニ可開シ。我レ偏ニ觀音ノ加護ヲ憑ム也」ト云ヒ置テ、倉代ニ籠居ヌ。

初夜ノ時ニ至ルニ、前ノ五位來テ門ヲ叩クニ、即チ門ヲ開ツ。五位入來テ、女ノ籠居タル倉代ヲ見テ、大ニ怨ノ心ヲ発シテ、本ノ蛇ノ形ニ現ジテ、倉代ヲ因ミ巻テ、尾ヲ以テ戸ヲ叩ク。父母此レヲ聞テ、大ニ驚キ恐ル、事無限シ。
夜半ニ成テ、此ノ叩ツル音止ヌ。其ノ時ニ、蛇ノ鳴ク音聞ユ。亦、其ノ音モ止ヌ。夜明テ見レバ、大ナル蟹ヲ首トシテ、千万ノ蟹集リ來テ、此ノ蛇ヲ蟹殺テケリ。蟹共皆這去ヌ。

女倉代ノ開テ、父サマニ語テ云ク、「今夜我レ終夜觀音品ヲ誦シ奉ツルニ、端正美麗○僧來テ、我ニ告テ云ク、汝チ不可怖ズ。只、『蛇及蝮蝎氣毒烟火燃』等ノ文ヲ可憑シ』ト教へ給ヒツ。此レ偏ニ觀音ノ加護ニ依テ、此ノ難ヲ免レヌル也」ト。父母此ヲ聞テ、喜ブ事無限シ。

其ノ後蛇ノ苦ヲ救ヒ、多ノ蟹ノ罪報ヲ助ケムガ為ニ、其ノ地ニ握テ、此ノ蛇ノ屍骸ヲ埋テ、其ノ上ニ寺ヲ立テ、
仏像ヲ造リ、經卷ヲ写シテ、供養シツ。其ノ寺ノ名ヲ蟹滿多寺ト云フ。其ノ寺于今有リ。其レヲ、世ノ人和カニ紙幡寺ト云フ也ケリ。本縁ヲ不知ザル故也。

此レヲ思ニ、彼ノ家ノ娘系只者ニハ非ズトゾ思ユル。觀音ノ靈験不可思議也トゾ世ノ人貴ビケル、トナム語リ伝ヘタルトヤ。

番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	『今昔物語』共通語辞	書名	記靈異	驗法記華	物語昔	
①	久世ノ郡	年七歳ヨリ	観音品ヲ																				
②																							
③																							
④	毎月ノ十八日																						
⑤	觀音ヲ念ジ奉ケリ																						
⑥	十二歳ニ																						
⑦	法華經一部ヲ																						
⑧	蟹ヲ捕ヘテ																						
⑨	持行ク																						
⑩	此レヲ見テ																						
⑪	問テ云ク																						
⑫	蟹ヲバ																						
⑬	何ノ料ニ																						
⑭	持行ゾ																						
⑮	答テ云ク																						
⑯	也																						
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

⑯	⑰	⑱	⑲	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉝	㉞	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟
汝ヂ 蝦ヲ免セ	云ク	翁	追テ来ル	為ニ	毒蛇有テ	作ル	田ヲ	父ノ翁	女ノ	放チ入レツ	河ニ	得テ	蟹ヲ	与ヘム	此ノ蟹ノ代ニ	死タル魚多カリ	我ガ家ニ	記靈異	驗法記華	物語昔				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(53)	(52)	(51)	(50)	(49)	(48)	(47)	(46)	(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)
歎タル	不食シテ	何ニ依テ	云ク	娘	妻	不食ズ	歎テ	家ニ返テ	思テ	事ヲ	翁	棄テ	翁ノ	此レ	汝ヲ聟ト	我レ	免シバ
																	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○

(71)	(70)	(69)	(68)	(67)	(66)	(65)	(64)	(63)	(62)	(61)	(60)	(59)	(58)	(57)	(56)	(55)	(54)
返ヌ	三日ヲ過テ可来	云ク	今朝ノ依テ参リ来レル也	云ク	五位ノ姿ナル人	門ヲ開テ見レバ	約シ	三日ヲ過テ来レ	娘ノ云ク	娘ニ	此ノ蛇ノ来タル	門ヲ叩ク人有リ	時ニ臨テ	娘ノ	無カレ	食シ	娘ノ云
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(89)	(88)	(87)	(86)	(85)	(84)	(83)	(82)	(81)	(80)	(79)	(78)	(77)	(76)	(75)	(74)	(73)	(72)
叩ツル音	夜半ニ	父母大ニ驚キ恐ル	叩ク	倉代ヲ囲ミ巻テ	本ノ蛇ノ形ニ現ジテ	怨ノ心	女ノ籠	入来テ	門ヲ開ツ	五位来テ	初夜ノ時ニ至ルニ	籠	閉テ	倉代ニ入居テ	夕ニ	固メ	此ノ娘厚キ板ヲ以テ倉代ヲ令造メテ
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(100)	(106)	(105)	(104)	(103)	(102)	(101)	(100)	(99)	(98)	(97)	(96)	(95)	(94)	(93)	(92)	(91)	(90)
其ノ寺ヲ立テ、	此ノ蛇ノ屍骸ヲ埋テ	地ニ	蛇ノ苦ヲ救ヒ、多ノ蟹ノ罪為ニ	此ノ免レヌル	観音ノ依テ	蛇及蝮蝎氣毒烟火然	汝ヂ	告テ云ク	我レ夜觀音誦シ	父サマニ語テ云ク	開	女	蟹皆去ヌ	此ノ蛇ヲ蟻殺テケリ	千万ノ蟹	ヲ首トシテ	蛇ノ鳴ク音聞ユ
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(10)	仏造り			
(10)	経写シテ			
(10)	供養シツ			
(11)	其ノ寺ノ名ヲ蟹満多寺			
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○

『靈異記』『法華驗記』『今昔物語』三書の当該対応条に於ける「『今昔物語』共通語辞」が『今昔物語』に先行する『靈異記』『法華驗記』両書に如何ように現われるかを調査してみると、前書の場合、即ち「『靈異記』——『今昔物語』」は二例（約一・八%）（「『今昔物語』共通語辞」合計数）、後書の場合、即ち「『法華驗記』——『今昔物語』」は一一例（約九八・二%）となる。

之に依り、それら『靈異記』『法華驗記』両書の各々と『今昔物語』との密接性の度合、別言すれば、それら各書の『今昔物語』への書承の度合（書承度）は、『法華驗記』が『靈異記』に比して断然高いことが知られる。然も、前書の場合たる⑩⑪の二事例と、必ずしも『靈異記』に拠らずとも書ける語辞である。故に当条の『今昔物語』は『靈異記』に拠らずとも『法華驗記』に拠るのみで十分に書きうるので、当条の『今昔物語』は『法華驗記』に基拠して書かれたと観てよいのである。これは、それら三書の内容を比較考量することに依つても十分に認知される処である。即ちそれら三書の説話は、確かに各主人公が助けた蟹に助けられて蛇の危難から救われるという点で共通しているとはいへ、説話の舞台（『法華驗記』『今昔物語』両書では久世郡）、登場人物（主人公を一女人とする点では三書共通するが、『法華驗記』『今昔物語』両書では紀伊郡とする。主人公の一女人自身を蛇への約束者とし、自余の二書に登場しない義禪師、行基大徳が登場する。）、主眼（『法華驗記』『今昔物語』両書では現存する蟹満多寺の由来・縁起を各々記すのに対し、『靈』）等々、

仔細に眺めると、『法華驗記』『今昔物語』両書は同一説話、而してこれら両書と『靈異記』とは異質・異系統説話に

(11)	于今有リ			
(11)	人紙幡寺ト云フ			
合計				
二	○	○	○	○
三	○	○	○	○
三三				

属することが理会されるのである。処で、これら『靈異記』説話と、『法華驗記』に拠つて書かれた『今昔物語』説話との各結尾部分を見るに、前者に「乃知、贖放蟹報^レ恩矣。无^レ悟之虫、猶受^レ恩返^レ報恩。豈人応^レ忘^レ恩歟。自此已後、山背國貴^ニ乎山川大蟹、為^レ善放生也。」とあり、後者に「其ノ寺ノ名ヲ蟹満多寺ト云フ。其ノ寺于今有リ。其レヲ、世^ノ人和カニ紙幡寺ト云フ也ケリ。本縁ヲ不知ザル故也。此レヲ思ニ、彼ノ家ノ娘糸只者ニハ非ズトゾ思ユル。觀音ノ靈驗不可思議也トゾ世^ノ人貴ビケル」云々とある。之に依り、『靈異記』では人たるもの報恩せねばならぬこと、山背國に於いて大蟹を供養し放生する由來を、『今昔物語』では蟹満多寺の縁起、主人公の一女人が只者に非ざること、即ち一女人が仏菩薩の化身ではなかつたかとすること、觀音の不可思議な靈驗を各々主張しており、この点に於いて、前書の標題に「贖^ニ蟹蝦命^放生現報蟹所^レ助」とあり、後書の標題に「山城國女人依觀音助遁蛇難」とあるのは、各々の本文に於ける主張内容に能く照應するものと言えるのである。

尚、後書の蟹満多寺の由来・縁起に就いて、その典拠たる『法華驗記』に「時人只云紙幡寺。不称本名矣。」とある処を「世^ノ人和カニ紙幡寺ト云フ也ケリ。本縁ヲ不知ザル故也。」としているのは、後書、即ち『今昔物語』撰者が当該説話を蟹満多寺の縁起譚と意識して、明確な形でそう意義付けたことを示しているのである。

次に40に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「諒委^A、深信之者、无^ニ感不^レ応也。是奇異事矣。如^ニ涅槃經云。『多姪之人、画女生^レ欲^レ者、其斯謂之矣。』」とあり、後者に「人皆此ノ事[□]聞テ、^B希有也^ト思ヒケリ。誠ニ慙ニ心ヲ至セルニ依テ、天女ノ權ニ示シ給ケルニヤ。此レ奇異ノ事也。此ヲ思フニ、譬ヒ多姪ナル人有テ、好キ女ヲ見テ、愛欲ノ心ヲ發ト云トモ、強ニ念ヲ繫ル事ヲ可止シ。此レ極テ無益ノ事也」云々とある。之に依り、『靈異記』の傍線A部分が、『今昔物語』では傍線イ部分のように、また、『靈異記』の傍線B部分が、『今昔物語』では傍線ロ部分のように各々変改作文されていることが知られる。之を要するに、深い信心が神仏

に通ずるとする考え方は、それら『靈異記』『今昔物語』両書に共通して見られるものの、その確信乃至信念の度合を見るに、前書のそれは信じて疑う余地の無い程に強いもの、後者のそれは、それ程強いものではない。而してこれは、前書の標題に「生_ニ愛欲_ニ恋_ニ吉祥天女像_ニ感應_ニ示_ニ奇表」とあって、特に「感應」の語が見られるのに対し、後書の標題にそうした表現が採られず、単に「吉祥天女撮像奉犯人」とあることと全く相応するものと言えるのである。

更に『今昔物語』は『靈異記』の傍線B部分を傍線ロ部分のように変改して、仮令、姪欲旺盛な人が美人を見て情欲を起したとしても、無理無態な思いを掛けることは慎まねばならぬとし、これを「無益ノ事也」と付記している。

次に41に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「定知_A、菩薩感應所_B賜_C。因_D富_E財_F、免_G貧窮愁_H。是奇異之事矣。」とあり、後者に「其ノ時ニ、女王涙ヲ流シテ、泣々ク思ハク、『此ノ事定メテ知ヌ。天女ノ我レヲ助ケ給テ、授ケ給也』ト思テ、弥ヨ心ヲ至シテ天女ニ仕ケリ。其ノ後、女王大キニ富テ、財多クシテ、更ニ貧窮ノ愁無カリケリ。『此レ奇畏ノ事也』トテ、見聞ク人皆讚メ貴ビケリ」云々とある。之に依り、(1)『靈異記』の傍線A部分が『今昔物語』では傍線イ部分のように、(2)『靈異記』の傍線B部分が『今昔物語』では傍線ロ部分のように、(3)『靈異記』の傍線C部分が『今昔物語』では傍線ハ部分のように各々変改潤色されていることが分かる。之を要するに、(1)に就いて、『靈異記』の傍線A部分が『今昔物語』の傍線イ部分では主人公たる女王の所感・感懷として、その女王が愈々心を至して天女に奉仕した旨を記しており、(3)に就いて、『靈異記』の傍線C部分が『今昔物語』の傍線ハ部分では見聞者の評言という形に変えられているのである。

尚、(1)に関して、『靈異記』では女王の天女像への信心と、それに対する天女像の女王への感應を、『今昔物語』では女王が天女像に仕えたからこそ、その助けを得、その結果、女王は愈々心を至して天女像に奉仕するようになつたというように、女王の天女像への奉仕を各々主張しているのである。

斯くして、それら『靈異記』『今昔物語』両書の各標題に「窮女王帰_ヨ敬_ヨ吉祥天女像_ヨ得_ニ現報」（前書）、「王衆女仕_△」（△）

吉祥天得富貴」（後書）とあるのは、それら各書結尾部分の主張する処に各々能く照応するものと言えるのである。

次に42に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の説話は『三宝絵詞』（中11）、『法華驗記』（下106）両書にも見られる。而してこれら四書に於いて最も密接な関係にあるのは、『靈異記』——『法華驗記』である。最も疎遠な関係にあるのは、『靈異記』——『法華驗記』である。『今昔物語』への書承度は、『靈異記』が最も高く、『法華驗記』がそれに次ぎ、『三宝絵詞』が最も低いこと、等々が認められる処から、当条の『今昔物語』は『靈異記』を主要典拠とし、『法華驗記』や『三宝絵詞』を補助典拠としていることが知られるのである。

斯様な関係にある当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「諒知、願主顧_ニ母恩、至深之信、乞者誦_ニ神咒、積_レ功之驗也。」とあり、後者に「此レ誠ニ、願主ノ深キ心ヲ至シテ母ノ恩ヲ報ゼムト思フ功德ノ至レル、亦、法花經ノ靈驗ノ示ス也ト知ヌ。亦、乞者、年來陀羅尼ヲ誦シテ功ヲ積メル驗也ト、見聞ク人皆讚メ貴ビケリ。此レヲ思フニ、人ノ家ニ牛馬犬等ノ畜ノ來ラムヲバ、皆前世ノ契有ル者也ト知テ、強ニ打チ責ムル事ヲバ可止シ」云々とある。之に依り、『今昔物語』では『靈異記』の傍線A部分を傍線イ部分のように、見聞者の評言（傍_△部分）という形に変えて作文しており、その際に傍波線部分と傍線ロ部分とを新たに付け加えて潤色していることが知られる。

そのうち傍波線部分の付加には『靈異記』の本文内容も然ること乍ら、その標題「奉_レ写_ニ法華經_ニ供養_ニ顯_ト母作_ニ女牛_ニ之因_上」に記す処も参照されたことが想察される。併し乍ら『今昔物語』では、『靈異記』に相違して、そうした不思議な事象、即ち東人の母が牝牛の身を受けたことの因縁をば、東人の法華經供養に依り顯示したことそれ 자체を主張している訳ではない。この点で『靈異記』の標題は、その本文の結尾傍線A部分の所述と相即不離の関係にあることが知られるのである。之を要するに、『靈異記』では、真摯で熱心な信仰心と功德とが因縁を解明する靈驗を、

『今昔物語』では、更にそうしたことを念慮の上で、牛・馬・犬等の畜類を無闇に打懲らしてはならぬとの教訓・訓戒を各々主張しているのである。

次に43に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「是人觀之、凜然好^A施。放^B生贖^C命之報者、返救翼^D、不^E施之報者、返令^F飢渴^G矣。非^H无^I善惡之報^J也。」とあり、後者に「妻子此ヲ聞テ、喜ビ貴^Kブ事無限シ。然バ、人ニ食ヲ施スル功德量無シ。又、不施ザル罪如此シ。」又、放生功德此ク貴カリケル」云々とある。之に依れば、『靈異記』の傍線A部分が『今昔物語』では傍線イロ部分のように、「靈異記」の傍線B部分が『今昔物語』では傍線ニ部分のように、「靈異記」の傍線C部分が『今昔物語』では傍線ハ部分のように、「靈異記」の傍線D部分が『今昔物語』では傍線ロハニ部分のように各々変改して受容されていると言える。故に『靈異記』の主張は、略々そのまま『今昔物語』に継受されていることが知られるのである。唯、『靈異記』の標題「依^ト不^ニ布施^ト与^テ放生^ト而現得^テ善惡報^ト」は『今昔物語』の標題「讚岐国人行冥途還來」に相違して善惡果を齎らす善惡因に就いて具体的に明記している点で注目される。

尚、『靈異記』『今昔物語』両書の各対応条の各標題に於いて、善惡因を具体的に明記しているのは、当条を除外すれば、左記の一例あるのみである。

通番号	『靈異記』の標題	所在	『今昔物語』の標題	所在
78 33	依 ^ニ 漢神祟 ^ニ 殺 ^ニ 牛七頭 ^ニ 又修 ^ニ 放生善 ^ニ 以現得 ^テ 善惡報 ^ト 縁	中 5	摂津國殺 ^ニ 牛人依 ^ニ 放生力 ^ニ 從 ^ニ 冥途 ^ニ 還語	下 23
	用 ^ニ 寺物 ^ニ 復將 ^レ 写 ^ニ 大般若 ^ニ 建 ^レ 願以現得 ^テ 善惡報 ^ト 縁		大伴忍勝発 ^レ 願從 ^ニ 冥途 ^ニ 返語	
14 30	20 15			

之に依り、『靈異記』では、その本文内容が善因善果と悪因悪果との双方を共に基調とする話譚であれば、それに

応じてその標題には決まって果の善悪に就いては勿論のこと、因の善悪の何たるかに就いても具体的に明記しているが、『今昔物語』では、仮令、そうした本文内容であっても、その標題に果の善悪に就いては扱措き、因の善悪の何たるかに就いては、殆ど具体的に明記していない（その例外は33の一例あるのみ。）ことを指摘しうるのである。

次に44に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「鑄レ錢盜人、取用无レ便、思煩而棄」。定知、彼見レ鷦者、非ニ現実鷦、觀音變化。更莫レ疑也。^B如ニ涅槃經説。『雖ニ仏滅後、法身常在』者、其斯謂之矣。』とあり、後者に「礼拝恭敬スル事無限シ」。^C此レヲ思フニ、彼ノ池ニ有ケム鷦ハ、實ノ鷦ニハ非ジ。『觀音ノ変ジテ鷦ト成テ示シ給ヒケル也』ト思ガ貴ク悲キ也。仏ハ人ノ心ニ隨ヒテ靈驗ヲ施シ給フ事ナレバ、盜人ノ為ニ被取給フモ、如此ク靈驗ヲ現ジ給ハムガ為也。人皆此レヲ知テ、心ヲ至シテ觀音ニ可仕シ』云々とある。之に依り、『靈異記』の傍線B部分が『今昔物語』では傍線口部分のように変改して採り入れられている以外、直接的に引用摄取されている処が見られぬことを認知しうるのである。而して『靈異記』では、傍線B部分及びそれを補説乃至裏打ちする傍線C部分からも知られるように、鳥（鷦ニ鷦）が觀音の化身に外ならずと断じており、然も、その自ら惡因を作らぬ觀音が盜難に遭遇することそれ自体、全く謂れ無きこと故に、本文中に「何有ニ罪過、蒙ニ斯賊難ニ」、或いは傍線A部分のように記さねばならなかつたものと思う。これに対し『今昔物語』では、『靈異記』に所見の無い傍線イハニ部分を付記しており、また傍線口部分のように、決して鳥（鷦）を觀音の化身と断じておらず、単に鷦を觀音の化身と想定すれば、尊くもまた感に堪えぬこととしており、更に傍線ハ部分にあるように、その觀音が靈異・靈驗を現わしなさろうが為に、盜難にお遭いになつたとするのであって、之は正にその本文中に「觀音、何ナル事有テカ、賊難ニ值ヒ給ヘル」云々とある尼等の発する間に相応ずるものと言えるのである。

尚、斯うした觀音（仏）の靈驗發揮・靈力發現を『靈異記』の標題では「觀音銅像及鷦形示ニ奇表」というように、

「示_ニ奇表」で、『今昔物語』の標題では「観音為人被盜後自現給」というように、「自現」で各々表現しているのである。これに類する事例を他に検索すると、左記のものがある。

通番号	『靈異記』の標題				所在	『今昔物語』の標題				所在
	29	34	61	68		上	中	下	中	
	締 _ニ 知識 _ニ 為 _ニ 四恩 _ニ 作 _ニ 繪仏像 _ニ 有 _レ 驗 _ニ 示 _ニ 奇表 _ニ 縁				35	尼所 _レ 被 _レ 盜持仏 _ニ 自然奉 _レ 值語				
	至 _ニ 誠心 _ニ 奉 _レ 写 _ニ 法花經 _ニ 有 _レ 驗 _ニ 示 _ニ 異事 _ニ 縁				6	奉 _レ 入 _ニ 法華經 _ニ 第 _ニ 自然延語				
	觀音像 _ニ 示 _ニ 神力 _ニ 縁					36	觀音落御頭 _ニ 自然繼語			
	沙門憑 _ニ 願十一面觀音像 _ニ 得 _ニ 現報 _ニ 縁						依 _ニ 觀音助 _ニ 借 _ニ 寺錢 _ニ 自然償語			
								16	16	所在
								27	11	12
								26	26	17

次に45に就いて、当条に就いては、その関係説話14に於いて既述した如く、当条の『今昔物語』(14-28)は、『靈異記』(上19)即ちA説話を直接の典拠としたのではなく、そのA説話のみに拠つて書かれた『三宝絵詞』を根幹材料として、それに当条の『靈異記』(中18)即ちB説話に見る固有名詞を適宜に採り入れて記事を構成しているのである。また『靈異記』B説話結尾の引用経文部分は『三宝絵詞』にも『今昔物語』にも引用攝取されていない。

尚、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各標題「皆_ニ讀_ニ法花經_ニ僧_ニ而現_ニ口啞斜得_ニ惡死報_ニ」(前書)、「山城國高麗寺常誘_ニ法花_ニ得_ニ現報_ニ」(後書)を比較して見るに、悪果(報)を蒙らす悪因の記述に就いて、その具体性・詳審性の点では前者の方が後者よりも遙かに勝っていると言える。尤も、これは、何も当条の標題に限つたことではなく、それら両書の各対応条の標題に於いて全般的に認められることである。いま、このことを分かり易く纏めて示した一覧表を左に掲出しておく(但し、当条は除く)。

通番号

『靈異記』の標題

所在

『今昔物語』の標題

所在

11	惡人逼乞食僧而現得惡報縁	古京人打乞食ヲ感ル現報ヲ語
12	死心剝生兔皮而現得惡報縁	大和国人捕菟感現報語
13	告讀法花経品之人而現口喎斜得惡報縁	山城国高麗寺栄常誘法花得現報語
14	僧用涌湯之分薪而与他作牛役之示奇表縁	延興寺僧恵昧依惡業受牛身語
15	死慈心而馬負重駄以現得惡報縁	河内国人殺馬得現報語
16	凶人不孝養嫡房母以現得惡死報縁	大和国人為母依不孝得現報語
17	凶女不孝養所生母以現得惡死報縁	古京女為依不孝感現報語
18	邪見仮名沙弥斫塔木得惡報縁	石川沙彌造惡業得現報語
19	邪見打破乞食沙彌鉢以現得惡死報縁	白髮部猪麿打破テ乞食鉢ヲ感ル現報ヲ語
20	恃高德刑賤形沙彌以現得惡死縁	長屋ノ親王罰沙弥感ル現報語
21	惡逆子愛妻將殺母謀現被惡死縁	吉志火麿擬殺母得現報語
22	己作寺用其寺物作牛役之縁	武藏国大伴赤麿依惡業受牛身語
23	常鳥卵煮食以得惡死報縁	和泉国人燒食鳥卵得現報語
24	罵僧与邪姪得惡病而死縁	紀伊国人邪見不信蒙現罰語
25	貸用寺息利酒不償死作牛役之償債縁	奈良馬庭山寺僧依邪見受蛇身語
26	因慳貪成大蛇縁	丹治比經師不信写法花死語
27	奉写法華經々師為邪姪以現得惡死報縁	阿波国人誘写法花人上得現報語
28	奉写法華經女人誹過失以現口喎斜報縁	

次に46に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「増信因果」

A

B

因

果

懸

勤

誦

持

昼

夜不^レ息。噫呼奇哉。如^ニ涅槃經云。『若見有^レ人修^ニ行善^ニ者、名見^ニ天人、修^ニ行惡^ニ者、名見^ニ地獄^ニ』者、其斯謂之矣。』

C

とあり、後者に「^イ勲ニ受持スル事日夜ニ不怠ズ。世ノ人此レヲ聞テ、此ノ女ヲ貴ビ敬テ、輕ムル事無カリケリ」云々とある。之に依り、『今昔物語』では『靈異記』の傍線B部分を採り入れていて（^イ部分）が、『靈異記』の傍線A部分及びA部分を補説乃至裏打ちする傍線C部分を採り入れておらず、その替り『靈異記』に所見の無い傍線D部分を新たに付記していることが知られる。斯様に『今昔物語』では、その典拠たる『靈異記』の傍線AC両部分を採り入れていないのであり、而して斯うした『今昔物語』の記述面に於ける態度乃至意識が、その標題に「利莉女誦心経従冥途返」と書かせたものの、そこには利莉優婆夷と黄服着用の三名（^{実は経}三卷）との不思議な邂逅・再会に就いて何ら書かせなかつたのである。これに対し『靈異記』は、そうした不思議な事柄（^{邂逅}再会）に就いて、その標題に「憶持心経・女現至^ニ閻羅王闕^ニ示^ニ奇表^ニ」とあるように、「示^ニ奇表^ニ」なる表現を以て巧妙に記述しているのである。

次に47に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「贊曰、『善哉、金鷲行者。信燧攢^ニ東春、孰火炬^ニ西秋。蹲光扶^ニ感火、人皇慎驗^ニ瑞』。誠知、願無^レ不^レ得者、其斯謂矣。」とあり、後者に「專ニ人詣テ礼シ可奉キ像也。其ノ羈索堂ハ、彼ノ金就行者ノ住ケル昔ノ山寺、此レ也。亦、古ヘハ出家ヲモ、天皇ノ許サレ無クテハ、輒ク為ル事無カリケレバ、然モ勲ニ祈リ請ケル也ケリ」云々とある。之を要するに、『靈異記』は金鷲が出家得度を遂げうるよう神像を礼拝して祈願した処、これを神像が納受して放光の奇瑞を表わし給い、以て出家得度の勅許を得、所願を成就すると謂う金鷲の神像への祈願と、これを納受した神像の神異示現（^{奇瑞}放光）との双方を共に主張するのに対し、『今昔物語』は靈験灼かな神像を是非とも參詣して礼拝すべきことと、金就が勅許を得て出家得度しうるよう神像に只管祈請したこととを主張しており、確かにそこには「神像への祈願」が強く主張されてはいるものの、これ（祈願）を納受した神像の神異示現（^{奇瑞}放光）のことが全く関説されていないのである。而して斯うした事柄

は、当条の、それら『靈異記』『今昔物語』両書の各標題「壇神王蹲放_レ光示_ニ奇表_ニ得_ニ現報_ニ縁」（前書）、「金就優婆塞修行執金剛神語」（後書）に能く照応するものと言えるのである。

次に48に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「閉_ヨ囚_ヨ固_ニ定知_ニ聖輶_ニ甚惡_ニ而示_ニ是瑞_ニ至誠応_レ懼_ニ非_レ无_ニ聖靈_ニ涅槃經十二卷文、如_ニ仏說_ニ我心重_ニ大乘_ニ聞_ニ婆羅門誹_ヨ謗方等、斷_ニ其命根_ニ以_ニ是因縁_ニ從_ニ是以來、不_レ墮_ニ地獄_ニ。又彼經卅三卷云、『一闡提輩、永斷滅。故以_ニ是義_ニ故、殺_ニ害蟻子、猶得_ニ殺罪、殺_ニ一闡提、無_レ有_ニ殺罪_ニ』者、其斯謂之矣此人者誹謗仏法僧為衆生不說此法無恩義故殺先罪者也。』とあり、後者に「官ニ此ノ事ヲ糺シ問フニ、盜人具ニ前ノ事ヲ陳ブ。此レヲ聞ク人、且ハ仏ノ靈驗ヲ貴ビ、且ハ盜人ノ重罪ヲ懾テ、速ニ獄ニ禁ジツ。実ニ此レヲ思フニ、仏ノ御身ニ當ニ痛ミ給フ事有ラムヤ。然レドモ靈驗ヲ示シ給フガ故ニ、御音ヲ挙テ痛ミ叫ビ給フ。此レ、靈驗不可思議ノ事也」云々とある。之に依れば、『靈異記』では仏像が盜人の酷い悪事を止めさせるべく靈異現象（声）を示現されたことを指摘すると共に、涅槃經卷十二並びに同經卷三十三を引用して仏法を譏つたり沮害したりする者や、善果無く成仏出来ない者を殺しても地獄に墜ちることなく、また殺生の罪にもならぬことを主張している。これに対し『今昔物語』では、一応、仏像のお示しになる不思議な靈驗を尊ぶことに就いて触れているものの、その靈驗が果して盜人を顯わすことそれ自体であるか否かを明確に記述していないのである。斯様な当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分の記載内容を最も能く示すのが、各標題「仏銅像盜人所_レ捕示_ニ靈表_ニ顯_ニ盜人_ニ縁」（前書）、「和泉国尽惠寺銅像為盜人被壞語」（後書）に外ならないのである。

次に49に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「夫理法身仏、非_ニ血肉身_ニ何有所_レ痛_ニ。唯所_ヨ以示_ニ常住不變_ニ也。是亦奇異之事也。」とあり、後者に「此レヲ思フニ、菩薩ハ血肉ヲ具シ不給ハズ。豈ニ痛ミ給フ所有ラムヤ。而ルニ、只此レ凡夫ノ為ニ示シ給フ所也。『盜人ニ重罪ヲ不令犯ジ』ト思ヒ給フ為也。其

ノ比、人皆此ノ事ヲ聞テ、『奇異ノ事也』トテナム悲ビ貴ビケル」云々とある。之に依り、仏像が叫び声を発する靈異に就いて、『靈異記』が傍線A部分のよう、仏法の常住不变を示す為の現象と記している。而してこれを『今昔物語』では、より具体的、且つ平易なものとして、傍線イロ部分のよう、變改潤色していることが知られる。就中、『今昔物語』の傍線ロ部分は、その典拠たる『靈異記』の傍線A部分を全く異質なものと言える程迄に変えて了つてゐるのである。というのは、『今昔物語』の当該部分の記述内容は既に仏像を破り損じた者に対するものであるが、『靈異記』撰者の考え方からすれば、仏法を譏つたり沮害したりする者を殺しても決して地獄に墜ちることはないからである（前項）。之を要するに、『靈異記』では、仏法の常住不变を示現する為に、仏像が語声を以てその意思を発現する靈異それ自体を主張しているのに對し、『今昔物語』では、『靈異記』に於けるそうした仏像の示現する靈異をば、世俗的な人倫道德の立場から盜人に重罪を犯させぬ為の現象というように、全く異質な内容に作り変えていると言えよう。

斯くして、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分に於ける主張が、それら両書の各標題「弥勒菩薩銅像盜人所」捕示「靈表」顯「盜人」縁（前書）、「弥勒為盜人被壞叫給語」（後書）により能く表示されているのは、後者に於いてでなく、前者に於いてであることを理会しうるのである。

次に50に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書に共通の説話が『三宝絵詞』にも見られる。而してこれら三書収載説話相互間の密接性の度合に就いては、それら三書の当該条に「共通語辭」が如何よう存するかを調査検討することに依り、『三宝絵詞』——『今昔物語』の事例数（八八例）が『靈異記』——『三宝絵詞』や『靈異記』——『今昔物語』のそれ（前者二二例）を格段に上回つてゐること、『靈異記』——『今昔物語』の事例数が、『三宝絵詞』——『今昔物語』のそれに比して格段に尠ないとはいへ、厳然として存在すること、『今昔物語』へ

の書承度に於いて、『三宝絵詞』の方が『靈異記』よりも遙かに高いこと、等々を知りうるのである。従つて当条の

『今昔物語』は『靈異記』よりも『三宝絵詞』と密接な関係にあること、別言すれば、当条の『今昔物語』は『三宝

絵詞』を主要典拠とし、『靈異記』を補助典拠としていることが知られるのである。^(註5)

さて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「大唐德玄、被_ニ般若力、脱_ニ閻羅王使所召之難。」

^B

日本磐嶋、受_ニ寺商錢、脱_ニ閻羅王使鬼追召之難也。」

^C

『売_レ花女人、生_ニ忉利天。供_レ毒掬多、返生_ニ善心。』者、其斯謂之矣。」

^A

とあり、後者に「此レ偏_ニ大寺ノ錢ヲ借り請テ商テ、未ダ返シ不納ザル故ニ命ヲ存セル也。又鬼錯レ

リト云ヘドモ、般若ノ力ニ依テ苦ヲ免ル、極テ貴事也」云々とある。之に依り、『靈異記』の傍線A部分と、傍線A

B兩部分を補説乃至裏打ちする傍線C部分とは『今昔物語』に全く採られておらず、唯、『靈異記』の傍線B部分が

『今昔物語』には傍線イ部分のような形に変えて採られていることが分かる。それに『靈異記』『今昔物語』両書共、

磐嶋が冥鬼から免れ得たのを、寺から商売用の金錢を借用した為としているが、それら両書の各標題「閻羅王使鬼得_ニ所レ召人之賂。以免縁。」(前書)、「橘ノ磐島賂。使不至冥途語。」(後書)に依れば、共通して冥鬼に賂(物)を与えた為としていて、一致を欠くのである。これは、当条の『靈異記』に就いて松浦貞俊氏が「説話を通じてみると、首尾が判然とせぬ。即ち磐嶋が閻羅王に召さるゝ理由の記載もなく、同年の八卦讀の結末も明でなく、只賂を得、供養を得たる鬼の喜ぶ貌のみが、書かれて居る。後の世に云ふ『地獄の沙汰も金次第』などの語句も思ひ併せられる程、話の興味に重点がすゑられて居て、主意を明かす点に缺けて居る。」云々と指摘されている処とも関係することと思われるのである。

である。

次に51に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「備_レ饗賂_レ鬼、此非_ニ功虛。」

^A

是亦奇異事矣。」とあり、後者に「此ヲ思ニ、饗ヲ備テ鬼ヲ賂フ、此レ空シキ功ニ非ズ。其レ

^イ

凡_ニ備_レ饗賂_レ鬼、此非_ニ功虛。」

^B

有_レ物者、猶可_ニ賂饗_レ。是亦奇異事矣。」とあり、後者に「此ヲ思ニ、饗ヲ備テ鬼ヲ賂フ、此レ空シキ功ニ非ズ。其レ

ニ依テ、此レ有ル事也。又人死タリト云フトモ、葬スル事不可忘ズ。万ガニモ、自然ラ此ル事有也」云々とある。

之に依り、『靈異記』の傍線A部分が『今昔物語』では傍線イ部分のように形を多少変えて採り入れられていることが分かる。但し、『靈異記』の傍線B部分が『今昔物語』には全く採り入れられておらず、また『今昔物語』の傍線ロ部分は、その典拠たる『靈異記』に全く見られず、同書の結尾文中に「奇異事」として記されている事柄の中から、甦生に就いて物語撰者が合理的に解釈を施したものと言えるのである。

当条の『靈異記』『今昔物語』両書に於ける各結尾部分と、各標題「閻羅王使鬼受_ニ所_レ召人之饗_ニ而報_レ恩縁」（前書）、「讚岐国女行冥途其魂還付他身語」（後書）との関係に就いて見るに、前者の場合は、結尾部分と標題が鬼に供物する功德の虚しからざることを明記している点で共通し、合致していると言える。これに對して後者の場合は、人が死んでも急いで葬つてはならぬとする結尾部分（傍線_ロ部分）と、或る女の魂が他人の肉体に宿つて甦生するという標題との間に共通性乃至関連性を見出しえるが、傍線イ部分と標題との間にそうした関係を見出しえないのである。従つて、結尾部分と標題との共通性乃至合致性、即ち密接不可分性という点では、前者（『靈異記』）の方が後者（『今昔物語』）よりも遙かに勝つてゐることを認知しうるのである。

次に52に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「木是无_レ心、何_レ出_レ声。唯聖靈示。更不_レ応_レ疑也。」とあり、後者に「木ハ此レ心無シ。何カ音ヲ出サムヤ。然レドモ、偏ニ仏ノ靈験ヲ示シ給フ所也。此レニ依テ、若シ人、不慮ザル所ニ自然ラ音聞エバ、必ズ怪ムデ可尋キ也」云々とある。之に依り、『靈異記』の傍線A部分が『今昔物語』では傍線イ部分のように形を多少変えて採り入れられていること、即ち仏像が靈験を示す現象をば決して疑うべきではないとする『靈異記』の主張が『今昔物語』ではかなり稀薄になつてゐること、それに『今昔物語』では、『靈異記』に所見されぬ傍線ロ部分を新たに付記していること、等が分かる。孰れにして

も、『靈異記』では仏像に宿る聖靈の發動を、『今昔物語』ではそうした仏像サイドの靈異・靈験も然ること乍ら、寧ろそれ以上に、人間サイドの當為・心掛け・教訓といったものを各々主張しており、而して斯様な事柄は、それら両書の各標題「未_レ作_ヨ畢_レ仏像_一而棄木示_ニ異靈表_一縁」（前書）、「修行僧廣達以橋木造仏像語」（後書）に端的に示されていふと言えるのである。

次に53に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「如_ニ經説_一『作_レ餅供_ヨ養_ニ三宝_一者_一、得_ニ金剛那羅延力_一云々』。是以當知、先世作_ニ大枚餅、供_ヨ養_ニ三寶衆僧、得_ニ此強力_一矣。」とあり、後者に「此ヲ見聞人、奇異也思ニ、前世ニ何ナル事有テ此ノ世ニ女ノ身トシテ此ク力有ン』トゾ人云ケル」とある。

之を要するに、『靈異記』では、女が大力を得るに至つた因縁如何を經典に求めて前世に大形の餅を作つて三宝を供養したこととに拠るものとの説明・解釈を試みていると共に、そのことを本当に知るべきであるとしている。これに対し『今昔物語』では、こうした説明乃至解釈を一切採らずに、前世に如何なる因縁があつて現世で大力を得ているかとの見聞者の抱く不可思議なる疑問を記すに止めている。それに当条の本文は、全体的に観て、力女が強力を發揮して嫌がらせをする者を懲らしめることを主内容とするので、『靈異記』の標題「力女示_ニ強力_一縁」は、正にそれに相応しいものと言える。だが、『今昔物語』の標題「尾張國女取返細畠語」は、本文内容の一部分を示しているに過ぎぬので、当条の標題表現としては、必ずしも相応しいものとは言えないものである。

次に54に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「諒知_一、尺迦丈六不思議力_一、女人至信奇表之事矣。」とあり、後者に「此レ_ヲ見聞ク人、皆此ノ女人ヲ讚メ貴ビケリ。亦、此ノ寺ノ釈迦ノ靈験、奇異不可云_ニ。然_ニ世ノ人弥_ヨ首ヲ低テ恭敬供養シ奉ケリ。然レバ、人貧クシテ世ヲ難渡カラムニ、心ヲ至シテ仏ヲ念ジ奉ラバ、必ズ福ヲ可与給シ、ト可信キ也」云々とある。之に依り、『靈異記』の傍線A部分が『今昔物語』で

は傍線ロ部分に略々そのままの形で採り入れられているものの、『靈異記』の傍線B部分が『今昔物語』にはそのままでの形で採り入れられていない。併し、その『靈異記』の傍線B部分は『今昔物語』に於いて傍線イ部分のような形に変えて採り入れられていると見ることも出来るのである。唯、『今昔物語』の傍線ハニ両部分は、その典拠たる『靈異記』に全く所見なく、特にそのうち傍線ニ部分は、当条説話が本来有していた個分性を綜合普遍化し、それを更に教訓化したものと言えよう。斯様な『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分に於ける主張内容を考えるならば、それらは、それら両書の各標題「極窮女於尺迦丈六仏願福分、示奇表以現得大福縁」（前書）、「貧女依仏助得富貴語」（後書）と各々能く照應していることを認めうるのである。当条に於いても、『靈異記』の標題が『今昔物語』のそれに相違して神仏の示現する靈異現象のみでなく、その現象を招致した真摯で熱心な信仰心を詳しく表現していることを指摘しうるのである。

尚、当条に於けるように、神仏に祈請して福德を得る旨を各標題に明記する事例は、当条以外に左記二例を検出しうる。

通番号	『靈異記』の標題			所在	『今昔物語』の標題			所在
66	25	懃懃帰信觀音願福分以現得大福德縁	極窮女憑敬千手觀音像願福分以現得大福縁	上 31	御手代東人念觀音願得富語	女人蒙穗積寺觀音利益語	中 42	
		16 10	16 14					

次に55に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書に共通する説話が『三宝絵詞』にも見られる。そこで、『今昔物語』に先行する『靈異記』『三宝絵詞』両書が各々如何よろに後行の『今昔物語』に書承されているか、その実態の一端を明らかにしておこう。

先ず、それら各書に見る「共通語辞」に『今昔物語』所見の「共通語辞」番号を付すと共に、それら各書に件の「共通語辞」が如何よう存するかを分かり易く纏めて示した表を掲示する。

靈異記

故京元興寺之村、嚴^ニ備法会^ニ奉^レ請^ニ行基大德^ニ、七日説^レ法。于^レ是道俗皆集^ニ聞^レ法。聴衆之中、有^ニ一女人^ニ。髮塗^ニ猪油^ニ、居^レ中聞^レ法。大德見之、嘖言、「我甚臭哉。彼頭蒙^レ血女、遠引棄^ニ。女大恥出罷。凡夫肉眼是油色、聖人明眼見視^ニ穴血^ニ。於^ニ日本國^ニ、是化身聖也。隱身之聖矣。」

三宝絵詞 中三

(前略) 古京元興寺ノ村人大法會ヲマウけて行基^ア井^ヲ請シテ七日ノ間法ヲトカシム男女僧尼オホク來テ見ルニ其中ニ一人ノ女ノ鹿ノアフラヲ調テ聊ヒタヒノカミニヒキヌリテ人ニマシリ天トオクヲリソノカタハラノ人タニシラスカヽルニ行基ハルカニミヤリテ云我甚クサキモノヲミレハカシコナル女ノ頭ニケタモノ、アフラヲヌリテヲルトイヘハ女大ニハチヲソリテイテ、サリヌミル人ミナアヤシミヲトロクカク乃コトキ乃アヤシキコト甚オホシ（後略）

今昔物語

(前略) 古京ノ元興寺ノ村ニ法會ヲ行フ人有テ、行基菩薩ヲ請ジテ、七日ノ間法ヲ令説ケリ。其ノ辺ノ道俗男女、皆來集テ法ヲ聞ク。其ノ中ニ、一人ノ女人有リ。年若クシテ髪ニ猪ノ油ヲ塗テ、其ノ庭ニ人ノ中ニ有テ法ヲ聞ク。基菩薩此ノ女人ヲ見テ、宣ハク、「我レ甚ダ愧シ。彼ノ女ノ頭ニ血肉ヲ塗レリ。速ニ其ノ女ヲ遠ク追棄テヨ」ト。女此レヲ聞テ、大キニ恥テ其ノ庭ヲ出テ去ヌ。此レヲ見聞ク人、此菩薩ヲ「只人ニハ不在ザリケリ」ト貴ブ。

此レヲ思フニ、凡夫ノ肉眼ニハ油ノ色ヲ見ル事無シ。聖人ノ明眼ニハ完血ヲ見ル事顯也。
然バ、行基菩薩ハ此レ曰本国ノ化身ノ聖ノ、身ヲ隠セル也ケリ、トナム語リ伝ヘタルトヤ。
(46)
(47)
(48)
(49)
(50)
(51)

右の「共通語辞」の調査結果を示すと、『靈異記』は三六例（約71%）（共通語辭合計数に占める比率）、『三宝絵詞』は三二例（約63%）となつて、それら各書と『今昔物語』との密接性の度合、別言すれば、それら各書の『今昔物語』への書承の度合（書承度）は『靈異記』の方が『三宝絵詞』よりも幾分高いことが分かる。更に「『今昔物語』共通語辭」が、それら各書に如何ように存するかを検討してみると、次のような結果が得られる。

『靈異記』——『今昔物語』……(12)、(14)、(16)、(17)、(22)、(23)、(25)、(29)、(30)、(34)、(36)、(38)、(39)、(46)～(51)の一九例

「『三宝絵詞』——『今昔物語』」……③、⑤、⑥、⑧、⑩、⑬、⑯、⑮、⑰、⑲、⑳、㉑、㉓、㉕、㉗、㉙の一五例

之に依つて、「『今昔物語』共通語辞」に就いても、『靈異記』の方が『三宝絵詞』よりも多く存することを知り得る。従つて当条の『今昔物語』は、『靈異記』を主要典拠とし、『三宝絵詞』を補助典拠としていることを明らかにしうるのである。

さて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分（傍波線）に就いて見るに、『靈異記』の当該部分はそのままの形で『今昔物語』の傍波線ロ部分に受容されており、『今昔物語』の傍波線イ部分は典拠たる『靈異記』に所見なく、撰者に依つて新たに付記されたものである。

尚、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各標題「行基大德放_ニ天眼_ニ視_ニ女人頭塗_ニ猪油_ニ而呵噴縁」（前書）、「文殊生行基見女人惡給語」（後書）を見るに、後者所見の惡の実態如何が前者所見の「女人頭塗_ニ猪油_ニ」に依つて具体的に知られるのである。これは、7で既に触れた如く、『今昔物語』の標題に「惡業」とあることの実態如何をば、それに對応する『靈異記』の標題に依つて具体的に知りうるケースに同じであり、斯うした点にも『靈異記』の標題表現の精緻さ乃至的確さを看取しうるのである。

次に56に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「嗚呼恥矣。_A不_B償_C他債、寧_A死耶。後世必有_C彼報_A而已。」所以出曜經云、「負_ニ他一錢鹽債_ニ故、墮_ニ牛負_ニ鹽所_ニ駈、以償_ニ主力_ニ」者、其斯謂之矣。」とあり、後者に「此レヲ聞ク人、皆ナ此ノ菩薩ノ前世ノ事ヲ知テ教へ給フ事ヲ貴ビ悲ムデ、『誠ニ此レ仏ノ化身ニ在マシケリ』ト信ジテ、弥ヨ貴ビケリ。亦、此レヲ思フニ、尚人ノ物ヲ負テ可償キ也、此ク世々ニ責ル也ケリ」云々とある。之に依り、『靈異記』の傍線B部分が『今昔物語』では傍線ロ部分のように変えて採り入れられているけれど、『靈異記』の傍線A部分、即ち人から借りた物を返済しないことに対する撰者景戒の所感部分と、傍線B部

分を補説乃至裏打ちする経文引用の傍線C部分とは『今昔物語』に採り入れられていない。併し乍ら、『今昔物語』では、『靈異記』に所見されぬ處の、前世から現世に及ぶ因果の実相を識る行基を仏の化身とする傍線イ部分を新たに付記している。但し、この傍線イ部分では、行基が前世のことを識る故に仏の化身とされているけれど、行基が前世のことを識ることよりも、仏の化身とされることを殊に主張している（これは、当条の『今昔物語』の冒頭に「行基菩薩ハ文殊ノ化身ニ在マス」とあることからも言い得られる。）点、等を認知しうるのである。

尚、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各標題「行基大徳携レ子女人視ニ過去怨ニ令レ投淵示ニ異表ニ縁」（前書）、「行基菩薩教女人悪子給語」（後書）を見るに、後者所見の「惡」が前者所見の「過去怨」に依つて、その実態如何をより具体的に知りうるのであり、斯うした点に就いては既に7で触れておいた通りである。

次に57に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「闇知、願死レ不レ果者、其斯謂之矣。」とあり、後者に「父母恋ヒ悲ムト云ヘドモ、甲斐無クテ止ヌ。智リ有ル人ノ云ク、『此レ願ヲ不遂ザル事ヲ令遂ムガ為ニ、仏ノ化シテ、舍利ヲ具シテ生レ來給テ、塔ヲ起テ供養シテ後、隠レ給ヒヌル也。』トナム父母ニ告ゲ令知ケル。実ニ可産キ齡ニ非ズシテ生ゼルニ、舍利ヲ捲レルヲ以テ然カ可知シ。其ノ塔于今有リ。磐田寺ノ内ノ塔、此也」云々とある。之に依り、『靈異記』の結尾部分はそのままの形で『今昔物語』に採り入れられていないことが分かる。併し、『今昔物語』の傍線ロ部分は、『靈異記』の結尾部分を具体的な形で、然も、尤もらしい理屈を付けて説明する為に考え出されたものであり、それに直続する傍線ハ部分は、そのことを補説乃至裏打ちするものと言えよう。更に『今昔物語』の傍線イ部分は典拠たる『靈異記』に所見なく、傍線ニ部分は典拠たる『靈異記』の本文「今磐田郡部内建立磐田寺之塔是也」に拠つて書かれたものである。

尚、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各本文内容と、それら両書の各標題「將レ建レ塔発レ願時生女子捲ニ舍利一

所レ産縁』（前書）、「遠江国丹生茅上起塔語」（後書）との相関性に就いて考えてみるに、それら両書共通して主人公（前書では第一、^A後書では茅上。）が深く厚い信仰心に基づいて仏塔造顕を立願したけれど、諸般の事情に依り、それを果たしえずにはいるうちに女子が生まれ、軀てその女子の掌に在つた仏舍利二粒を安置する為の仏塔を造顕する運びとなるが、その造顕主体者をば、前書では当該説話の主人公たる第一でなく、国郡司とする。これに対し後書では、国郡司でなく、当該説話の主人公たる茅上として、彼の年来の立願が茲に漸く適えられたとしている。

斯くして当該説話が、仮りにその主人公が年来の仏塔造顕の立願を果たすことのみをモチーフとし、且つそのことのみに終始する話柄であつて、それに標題を付すとすれば、確かに『靈異記』のそれでなく、『今昔物語』のそれのようになるであろう。併し乍ら、当該説話の如く、「信仰心に基づく仏塔造顕の発願」→主人公に仏舍利を帶する子女生誕→この仏舍利を安置すべき仏塔造顕の立願」と謂う共通した説話展開要素と、その説話展開要素から感得される靈異性乃至奇異性とをモチーフとする話柄であつて、それに標題を付すとすれば、『今昔物語』のそれでなく、『靈異記』のそれのようになると考えられるのである。

次に58に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「當知、負レ債不レ償、非レ无レ彼報。豈敢忘矣。所以成実論云、『若人負レ債不レ償、墮ニ牛羊麅鹿驢馬等中、償ニ其宿債』者、其斯謂之矣。」とあり、後者に「實ニ此レ奇異ノ事也。此ヲ思ニ、人ノ物ヲ借用シテバ、必可償キ也。況ヤ仏寺ノ物ヲバ、大ニ可恐ベシ。後ノ世ニ、如此ク畜生ト生レテ償也、極テ益無事也」云々とある。之に依り、次の事柄が知られる。即ち『靈異記』の傍線A部分が『今昔物語』では傍線口部分のように形を変えて採り入れられており、そこには、寺の物であれば、大いに恐れねばならぬこと、死後、畜生に生まれ変わつて償いをするのは「極テ益無事」であること、等が主張されてゐるけれど、唯、人から物を借用して返済しないことの報いの観念が欠落していると言える。また『靈異記』の傍線

A部分を補説乃至裏打ちする経文引用の傍線B部分は『今昔物語』に全く採り入れられておらず、その替り、『今昔物語』の傍線イ部分は、典拠たる『靈異記』に所見されず、物語撰者に依つて新たに付記されたものである。

尚、当条の『靈異記』の標題「貳用寺息利酒不償死作牛役之償債縁」に見る「貳用寺息利酒」は、『今昔物語』の標題「紀伊国名草郡人造惡業受牛身語」に見る「惡業」の実態如何を具体的に示すものであり、斯うしたことにしては既に7で指摘しておいた通りである。

次に59に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「乃疑、災表先現。彼歌是表也。或言『神怪、或言『鬼啖』覆思之、猶是過去怨。斯亦奇異事。」とあり、後者に「此レヲ思フニ、人財ニ耽リ龜ル事無カレ。此レ財ニ龜ルニ依テ有ル事也トテゾ、父母悔ヒ悲ビケル」云々とある。之に依り、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分に於ける主張が各々異なつてゐることを理会し得る。即ち『靈異記』では、○災難の前兆が先ず歌に現われること。○娘が食い殺されるという不思議で奇怪な現象をば、神の仕業とか鬼の所為とか云々されているけれど、これはやはり前世の仇敵の為せる業と考うべきであろうこと。これに対し『今昔物語』では、典拠たる『靈異記』に所見されぬ次下の事柄を主張している。即ち、一人は財宝を欲してそれに眩惑されではならぬこと。○娘が食い殺されるという不思議で奇怪な現象が起きたのは、娘の父母が財宝に眩惑された為であり、それ丈に父母は悔い悲しんだこと。

以上のうち『靈異記』の○に就いては、当条の冒頭部に「奈礼乎曾与咩爾保師登多礼、阿牟知能古牟智能余呂豆能古」云々との俗謡を掲記しており、これに相應ずるのであるが、このことは『今昔物語』に採り入れられていない。また『今昔物語』の○に就いては、種々様々な物品を送つて來た男と娘との結婚を許容したのは娘自身に外ならぬとする『靈異記』に相違して、父母がその男の持つて來た財宝に目が眩んで娘を嫁に遣る気になつたとしているのと相

応するのである。

尚、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各標題「女人惡鬼見_レ点攸_ニ食噉_レ縁」（前書）、「耽財娘為鬼被噉悔語」（後書）のうち、特に後者は、上述したその説話の結尾部分に於ける主張を能く表示するものと言えるのである。

次に60に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書収載説話は、大綱に於いて共通するとはいへ、細目に於いてかなり相違することを認めざるを得ない。故に当条の『今昔物語』は、『靈異記』のみに拠つて成ったのではなく、また『靈異記』を主要典拠として成ったのでもなく、唯、『靈異記』^Aを参考程度に用いて成ったに過ぎぬと考うべきであろう。それは兎も角として、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「因信_ニ因果_一、增加懃懃_ニ恭敬彼像_一」、従_レ此以来、得_ニ本大富_一、脱_レ飢無_レ愁_一、夫妻无_レ天_一、全_レ命存_レ身也。斯奇異事矣。」とあり、後者に「(女) 身ヲ地ニ投テ、泣々ク礼拝シケリ。暮レヌレバ、男来レリ。女泣々ク此ノ由ヲ語テ、共ニ恭敬シ奉ル事無限シ。其ノ後、夫妻トシテ此ノ家ニ住テ、大ニ富メル事祖ノ時ノ如シ。夫妻共ニ愁ヘ無クシテ、命ヲ持チ身ヲ全クシテ久ク有ケリ。『此偏ニ、觀音ノ助ニ依テ也』ト思ニ、恭敬供養シ奉ル事不怠ザリケリ。此ヲ思フニ、觀音ノ御誓不可思議也。現ニ人ト成テ、衣ヲ被ギ給ヒケム事ノ哀レニ悲キ也。殖櫻寺ト云フ此レ也。亦、其ノ觀音于今其ノ寺ニ在マス。人必ズ參テ可礼奉觀音也」云々とある。之に依り、『靈異記』の傍線A部分の主張に対応すると見られる『今昔物語』の主張は、傍線ロ部分に認められるが、そこには『靈異記』に見る如き明確な因果の道理の主張が為されていない。そしてこの対応部分に於いて、『靈異記』では娘独りのこととするのに對し、『今昔物語』では夫婦となつた二人のこととしている、という相違が認められる。更に『今昔物語』の傍線イハ両部分は、『靈異記』に全く所見されぬものであり、このうち特にハ部分の主張、即ち觀音の御誓いの不可思議なこと、実際に觀音が人に化身し着物をお召しになつたこと、斯様な靈驗灼かな殖櫻寺の觀音像が現存すること、件の觀音像に必ずお参りして拝み申す

べきこと、等といった主張は、『靈異記』に全く所見されず、之は『靈異記』以外の資料に拠つて書かれたと觀るよりも、撰者に依つて新たに付加されたものと解すべきであろう。

尚、『靈異記』『今昔物語』両書の各標題「孤嬢女憑_ニ敬觀音銅像_ニ示_ニ奇表_ニ得_ニ現報_ニ縁」（前書）、「殖櫻寺觀音助貧女給語」（後書）を見るに、前者の場合、祈願者の觀音像に対する真摯で直向きな信仰心が読み取れるのに対し、後者の場合、そうしたことを感じさせる表現が全く採られておらず、唯、觀音が貧女を助けたというように觀音の御利益、御恩頼を記すのみである。これは、上述した同書の結尾部分に於ける主張、即ち觀音の御利益、御恩頼を悟つて、觀音を限り無く敬い奉るというように、実益を蒙つて始めて、それを齋したもの（觀音）を尊崇するといった通俗的な御利益信仰の主張に相通するものと言えよう。

次に61に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「誠知、理智法身、常住非_レ无。為_レ令_レ知_ニ於不_レ信衆生_ニ所_レ示也」とあり、後者に「檀越驚テ、此レ何ノ故ト云事ヲ不知ズ。但シ、智リ有ル人ノ云ク、『菩薩ノ御身ハ常住ニシテ、滅スル事無シト云フ事ヲ、愚痴不信ノ輩ニ令知メ給ハムガ為ニ、其ノ故無クシテ頭落給テ、人繼ギ不奉ザルニ、本ノ如ク成リ給フ也』ト。檀越此レヲ聞テ、悲ビ貴ブ事無限シ。亦、此レヲ見聞ク人、皆貴ビテ、『奇異ノ事也』トテ」云々とある。之に依り、『靈異記』の結尾部分は『今昔物語』の傍線口部分に採り入れられていることが分かる。但し、この傍線口部分は「智リ有ル人」の言説という形に変改されているのである。また『今昔物語』の傍線イハニ部分は典拠たる『靈異記』に所見されず、物語撰者に依つて新規に付記されたものと言える。

尚、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各標題「觀音木像_ニ示_ニ神力_ニ縁」（前書）、「觀音落御頭自然_ニ繼語」（後書）を見るに、前者の「示_ニ神力_ニ」が後者では「自然繼」と表現されていて、後者では前者に見られる觀音像に内存する靈

力発現を示す表現が採られていないのである。当条の『今昔物語』の標題に見る「自然」なる表現は、『靈異記』の標題に全く見られず、『靈異記』『今昔物語』両書の対応条に見る全ての事例を掲記すると次のようになる（但し、当条の事例を含め）。

通番号	『靈異記』の標題	所在	『今昔物語』の標題	所在
29	締知識為四恩作繪仏像有レ驗示奇表縁	上 35	尼所レ被レ盜持仏自然奉レ值語	中 6
34	至誠心奉レ写法花経有レ驗示異事縁	下 3	奉入法華經管自然延語 依觀音助借寺錢自然償語	
68	沙門憑ニ願十一面觀音像得現報縁	16 27	12 26	12 17

次に62に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「誠知、三宝之非色非心、雖レ不見レ目、而非レ无ニ威力、此不思議第一也。」とあり、後者に「人皆此レヲ見テ、『奇異也』ト思テ、『此ハ誰ガ取り出シ奉ツルゾ』ト尋ヌルニ、取リ出シ奉レル人無シ。其ノ時ニ、山寺ノ僧共、泣キ悲ムデ、『此レ觀音ノ自ラ火難ヲ遁レムガ為ニ堂ヲ出給ヘル也ケリ』ト、泣々ク礼拝恭敬シ奉ツル。實ニ此レヲ思ニ、菩薩ハ色ニモ現ゼズ、心ニモ離レ、目ニモ不見エズ、香ニモ聞エ不給ズト云ヘドモ、衆生ニ信ヲ令発ムガ為ニ、靈驗ヲ施シ給フ事如此クゾ在シケル。此レヲ見聞ク人、首ヲ低ケテ、此ノ觀音ヲ恭敬シ奉ケリ」云々とある。之に依り、『靈異記』の結尾部分が『今昔物語』では傍線イハ両部分のよう変形し潤色を施して採り入れられていることが分かる。而して当該部分に就いて、『靈異記』では單に三宝、就中、仏法の有つ懼るべき不可思議な力を強調するのみであるのに対し、『今昔物語』では衆生に信心を起させんが為に觀音像が不可思議な靈驗を示現されたことを主張している。また『今昔物語』の傍線ロニ両部分は典拠たる『靈異記』に全く所見されず、物語撰者に依つて新たに付記されたものと言える。但し、

この傍線口部分は「智リ有ル人」の言説と謂う形に変改されているのである。

尚、『靈異記』『今昔物語』両書の各標題「觀音木像不_レ燒_ニ火難_ニ示_ニ威神力_ニ縁_ニ」（前書）、「觀音為遁火難去堂給語」（後書）を見るに、前者の「示_ニ威神力_ニ」を後者は「為遁火難去堂給」と表現しており、前者は神異・靈異の表現をば、文字通り「示_ニ——」なる記述形式を探つて表現するのに対し、後者はその記述内容を具体的に分かり易く表現していると言える。而して斯うした「示_ニ——」なる記述形式を採る表現は、前書に多見されるとはいへ、後書に全く所見されないのである。いま、『靈異記』に所見されるそうした事例の全てを分かり易く纏めて一括表示しておこう（事例数の多寡と表現類似性とを併考して配列した。また、傍_ニ）。

記述形式	事例所	在	事例数
示 _ニ 奇表 _ニ	上18、上20、上35、中13、中17、中19、中20、中21、中28、中34、下9、下17	一二	
示 _ニ 異表 _ニ	上4、上10、上22、上33、中30、下30	六	
示 _ニ 靈表 _ニ	上12、中22、中23、中39、下27		
示 _ニ 奇事 _ニ	上14、上25、上30	五	
示 _ニ 奇異表 _ニ	下28	三	
示 _ニ 異靈表 _ニ	中26		
示 _ニ 異事 _ニ	中6		
示 _ニ 強力 _ニ			
示 _ニ 神力 _ニ	中36	中27	中37
示 _ニ 威神力 _ニ			

示 _ニ 異形 _一	下 ₅		
示 _ニ 奇形 _一	下 ₈		
合計		三四	一

次に63に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「誠知、貪_ニ錢因_ニ隱、得_ニ大蛇身_ニ返護_ニ其錢_ニ也。雖_ニ見_ニ須弥頂、不得_レ見_ニ欲山頂_ニ者、其斯謂之矣。」とあり、後者に「實_ニ、『師ノ、錢ヲ貪テ此レヲ惜ムニ依、毒蛇ノ身ヲ受テ、返テ其ノ錢ヲ守ル也ケリ』ト知ヌ。此レニ依テ、『三年坊ノ戸ヲ不可開ズ』トハ遺言シケル也ケリ。此ヲ思フニ、極メテ愚ナル事也。」^A『生タリシ時、錢ヲ、「惜シ」ト思フト云ドモ、其ノ錢ヲ以テ、三宝ヲ供養シ、功德ヲ修タラバ、当ニ毒蛇ノ身ヲ受ケムヤ』トゾ人語ケル^B云々とある。之に依り、『靈異記』の傍線A部分は『今昔物語』の傍線イ部分に略々そのままの形で採り入れられており、また、傍線A部分を補説乃至裏打ちする傍線B部分は『今昔物語』に採り入れられており、それに替り、『今昔物語』の傍線ロハニ部分は典拠たる『靈異記』に所見されず、物語撰者に依つて新たに付記されたものであることが分かる。而してそれら傍線ロハニ部分のうち、殊に傍線ハニ部分は、そうした僧の行状を愚行^{（分_ハ部）}とし^{（分_ニ部）}、それに就いての人々の所見^{（分_ニ部）}という形で具体的に説明しているのである。

尚、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各標題「因_ニ慳貪_ニ成_ニ大蛇_ニ縁」（前書）、「奈良馬庭山寺僧依邪見受蛇身語」（後書）を見るに、僧の示寂後、蛇の身を受けたことを記して、『今昔物語』に「依_ニ邪見」とあるよりも、『靈異記』に「因_ニ慳貪_ニ」とある方が具体的であり、また、本文内容にも即応していると言えるのである。

次に64に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「伝聞、優填檀像、起致_ニ礼

敬、丁蘭木母、動示_ニ生形_者、其斯謂之矣。」とあり、後者に「其ノ仏、本何ニシテ沙ノ中ニ在マシケリト云フ事ヲ不知ズ。現ニ物ヲ宣ヘル仏也。心口有ラム人ハ必ズ詣テ可礼奉キ仏也」云々とある。

之に依り、『靈異記』『今昔物語』兩書の各結尾部分に於いて主張する攸、各々相違し、『靈異記』のそれが『今昔物語』に全く採り入れられていないことを知り得る。それに『今昔物語』の傍線イ部分は、「何ノ過在マシテカ、此ノ水難ニ值給ヘル」云々とある本文と矛盾するものであり、また傍線ロ部分は、木像が實際に物を仰有る仏である旨を指摘すると共に、この木像を礼拝崇敬すべきことを最も強く主張している。故に『今昔物語』のイロ兩部分には『靈異記』の場合と異なり、木像発掘の機縁となつた仏像の发声に就いての主張が然程強く為されていないのである。

斯くして、当条の『靈異記』『今昔物語』兩書の各結尾部分と、それら兩書の各標題「藥師仏木像流」水埋_レ沙示_ニ靈表_ニ縁_」（前書）、「修行僧從砂底堀出仏像語」（後書）との関係を惟るならば、『靈異記』に於ける方が『今昔物語』に於けるよりも、一層密接であると言えるのである。

次に65に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』兩書の各結尾部分を見るに、前者に「愛心深入、死別之時、恋_ニ於夫妻及父母子、而作_ニ是言、『我死復世必復相也』。^a其神識者、從_ニ業因縁_ニ或生_ニ蛇馬牛犬鳥等、先由_ニ惡契、為_レ蛇愛婚、或為_ニ怪畜生。愛欲非_レ一。如_ニ經說。『昔仏與_ニ阿難、自_ニ墓辺_ニ而過、夫妻二人、共備_ニ飲食、祠_レ墓慕哭。夫恋、母啼、妻詠、姨泣。仏聞_ニ妻哭、出_レ音而嘆。阿難白言、「以_ニ何因縁、如來嘆之。」^b仏告_ニ阿難、「是女先世產_ニ一男子。深結_ニ愛心、口喰_ニ其子閨。母經_ニ三年、儻倅得_レ病、臨_ニ命終時、撫_レ子嗟_レ閨、而斯之言。『我生々世、常生相之』、生隣家女、終成_ニ子妻、祠_ニ自夫骨、而今慕哭。知_ニ本末事故、我哭耳』」者、其斯謂之矣。又如_ニ經說。『昔有_ニ人兒、其身甚輕、疾走如_ニ飛鳥。父常重愛、守育如_レ眼。父見_ニ子輕、譬_レ之而言、「善哉我兒。疾走如_レ狐。其子命終、後生_ニ狐身_ニ。応_ニ願_ニ善譬_ニ。不_レ欲_ニ惡譬_ニ。必得_ニ彼報_ニ故也。』とあり、後者に「此度ハ、『此レ前生ノ宿因也ケリ』ト知テ、

治スル事無クテ止ニケリ。但シ、医師ノ力、薬ノ驗不思議也』云々とある。之に依り、『靈異記』の長い結尾部分の所述、即ち現世での靈魂が前世での善惡の行為の因縁に従うこと（^a部分）^{（傍波線）}、仏が阿難に嘆哭する女人の因果の実相を解明して聞かせること（^b部分）^{（傍波線）}、仮令、言葉の上だけでも悪い喻を考えてはならぬこと（^c部分）^{（傍波線）}等は、孰れも『今昔物語』に全く採り入れられておらず、『今昔物語』の結尾部分は典拠たる『靈異記』に全く所見されず、新たに物語撰者に依つて付記されたものであることが知られるのである。

尚、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各標題「女人大蛇所_レ婚賴_二薬力_一得_レ全_レ命縁」（前書）、「嫁蛇女医師治語」（後書）を見るに、前者は薬力（薬の）に依り、後者は医師の腕前に依り各々娘の危急を救つたとの捉え方に立脚する表現と解せよう。これは、前者の場合、その本文に「（女）答『我意如_レ夢。今醒如_レ本』。薬服如_レ是。何謹不_レ用。』」とあることに依り、また後者の場合、その本文に「女ノ云ク『我ガ心更ニ物不思シテ、夢ヲ見ルガ如クナム有ツル』ト。然レバ、女薬ノ方ニ依テ命ヲ存スル事ヲ得テ」云々とあるにはあるが、その結尾部分に「医師ノ力、薬ノ驗不思議也」とあって、「医師ノ力」を指摘し、然も、それを「薬ノ驗」に先出して記述していることに依り言い得られると思う。斯くして両書共、その標題と本文乃至結尾部分とが各々能く照應していることを認めうるのである。

次に66に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「贊曰、『善哉、海使氏長母。朝視_二飢子_一、流_二泣血淚_一。夕焼_二香燈_一、願_二觀音德_一。応錢入_レ家、滅_二貧窮愁_一。感_レ聖留_レ福、流_二大富泉_一、養_レ兒飽発、衣苑_二。晰_二委_一、慈子來祐、買_レ香得_レ価』。如_二涅槃經說_一。『母慈_レ子、因自生_二梵天_一』者、其斯謂之矣。斯奇異之事矣。』」とあり、後者に「弥_二ヨ觀音ノ靈驗ヲ深ク信ジテ、涙ヲ流シテ貴_レ事無限シ。朝暮ニ、香ヲ焼テ、灯ヲ燃シテ、礼拝恭敬シ奉ル間、貧窮ノ愁ヲ止テ、富貴ノ樂ビヲ得テ思ヒノ如ク數ノ子ヲ養ヒケリ。其ノ觀音于今其ノ寺ニ在マス。必ズ詣デ、可礼拝奉キ觀音ニ在ス」云々とある。之に依り、『靈異記』の傍線B部分と、これを明確な形で説明する傍線C

部分とが『今昔物語』では傍線ロ部分のよう^Aに変改して採り入れられており、そこでは典拠たる『靈異記』に於けるような信心の誠が観音に通じて福分を得ると謂う祈願者の観音への信心と、その報いに依る富の獲得と謂う明瞭な因果関係が不明瞭なものとされていること、『靈異記』の傍線A部分と、この傍線A部分以下傍線C部分迄を補説乃至裏打ちする傍線D部分とは『今昔物語』に採り入れられていないこと、そして『今昔物語』の傍線イハ両部分は典拠たる『靈異記』に所見されず、物語撰者に依つて新たに付記されたものと見られること、等々を知りうるのである。

以上を要するに、『靈異記』は祈願者の観音への真摯で熱心な信心に対し観音が福分を与えてそれに報いると謂う因果の実存することを、『今昔物語』は観音の靈驗灼かさを知つて観音を愈々崇敬礼拝すべきことを各々主張していると言える。更に斯様な事柄と、それら『靈異記』『今昔物語』両書の各標題「極窮女憑_ニ敬千手觀音像_ニ願_ニ福分_ニ以得_ニ大富_ニ縁」（前書）、「女人蒙穂積寺觀音利益語」（後書）とを併せ考へるならば、前書・後書のうち、特に前書に於いて、その結尾部分の主張と標題とが密接不可分の関係にあることを指摘しうるのである。

次に67に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「諒知、大乘不思議力、誦_レ經積_レ功驗德也。贊曰、『貴哉、禪師。受_ニ血肉身、常誦_ニ法華、得_ニ大乘驗。投_レ身曝_レ骨、而觸體中、著_レ舌不_レ爛。是明聖也、不_レ凡矣。』又吉野金峯、有_ニ一禪師。往_レ峯行道。禪師聞、往前有_レ音。讀_ニ於法花經金剛般若經。聞之留立、排_ニ開草中_ニ而見之者、有_ニ一觸體。歷_レ久日曝、其舌不_レ爛而生者著有。禪師取_ニ收淨處、語_ニ觸體_ニ言、『以_ニ因緣_ニ故、汝值_ニ於我_ニ。便以_ニ草葺_ニ覆於其上、共住讀_レ經、六時行道。禪師隨_レ讀_ニ法花、觸體共讀故、見_ニ彼舌、舌振動矣。是亦奇異之事也。』」とあり、後者に「菩薩此レヲ見テ、弥ヨ貴ムデ『奇異也』ト思フ。『實ニ此レ、法花經ヲ誦スル功ヲ積ルニ依テ、『其ノ靈驗ヲ顯セル也』ト知テ、泣々ク悲ビ貴ムデ、礼拝シテ返ニケリ。其ノ後ハ、弥ヨ實ノ心ヲ發シテ善根ヲ修シテ、彼ノ僧ノ後世ヲ訪ヒケリ。亦タ、勲ニ法花經ヲ誦スル事不怠ザリケリ。此レヲ聞ク人、皆法花經ノ靈驗ヲ

貴ビケリ」云々とある。之に依り、『靈異記』の傍線A部分が『今昔物語』では傍線イ部分のように変改して採り入れられており、その際、『靈異記』に於ける撰者の評言が『今昔物語』では永興菩薩の感懷乃至所見と謂う様態に作為されていること、『靈異記』の傍線B C両部分、即ち、髑髏の中に舌を著けたまま、未だ腐らぬ状態にある法華持經者を聖人・尊者とする論評部分（傍線B_部）と、吉野山の高峰金峰山に修行する一人の法華・金剛般若持經僧及び髑髏が一緒に住んで読經したとする部分（傍線C_部）とは共に、『今昔物語』に採り入れられていないこと、『今昔物語』の傍線口ハ両部分、即ち、死して尚、朽ちざる舌を以て法華經を読誦すると謂う靈験を眼の当たりにした永興菩薩が、その法華持經者を甚く尊んで感泣し、爾後愈々深い信仰心を起こし、善根を修して彼の僧の冥福を祈ると共に、心を籠めて法華經を読誦して怠ることが無かつたとする部分（傍線ロ_部）と、彼の僧の示した靈験を人々が皆尊んだとする部分（傍線ハ_部）とは共に典拠たる『靈異記』に所見されないこと、等々を知り得るのである。

兎も角も、『靈異記』では、髑髏となつた僧の、未だ朽ちざる舌が生前と同様に動いて読經の声を発すると謂う靈験を傍線A_部 C_部に共通して主張しているのに対し、『今昔物語』では、永興菩薩が例の靈異現象を識智して後、愈々深い信仰心を起こして善根を修し、彼の僧の後世を弔うと共に、法華經の読誦に専念したと謂うように、飽く迄も永興菩薩を当該説話の主人公役に据えて話柄を展開していることを認め得るのである。而して斯様な事柄と、それら『靈異記』『今昔物語』両書の各標題「憶持法花經者古著曝髑髏中不朽縁」（前書）、「僧死後舌残在山誦法花語」（後書）との相關性に就き考えてみると、前者の場合、その結尾部分に於ける主張と標題に於けるそれとが正に即応していると言える。これに対し後者の場合、その結尾部分に於ける主張と標題に於けるそれとが必ずしも即応しているとは言えないものである。更にこの後者では、僧の示寂後、何故にその舌が朽ちずに残ったかの説明がないので、この点、明確さを欠いている。これに対して前者では、そうしたことの理由が「憶持法花經者」の舌であるからと

明確にされている。

斯くして当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分と各標題との相関性に於いて、前者の方が後者よりも密接であること、またそれら両書の各標題に就いて、前書、即ち『靈異記』の標題の方が後書、即ち『今昔物語』のそれよりも本文・結尾両部分の記述内容を能く勘案して斟酌すると共に、その表現それ自体としても、十分に意を尽すべく入念、且つ精緻に為されていることを各自認知しうるのである。

次に68に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「方知、觀音大悲、法師深信矣。」とあり、後者に「此レ偏ニ、弁宗ガ實ノ心ヲ至セルニ依テ、觀音ノ助ケ給フ也」ト知テ、弥ヨ信ヲ發シケリ。^イ此レヲ聞ク人、觀音ノ靈驗ヲ貴ビケリ」云々とある。之に依り、『靈異記』の結尾部分の内容が『今昔物語』の当該部分に多少変改して採り入れられており、その際、『今昔物語』では弁宗の觀音に対する信仰心を愈々惹起させて確乎不拔なものならしめたこと（^{部分}_{傍線}）^ロと、この弁宗の話を伝聞した人が觀音の靈驗を貴んだとすること（^{部分}_{傍線}）^ロとを新たに付加しているのが知られる。

尚、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各標題「沙門憑ヨ願十一面觀世音像_得ニ現報_縁」（前書）、「依觀音助借寺錢自然償語」（後書）を見るに、当説話の主人公たる弁宗の觀音菩薩に対する真摯で熱心な信仰心に基づく祈請・祈願を能く表示するという点では、前者の方が後者よりも遙かに勝っていると言える。

次に69に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書に共通する説話が『三宝絵詞』（中15）にも見られる。これら三書間に於ける「共通語辞」を調査検討すると、『靈異記』——『三宝絵詞』が四〇例、『靈異記』——『今昔物語』が八例、『三宝絵詞』——『今昔物語』が五八例となつて、『三宝絵詞』——『今昔物語』の事例数（五八）が『靈異記』——『三宝絵詞』や『靈異記』——『今昔物語』のそれ（前者四〇、後者八）を上回つてゐること、

「『靈異記』——『今昔物語』」の事例数（八）は「『三宝絵詞』——『今昔物語』」のそれ（五八）に比して格段に渺ないとはいへ、厳然として存在すること、『今昔物語』への書承度は『三宝絵詞』の方が『靈異記』よりも遙かに高いこと、等々を指摘しうる。^(註7)これは、当条の『今昔物語』が『三宝絵詞』を主要典拠とし、『靈異記』を補助典拠としていることを示すものである。

さて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「是沈_レ海、水汚不_レ溺、毒魚不_レ呑、身命不_レ亡」。誠知、大乗威験、諸仏加護。贊曰、『美哉、不_レ挙_ニ彼惡、猶能忍之。寔斯法師、鴻立_ニ忍辱高行』。所以長阿含經云、『以_レ怨報_レ怨、如_ニ草滅_レ火。以_レ慈報_レ怨、如_ニ水滅_レ火』者、其斯謂歟矣。』^Bト知テ、弥ヨ誦スル事不怠ズ。此ヲ思フニ、智ノ殺スモ邪見ナルベシ、又舅ノ錢ヲ責ムルモ不善ノ事也トゾ、聞人云ヒ謗シリケル』云々とある。之に依り、『靈異記』の傍線A部分が『今昔物語』では傍線イ部分のよう変改して採り入れられていること、而してその際に、舅なる僧の命が助かったのを方広大乗經の功德に帰して考えることに就いて、これを典拠たる『靈異記』では、地の文で表現し説明しているのに対し、『今昔物語』では、当説話の主人公たる舅なる僧の自覚の表白と謂う形で表現しており、またこの舅なる僧が斯かる神秘的な体験、或いは不可思議な試練を経て後に、愈々信仰心を昂めて読誦に精進するようになったと謂う、典拠たる『靈異記』に所見されぬ事柄が新たに物語撰者に依り付記されていること、そして『靈異記』の傍線B部分（^C所謂論評部分）と、この傍線B部分を補説乃至裏打ちする傍線C部分とは孰れも『今昔物語』に採り入れられていないこと、更に『今昔物語』の傍線C部分は典拠たる『靈異記』に所見されず、当説話に登場する人物、即ち舅なる僧とその婿の両者には各々非が認められる処から、彼等は、彼等の為事を伝聞した人々に彼此批難されたと謂う、物語撰者の抱懐する倫理・道義感の一斑を窺知せしめる見解乃至主張と言えること、等々を理会しうるのである。

尚、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各標題「沙門誦」持方広大乘沈海不溺縁（前書）、「誦方広經僧入海不死返來語」（後書）を見るに、これらは孰れも各本文内容を能く表示しており、またその表現自体に就いて見るも、それら兩者間に然程の差異を認めえないのである。

次に70に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書に共通の説話が『三宝絵詞』『法華驗記』両書にも見られる。而してこれら四書間に於ける「共通語辭」を調査検討するに、『靈異記』——『三宝絵詞』は七例、『靈異記』——『法華驗記』は三例、『靈異記』——『今昔物語』は三七例、『三宝絵詞』——『法華驗記』は三二例、『三宝絵詞』——『今昔物語』は六例、『法華驗記』——『今昔物語』は六例となつて、事例数の上で『靈異記』——『今昔物語』（三七）が最も多く、『靈異記』——『法華驗記』（三）が最も尠ないこと、『法華驗記』への書承度は『三宝絵詞』が『靈異記』に比して格段に高いこと、『今昔物語』への書承度は『靈異記』が『三宝絵詞』や『法華驗記』に比して格段に高く、『三宝絵詞』と『法華驗記』が等しいこと、等々を指摘しうる。^(註8)之に依り、当条の『今昔物語』は『靈異記』を主要典拠、『三宝絵詞』『法華驗記』両書を略々同等の重みを以て補助典拠としていることが認知される。

さて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「當知、為法助身。於食物者、雖食雜毒而成甘露、雖食魚肉而非犯罪。魚化成經、天感齊道。此復奇異事也。」とあり、後者に「此レ、奇異ノ事也。此レヲ思フニ、仏法ヲ修行シテ身ヲ助ケムガ為ニハ、諸ノ毒ヲ食フト云フトモ、返テ薬ト成ル、諸ノ肉ヲ食フト云フトモ、罪ヲ犯スニ非ズ、ト可知シ。然レバ、魚モ忽ニ化シテ經ト成レル也。努々如此ナラム事ヲ不可謗ズト」云々とある。之に依り、次下の事柄が知られる。即ち、『靈異記』の傍線A部分が『今昔物語』では傍線B部分のよう変改して採り入れられているが、『靈異記』の傍線B部分は『今昔物語』に全く採り入れられていない。而して

『靈異記』の傍線C部分が『今昔物語』では傍線イ部分のように採り入れられている。従つて『靈異記』の傍線A

～C部分のうち、傍線B部分のみが『今昔物語』に採り入れられていないことになる。また『今昔物語』の傍線ハ部分は典拠たる『靈異記』に所見されず、物語撰者に依つて新たに付記されたもの、というのがそれである。

以上を要するに、『靈異記』では、天の諸仏が感動して仏道を助けることを、『今昔物語』では、俗人が仏道修行者を誹謗してはならぬことを各自に主張していると言えるのである。

尚、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各標題「禪師_レ將_レ食魚化作_二法花經_一覆_二俗_一誹_二緣_一」（前書）、「魚化成法花經語」（後書）を見るに、これらは、孰れも上述の両書独自の主張を表示するものとは言えぬけれど、両書共通の説話内容を詳細、且つ具体的に表現する点では、前者の方が後者よりも遙かに勝つていると言えるのである。

次に71に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「開_レ筥見之、経色儼然、文字宛然。八方人視聞之、無_レ不_ニ奇異。_B諒知、河東練行尼、所_レ写如法經之功茲顯、陳時王与、讀_レ經免_ニ火難_ニ之力再示。贊曰、『貴哉、榎本氏。深信積_レ功、写_ニ一乘經。護法神衛、火呈_ニ靈驗。_D是不信人改_レ心之能談。邪見人輶_レ惡之穎師矣。』」とあり、後者に「『奇異也』ト思テ、急ギ寄テ經筥ヲ取テ見ルニ、少モ焼ケ損ゼル所無シ。沙弥此レヲ見テ、泣キ悲デ筥ヲ開テ見ルニ、經亦本ノ如クシテ筥ノ中ニ在マス。沙弥_ニヨ心ヲ發シテ、貴_ニ事無限シ。世ノ人此レヲ聞テ、競ヒ來テ此ノ經ヲ礼ムデ、貴テ信ヲ發ス人多カリ。実ニ、此レヲ思フニ、心ヲ至シテ写シ奉レル經ナレバ、殊ニ靈驗ヲ施シ給フ事既ニ如此シ。然レバ、人有テ、仏ヲ造リ經ヲ書クト云ヘドモ、専ニ心ヲ可發キ也」云々とある。之に依り、『靈異記』の傍線A部分が『今昔物語』の傍線イ部分のような形に変えられており、その際、『靈異記』所見の、経の色が美しく、その文字が筆写時のままであると謂う条は採り入れられていない。そして『靈異記』の傍線B部分、即ち牟漏沙弥の示現した靈異をば、震旦に於ける魏の練行尼や陳の王与娘が示現した靈異の再現とする部分

は『今昔物語』に採り入れられていない。更に『靈異記』の傍線C部分、即ち榎本氏に就いての論評部分が、『今昔物語』の傍線ハ部分には同氏一個の問題としてでなく、『靈異記』の当該部分の内容を適宜に変改して採り入れられているが、それに後続する『靈異記』の傍線D部分は『今昔物語』に採り入れられていない、等々の事柄を知りうるものである。

尚、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各標題「如法奉^レ写法華經火不^レ燒縁」（前書）、「沙弥所持法花經不燒給語」（後書）と、それら両書の各本文及び各結尾文との関係に就いて見るに、牟屢沙弥が六ヶ月間を費して法華經を書写したこと、而してそれが「法ノ如ク」、即ち法式に則つて行なわれたとしていること依りすれば、前書の標題の方が後書のそれよりも、その本文の内容は固より、その結尾文の内容（殊に前書の傍線B部分「所^レ写如法經之功茲頭…再示）にも能く照応するものと言えるのである。

次に72に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「定知、至^レ心発願、願者無^レ不得之也。是奇異之事矣。」とあり、後者に「物ヲ見ル事明ラカ也。喜ビ悲ムデ、泣々ク身ヲ地ニ投テ、薬師ノ像ヲ礼拝シ奉ル。此レヲ見聞ク人、此ノ女ノ深キ信ノ至レル事ヲ讚メ、仏ノ靈驗掲焉ニ在マス事ヲ貴ビケリ。此レヲ思フニ、其ノ薬師ノ像、現ニ御身ヨリ薬リヲ出シテ、病人ニ授テ救ヒ給フ事如此シ。然レバ、身ニ病ヲ受タラム人、專ニ信ヲ發シテ、薬師ノ誓ヲ可憑奉シ」云々とある。之に依り、『靈異記』の結尾部分はそのまま『今昔物語』に採り入れられていないが、同書（今昔物語）の結尾文中より強いてその相当条を求めるとすれば、上引の傍線部分がそれに該当すること、併し乍ら、真摯で深い信仰心に基づく祈願は適えられぬ筈がなく、必ず適えられるとする『靈異記』の結尾部分に見る如き強い信念そのものは『今昔物語』の結尾部分の何処にも見受けられぬこと、そしてこの『今昔物語』の結尾部分には、日常生活に於いて実利実益を蒙る事柄に就き、それを奨励すると謂う世俗的な心性乃至姿勢が

濃厚に窺われること、等々を知りうるのである。

兎も角も、爰に当条の『靈異記』『今昔物語』両書が各々に主張する処の大きな差異を認めうるのであり、而して斯うした差異は、それら両書の各標題「二日盲女人帰_ニ敬薬師仏木像_ニ以現得_ニ明_ニ眼縁」（前書）、「薬師仏從身出薬与盲女語」（後書）にも明確に示されていると言えるのである。

次に73に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「贊曰、『善哉、彼二日盲者。現生開_ニ眼、遠通_ニ太方。捨_ニ杖空_ニ手、能見能行。』誠知、觀音德力、盲人深信也。」とあり、後者に「然レバ、遂ニ其ノ人ト見ル事無シ。『此レ觀音ノ変ジテ、來テ助ケ給ケル』ト知テ、涙ヲ流シテ悲ビ喜ビケリ。此レヲ見聞ク人觀音ノ利益ノ不可思議ナル事ヲ貴ビ敬ヒ奉ケリ」云々とある。之に依り、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分に於いて、觀音の功德・御利益に就いては前者後者共に指摘しているが、この功德・御利益を招致した盲人の信仰心の深さに就いての指摘は、前者に見えこそすれ、後者に見えぬことを認知しうる。而してこのことは、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各標題「二日盲男敬称_ニ千手觀音日摩尼手_ニ以現得_ニ明_ニ眼縁」（前書）、「盲人依觀音助開眼語」（後書）が能く表示していると言えるのである。

次に74に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書に共通の説話は『三宝絵詞』（中17）、『法華驗記』（下108）両書にも見られる。これら四書間に於ける「共通語辞」を調査検討するに、〈『靈異記』——『三宝絵詞』〉は二三例、〈『靈異記』——『法華驗記』〉は八例、〈『靈異記』——『今昔物語』〉は二例、〈『三宝絵詞』——『法華驗記』〉は一例、〈『三宝絵詞』——『今昔物語』〉は六例、〈『法華驗記』——『今昔物語』〉は三一例となり、事例数の上で〈『法華驗記』——『今昔物語』〉（三一）が最も多く、〈『靈異記』——『今昔物語』〉（二）が最も尠ないこと、『法華驗記』への書承度は『三宝絵詞』が『靈異記』よりも若干高いこと、『今昔物語』への書承度は『法華驗記』が『三

宝絵詞』や『靈異記』に比して遙かに高く、『三宝絵詞』が『靈異記』よりもやや高いこと、つまり、当条の『今昔物語』は『法華驗記』を主要典拠とし、『三宝絵詞』『靈異記』両書をその順次通りの比重を以て補助典拠としていること、等々を指摘しうるのである。
(註9)

さて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「國司聞」之大悲、引率知識、相助造法花經、供養已畢。是乃法花經神力、觀音鼎當。更莫疑之矣。」とあり、後者に「聞ク人、皆此ノ事ヲ貴ビ哀ブ。其ノ後、此ノ男国ノ内ニ知識ヲ引テ、經ノ料紙ヲ儲ク。人皆力ヲ合セテ、法花經ヲ書写供養シ奉リツ。必ズ可死キ難ニ值フト云ヘドモ、願ノ力ニ依テ命ヲ存スル事ハ、偏ニ此レ法花經ノ靈驗ノ至ス所也ト知テ、弥ヨ信ヲ發シケリ。亦、此レヲ見開ク人貴ビケリ」云々とある。之に依り、当説話の主人公たる穴に閉じ込められた者(以下、閉塞者と仮称する。)が救出された後に於いて、この閉塞者の予てよりの願いであり、また穴の中に閉塞されている時の誓いでもあつた法華經の書写と供養とを率先して成就完遂した主体者をば、『靈異記』では國司とするが、『今昔物語』では件の閉塞者自身として異なつてゐる。また、この閉塞者の奇蹟的な生還をば、『靈異記』では法華經の靈驗と觀音の不思議な力添えの賜物とするのに対し、『今昔物語』では法華經の靈驗のみで觀音の恩頼を蒙つたことに就いては何ら触れていない。更にまた、件の閉塞者が厄難から救助された後に、益々法華信仰心を起こしたことを記すのは典拠たる『靈異記』でなく、それを承けて成つた『今昔物語』である、等々と謂うように、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分の記述内容には、かなり差異のあることが認知されるのである。

尚、それら『靈異記』『今昔物語』両書の各標題「將写法華經建願人断内暗穴頼願力得全命縁」(前書)、「美作國鉄堀入穴依法花力出穴語」(後書)を見るに、当説話の主人公たる閉塞者の生命に係わる深刻な受難と、その受難から脱却せしめた法華の靈力に対する閉塞者の真摯で厚く深い信仰心とを明確に表示する点に於いて、前者の方

が後者よりも遙かに勝っていると言えるのである。

次に75に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「晰知、護法刑罰。愛欲之火、雖燒_ニ身心、而由ニ姪心、不レ為ニ穢行。愚人所レ貪、如ニ蛾投_ロ火。所以律令、『弱眷自姪_ニ面門』。復涅槃經云、『知_ニ五欲法、無レ有ニ歡樂。不レ得ニ暫停。如ニ犬齧ニ枯骨、無中飽厭期上』者、其斯謂也矣。」とあり、後者に「此ヲ見ル人、此ノ二人ノ人ヲ憶ミ謗テ、即チ搔出テハ、『此レ、現ニ護法ノ罰シ給ツル』ト皆人□喧リケリ。此レヲ思フニ、経師譬ヒ姪欲盛ニシテ發テ心ヲ燒スガ如クニ思ト云フトモ、経ヲ書奉ラム間ハ可思止シ。而ルニ、愚ニシテ命ヲ棄ツ。亦、経師其ノ心ヲ發スト云フトモ、女忽ニ不可承引ズ。寺ヲ穢シ経ヲ不信ズシテ現ニ罰ヲ蒙レリ。現世ノ罰既ニ如此シ。後生ノ罪ヲ思ヒ遣ルニ、何許ナルラムト皆人、悲ビ合ヘリケリ』云々とある。之に依り、『靈異記』の傍線A部分が『今昔物語』では傍線イ部分の如く見聞者の評言の形に変えて潤色されていること、『靈異記』の傍線B部分に於いて愛欲の情は力めて自制すべしとの一般論を主張する形に変改していること、そして『靈異記』の傍線C部分に於いて情死して了つた経師個人の行状を主張する形に変改していること、そして『靈異記』の傍線B部分を補説乃至裏打ちする傍線C部分が『今昔物語』に全く採り入れられていないこと、等々を認知しうる。更に『今昔物語』の傍線ハニ両部分は典拠たる『靈異記』に全く所見されぬもので、取り分け前者（傍線ハ）の、仮に経師が情欲を起したとはいへ、女がそれに直ぐ同調すべきでないとする、女への訓戒や、後者（傍線ニ）の、現世で受ける罪の実状を鑑みて後世で受けるであろう罪に就き、人々の彼此想察しての悲嘆等は物語撰者に依つて新たに付加されたものと言えるのである。

尚、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各標題「奉レ写ニ法花經一經師為_ニ邪姪一以現得ニ惡死報ニ縁」（前書）、「丹治比經師不信寫法花死語」（後書）を見るに、後者の「不信」が前者の「為ニ邪姪」に依り、また後者の「死」が前者

の「得_ニ悪死報」に依り、各々その実態を具体的、且つ詳細に知りうるので、斯かる点に於いては確かに前者の方が後者よりも勝つていると言えるのである。

次に76に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「法花經云、『誘_ト受_ヨ持此經_A者、諸根闇鈍、矬陋攀覽、盲聾背僵』」_B。又云、「見_ト受_ヨ持是經_C者、出_ニ其過惡、若實若不實、此人現世得_ニ白癩病」者、其斯謂也矣。当_ニ慎信心_D。応_レ讀_ニ彼德。不_レ誘_ニ其欠_E。蒙_ニ大災_F故矣。」とあり、後者に「此レヲ見聞ク人、『此レ偏ニ、心ヲ至シテ法花經ヲ書奉レル人ヲ誘リ憶ム故也』」ト云ヒケリ。_G此レヲ思フニ、法花經ノ文ニ違フ事無シ。心有ラム人ハ、專ニ法花經ヲ読誦シ書写セム人ヲバ、仏ノ如ク可敬シ。努々輕メ誘ズル事ヲ可止シ。此レ、勝レタル功德也」云々とある。

之に依り、『靈異記』の傍線AB両部分がそのままの形では『今昔物語』に採り入れられていないけれど、件の両部分が『今昔物語』には傍線ロ部分の如く集約した形で採り入れられていること、『靈異記』の傍線C部分の一部が『今昔物語』の傍線ニ部分に、『靈異記』の傍線D部分の一部が『今昔物語』の傍線イハ両部分に各々形態・内容を可成変えて採り入れられていること、等々が知られる。但し、この『靈異記』の傍線D部分に「不_レ誘_ニ其欠_E」とあり、既述の傍線B部分に「出_ニ其過惡」_Fとある如く、同書の結尾部分（傍線B、傍線）では法華經を信奉して書写する者の過失を批判乃至非難してはならぬとするのに対し、『今昔物語』の結尾部分（傍線イイ）では、そうした者の過失そのものを批判若しくは非難する記述が何ら見られないのである。これは、それら『靈異記』『今昔物語』両書の各標題「誹_ト奉_ニ写_ニ法花經」女人過失_G以現口_H喫斜縁」（前書）、「阿波國人誹写法花人得現報語」（後書）のうち、前者に「過失」なる表現が見られるのに対し、後者にそうした表現が見られぬことと照應するものであり、また後者に「得現報」とあるが、その具体的内容は前者に「口喫斜縁」とあることに依つて知られるのである。故に、当条の『靈異記』

『今昔物語』両書の各結尾部分と各標題との関係に於いて、より密接性が認められるのは前書の場合であり、また、それら両書の各標題の表現自体に於いて、より具体性、且つ詳細性が認められるのも、前書の場合であることを指摘しうるのである。

次に77に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「般若驗力、其大高哉。深信發願、無願不_レ應故也。」とあり、後者に「其ノ時ニ、長義泣々ク喜ビ貴テ、般若經ノ驗力ノ新ナル事ヲ深ク信ジテ、弥ヨ心ヲ發シテ、讀誦シテ恭敬供養シ奉ケリ。寺ノ僧共此ヲ聞テ、貴ブ事無限シ。然レバ、前世ノ罪業ヲ滅スル事ハ、金剛般若經ニ過タルハ無シ。罪業滅スレバ、如此ク病ノ喰ル事疑無シ。心有ラム人ハ、此レヲ聞テ專ニ此ノ經ヲ受持讀誦シ可奉シ」云々とある。

之に依り、前者では、御利生に預かる信仰・信心の対象、即ち金剛般若經に真摯で深く厚い絶対の誠を捧げると謂う実利実益を慮らぬ聖的な心性・性向を、後者では、蒙る御利生が顯然化して確乎たるものとなつてから始めて新たにそれ（金剛般若經）への信仰・信心を深め昂めると謂う実利実益を慮る俗的な心性・性向を各々主張しているというようすに、それら両者の主張には、大きな徑庭のあることを認めざるをえないのである。

尚、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各標題「沙門一日眼盲使_レ讀_レ金剛般若經得_レ明_レ眼縁」（前書）、「僧長義依金剛般若經開盲語」（後書）を見るに、それら両書の各本文が共通して記す、俄然失眼→金剛般若經讀誦→本復開眼の顛末を、仮令、簡単なものであれ、正確に表示する点に於いて、前者の方が後者よりも上廻っていると言えるのである。

次に78に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「斯乃發願之力。用_レ物之災、是我招罪。非_ニ地獄咎矣」。大般若經云、『凡錢一文、至_ニ廿日、倍_ニ一百七十四万三貫九百六十八文_ニ在。故竊_ニ一文錢_ニ

C

A

B

莫ニ盜用也」者、其斯謂之矣。」とあり、後者に「然レバ、般若經ノ力ニ依テ、冥途ヨリ返ル事ヲ得タリ。此ヲ聞カム人、專ニ般若經ヲ可信敬シ」云々とある。之に依り、『靈異記』の傍線A部分が『今昔物語』では、傍線イ部分の如く変えて採り入れられており、『靈異記』の傍線B部分と、この傍線B部分を補説乃至裏打ちする傍線C部分とは『今昔物語』に採り入れられていないこと、このうち『靈異記』の傍線A B両部分は甦った忍勝自身の述懐中に見られるものであること、そして『今昔物語』の傍線ロ部分は、典拠たる『靈異記』に所見されぬもので、般若經の威力を認知して始めて同經を信仰すべしとする、例の『今昔物語』の結尾部分に於ける一特色たる俗的性・性向を主張する条であること、更に忍勝が冥途より生還した所以に就いては、それら両書の各結尾部分に共通して記す（『靈異記』の傍線A部分、『今昔物語』の傍線イ部分）が、それとは異なり、忍勝が冥途に赴かねばならなかつた所以に就いては、それら両書の各結尾部分のうち、『靈異記』のそれのみ（傍線B部分）にしか見られぬこと、等々を指摘しうるのである。

尚、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各標題「用ニ寺物ニ復將写ニ大般若建ニ願以現得ニ善惡報縁」（前書）、「大伴忍勝発ニ願從ニ冥途ニ返語」（後書）を見るに、当説話の主人公たる忍勝が寺物私用と大般若經書写の立願とに依り現世・冥途間を往還したと謂う話柄を具体的、且つ精細に表示する点に於いて、前者の方が後者よりも遙かに勝つてゐると言えるのである。

次に79に就いて、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分を見るに、前者に「海中雖ニ多難、而全ニ命存レ身、寔尺迦如來之威德、海中漂人之深信矣。^A現報猶如^B是。況後報也。」とあり、後者に「此レヲ思フニ、海ニ入テ曰來漂フト云ヘドモ、遂ニ命ヲ生き、身ヲ存スル事ハ、此レ偏ニ、釈迦如來ヲ念ジ奉レル廣大ノ恩徳也。亦、此ノニノ人、信ヲ深ク至セルガ故也。然レバ、人若シ急難ニ值ハム時ハ、心ヲ靜メテ念ヒヲ專ニシテ仏ヲ念ジ奉ラバ、必ズ其ノ利益ハ可有ベキ也」云々とある。之に依り、『靈異記』の傍線A部分が略々そのままの形で『今昔物語』の傍線イ

部分に採り入れられていること。但し、『靈異記』の傍線B部分が『今昔物語』には全く採り入れられておらず、また『今昔物語』の傍線ロ部分は典拠たる『靈異記』に所見されず、撰者に依つて新規に付加された部分であること、等々を認知しうる。更に当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各結尾部分に於ける主張内容に就いて見るに、前書では現世・来世での応報を、後書では仏（釈迦）の広大無辺な慈悲を知り、それに専心祈念すれば、必ずや御利益に預かると謂う、例の実利実益を念慮した俗的な心性・性向を各々内容としていることが理会されるのである。

尚、当条の『靈異記』『今昔物語』両書の各標題「漂流大海」敬称「尺迦仏名」得「全」命縁（前書）、「紀伊国人漂流依「仏助」存「命語」（後書）を見るに、前者では、被助命者が敬んで釈迦牟尼仏の御名を稱えたことから仏の感應を得て、その広大無辺な慈悲に預り得たというように、被助命者の釈迦牟尼仏に対する真摯で深く厚い信仰心を如実に表わしていると言える。これに対して後者では、被助命者が仏の助けに依り存命するを得たというように、仏助を受けたことのみを示しているに過ぎないのである。

以上、『靈異記』『今昔物語』両書収載の共通説話七十九条に於いて、前書の結尾部分が後書に如何ように引用摄取されているか、別言すれば、前書の後書への受容の実態如何に就いて、それら両書の各結尾部分と各標題とが如何に係わり合っているか、換言すれば、各結尾部分と各標題との関連性如何に就いて逐条検討を加えてきたが、最後に、それら七十九条に於けるそれら両書の各標題が如何なる文字数を以て表現されているかを調査し、且つその表現様態に有する意義を陳述して本稿の結びとしたい。

凡そ、〈表五〉に示す如く、それら七十九条中、標題の文字数に於いて、『靈異記』の方が『今昔物語』よりも多いのは六十四条（約81%（全七十九条中占める比率、以下同様。））、逆に『今昔物語』の方が『靈異記』よりも多いのは十二条（約15%）、それら両

〈表五〉

																				事項				
																				文字数				
																				固有名詞（人名・地名・寺名）				
20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	番通号				
(16)	(15)	(15)	(17)	(14)	(18)	(17)	14	(13)	(12)	12	(16)	(15)	(12)	(11)	(15)	(12)	10	8	9	記靈異	文字数			
11	11	13	12	10	13	15	(16)	9	10	12	12	10	10	10	11	8	(13)	(9)	(12)	物今語昔	固有名詞（人名・地名・寺名）			
高市中納言		大和国	道照和尚	河内国	延興寺僧惠昧	山城国高麗寺榮常	伊予国越智直	大和国		百濟僧義覚		高麗僧道登		但馬国	伴義通	佰濟弘濟	僧行善	現光寺	聖德太子	靈異記	今昔物語	固有名詞（人名・地名・寺名）		
40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	番通号				
(15)	12	11	11	12	(19)	(14)	(20)	6	(14)	(15)	(16)	(16)	(18)	(15)	(16)	(15)	(16)	(18)	(13)	記靈異	文字数			
10	(13)	(12)	(12)	(14)	10	10	15	(9)	11	11	11	11	11	9	12	12	14	11	11	物今語昔	靈異記	今昔物語	固有名詞（人名・地名・寺名）	
																				御手代東人	豊前國膳広国	白髮部猪麿	役優婆塞	石川沙彌
	山城国	紀伊国	和泉国	武藏国大伴赤麿	行基菩薩			摂津国	尾張国	吉志火麿	長屋ノ親王			河内国八多寺										

〔備考〕

文字数欄の○印は、『靈異記』『今昔物語』両書の各標題の文字数のうち多いものであり、この○印を各書毎に加算した数値が合計欄のそれである。また、固有名詞欄の傍線は固有名詞部分を示すものである。

	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41
	(16)	(10)	(16)	(15)	(19)	(18)	(21)	6	(13)	(15)	(14)	(17)	14	(13)	(16)	(17)	(12)	(14)	(15)	(14)
	10	9	14	10	11	11	9	(9)	12	14	10	10	14	12	11	15	11	10	11	11
					行基大徳															
殖櫻寺		紀伊国名草郡	遠江国丹生茅上	行基菩薩	行基			尾張国	僧広達	讃岐国	橋ノ磐島			和泉国尽恵寺	金就優婆塞	利荊女	山城国高麗寺栄常	讃岐国	伊賀国	
合計	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	
六四	(14)	(18)	(17)	(17)	(17)	(15)	(20)	(18)	11	(14)	(13)	(14)	(15)	(19)	(13)	(13)	(13)	7	(13)	7
二一	12	11	12	13	12	14	9	11	11	7	12	11	11	11	7	11	(14)	10	(9)	
三																				
五四	紀伊国	大伴忍勝	僧長義	阿波国	丹治比経師	美作国									穂積寺			奈良馬庭山寺		

書が等しいのは三条（約4%）となって、標題の文字数の上で、『靈異記』の方が『今昔物語』よりも遙かに上廻つてゐることが分かる。併し乍ら、標題中に、当該説話に日常生活に密着した現実性を有たせる具体的な人名・地名・寺名、等の固有名詞を有する事例が『靈異記』には僅か三条（約4%）しかないのに対し、『今昔物語』には五十四条（約68%）もあって、『今昔物語』の方が『靈異記』よりも圧倒的に多いことが知られる。斯うして『靈異記』の標題は『今昔物語』のそれに比して多くの文字数を以て表現されているものの、そこには当該説話に係わる主人公名を始めとする諸種の具体的な固有名詞の表現が極めて少しあり見られないものである。而して斯うしたそれら両書の各標題に看取される顕著な差異を如何に考うべきかと言うに、『靈異記』の場合、同書の具名たる『日本國現報善惡靈異記』に端的に示されている如く、我国に於ける等流果の法の実存並びにその実態と、そうした事象に或いは係わり、或いは係わらざる靈異の顕現される実相とを成可く詳密に叙説し、以て人倫道義の規範の資に供せんとする、その一大撰述意図乃至目的からすれば、同書本文の内容と主張とを要約して精確に示す処の、本文の顔とも言うべき標題に於いて、そうした内容と主張とが的確、且つ詳細に表現されていきへすれば、標題としては、それで事足りるのであって、果して或る為事乃至事象が何人に依るもので、何處で為されたか等といったような点での具体性は、この際、指して必要なことではないのである。これに對して『今昔物語』の場合、既に屢述した如く、典拠たる『靈異記』説話に於ける内容とその主張とを、世俗人の現実的な関心に照らして、その立場から彼等の日常生活に聊かなりとも利を齎す資とすべく、そうした形態に変改しているケースが相当多く、それは各結尾部分に最も能く示されている処である。而してこの各結尾部分に於けるこうした内容と主張とを要約して表示するのが各標題に外ならぬから、同書の各標題が上述した『靈異記』の各標題に比して、当該説話に現実性を有たせる具体的な人名・地名・寺名、等の固有名詞をより多く表現しているのは、当然の様態と言えるのである。

之を要するに、それら両書の各標題間に看取されるそうした表現様態の差異は、畢竟するに、それら両書の撰述意图乃至目的の差異に由来すると共に、そのことを説明するものに外ならないのである。

註

- (1) 拙稿「『日本靈異記』の標題表現」(『神道学』第一一七号)。
- (2) 拙稿「『日本靈異記』の研究——後代文献への書承」(『國學院大學日本文化研究所紀要』第四八輯)。
- (3) 拙稿「『今昔物語集』の研究——『日本往生極楽記』『大日本法華經驗記』両書との関係を中心として——」(本誌第二号)。
- (4)(5)、(7)～(9)、(2)に同じ。
- (6) 同氏『日本國現報善惡靈異記註釋』二四六頁。